

安全センター情報2017年3月号 通巻第446号
2017年2月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可



2017 **3**

安全センター情報



特集● アジア・世界のアスベスト禁止 2016

写真：東南アジア地域アスベスト禁止ネットワーク会議

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーク、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0210-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト: <http://www.joshrc.org/~open/>」

では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

安全 センター 情報

◎「安全センター情報」をご購読してください

月刊誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界の状況など、他では得られない情報を掲載しています。

例えば、2016年度の特集のタイトルと特徴的な記事をあげてみれば、以下のとおりです。

- 2016年 4月号 特集/アジアのアスベスト禁止 2015 建設アスベスト訴訟・石綿肺がん行政訴訟
- 5月号 特集/放射線被ばくと白血病 職業病の報告:欧州5か国における状況
- 6月号 特集/救済法10年目のアスベスト対策見直し 惨事ストレス:救援者の”心のケア”
- 7月号 特集/職業・環境リスクによる疾病負荷の推計 機械安全を用いた取扱規制
- 8月号 特集/脳・心臓疾患、精神障害の労災認定 化学工場膀胱がん災害調査報告書
- 9月号 特集/日本の労働安全衛生 最新労災職業病統計・行政通達一覧
- 10月号 特集/労災保険審査請求制度等の改正 ILO 職場ストレス:集团的課題
- 11月号 特集/石綿健康被害救済小委員会報告案 鉄道事業外注化と労働問題報告書
- 12月号 特集/パワー・ハラスメントのない職場づくり オーストラリアの石綿違法輸入対策
- 2017年1・2月号 特集1/石綿健康被害補償・救済状況の検証 特集2/職業がんをなくそう
- 3月号 特集/アジア・世界のアスベスト禁止 2016 欧州における職業がんの立法と予防

●購読会費(年間購読料):10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)

●読者になっていただけそうな個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。

◎ 賛助会員になって活動を支えて下さい

全国安全センターの財政は、賛助会費と購読会費(購読料)、カンパで成り立っています。賛助会員には、私たちの活動の趣旨に賛同していただける個人・団体はどなたでもなることができ、賛助会費は年度単位で1口10,000円、1口以上何口でも結構です。賛助会員には、月刊誌「安全センター情報」をお届けしますので、あらためて購読会費を支払う必要はありません。

購読会費・賛助会費のお申し込みは、電話(03-3636-3882)・FAX(03-3636-3881)・Eメール(joshrc@jca.apc.org)で、氏名、送付先をご連絡のうえ、中央労働金庫亀戸支店(普)7535803、または、郵便払込口座00150-9-545940—名義はいずれも「全国安全センター」—にお振り込みください。

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

PHONE(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

特集 / アジア・世界のアスベスト禁止 2016

NZ、カナダ、スリランカ禁止決定 南・東南アジアレベルの連携強化

労働組合運動の積極関与にも期待

全国安全センター事務局長 古谷杉郎 - 2

ニュージーランド石綿含有製品禁止閣議文書	23
カナダ政府のアスベスト禁止決定関係資料	30
早期禁止と正義実現—台湾・日本共通の課題	35

欧州の職業がんに関する 立法と予防(共同体立法の発展)

欧州労働組合研究所「職場におけるがんリスク」より - 37

各地の便り/世界から

関西●無理! 建設業の外国人技能実習生受入	50
愛知●ベトナム人技能実習生の労働災害事件	51
神奈川●パワハラ・過重労働による精神疾患	53
神奈川●「長時間労働により脳出血で倒れた母」	57
神奈川●くも膜下出血闘病18年後「肺炎」で死亡	59
神奈川●脳出血闘病13年後「廃用症候群」死亡	60
岐阜●ニチアス住民被害補償要請書に拒否回答	60
岐阜●ニチアス3人の被害で泉南型国賠提訴	61
埼玉●石綿材製造、東京地裁にも泉南型国賠	62
山梨●10回の相談会開催経て山梨支部設立	63
韓国●サムスン職業病被害者座り込み1年を超す	64

NZ、カナダ、スリランカ禁止決定 南・東南アジアレベルの連携強化 労働組合運動の積極関与にも期待

古谷杉郎

全国安全センター事務局長

豪州のアスベスト・ショック

2016年も各国で多くの進展があったため、今回の報告をどの国からはじめようかやや悩んだが、オーストラリアからはじめることにしたい。

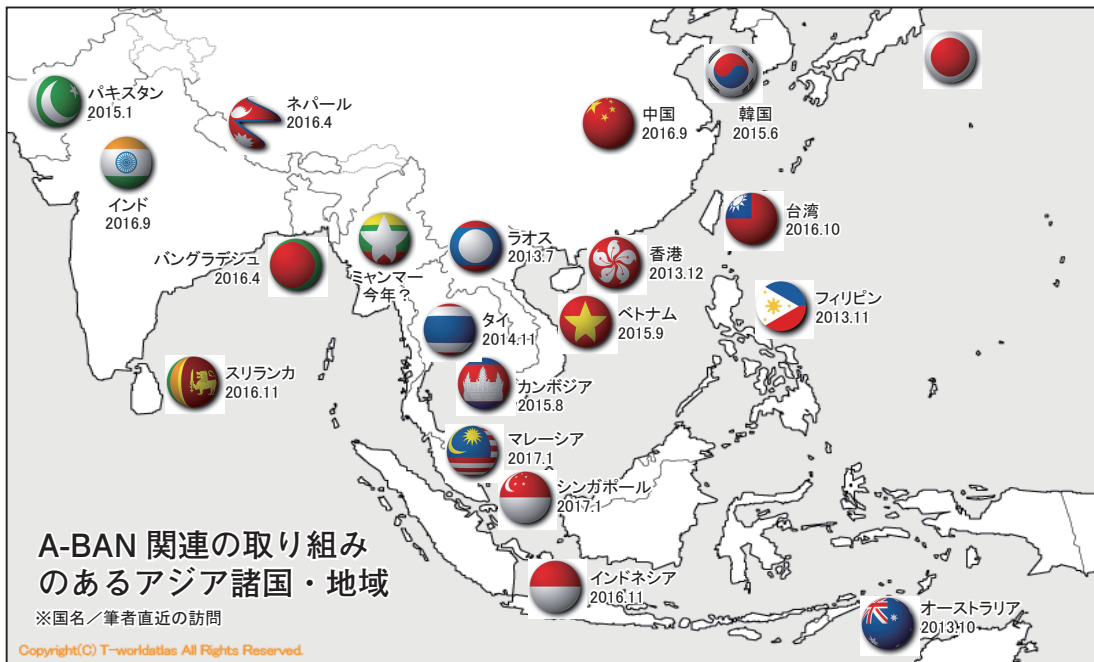
オーストラリアは、日本よりも1年早く、2003年末からアスベスト禁止に踏み切っている。さらに、2013年には「アスベスト注意喚起・管理国家戦略計画」を策定するとともに、「アスベスト安全・根絶庁（ASEA）」を設立して、「オーストラリアがアスベスト関連疾患の完全根絶に向けて進む〔世界で〕初めての国となるうえで、歴史的一歩をしるすことになるだろう」と宣言した。同国家戦略では、身のまわりに残されている既存アスベストを安全かつ計画的に除去することによって、2030年までにアスベストのない環境の実現をめざすことが目標として掲げられている。アスベスト関連疾患の根絶に向けて、新たな使用等の禁止の次の段階で、何をなすべきかを世界に示した先進国のひとつと言える。

そのオーストラリアで2016年はじめから、中国から輸入された建材にアスベストが含有されている

事実が、まさに各地で相次いで発覚したのである。アスベスト含有の疑いをもった労働組合員が分析の手配をしたことから判明したと聞いているが、これが一大スキャンダルの引き金となった。2016年を通じて連日、違法輸入問題だけでなく、違法解体や既存アスベストの存在等をはじめ様々な問題がメディアで取り上げられている。オーストラリアではこれまでも、中国から輸入された自動車や鉄道車両、さらにはクレヨンなどにアスベストが含有されていたこともスキャンダルになってきたが、今回は一過性で終わらず、まさに「クボタ・ショック」のオーストラリアにおける再来ともいえる状況であった。

そして、これが国際的にもいくつかの波及効果を生んでいることが、今回オーストラリアからはじめることにした主な理由である。

第1に、これがオーストラリアだけでなく、日本も含めてすべてにアスベストを禁止したすべての国にとっても共通した問題だということである。オーストラリアの関係当局が講じた諸対策については、2016年12月号で紹介した。アスベストを含有していないことを保証するのは輸入者の責任であるという基本的枠組みは変えていないものの、未だアスベスト禁



止に踏み切っていない国々が存在し、また、「アスベスト含有」の定義が国によって異なっている現状のなかで、アスベスト含有品が違法に輸入される可能性があることを明確に認めたくえて、関係者による義務の順守徹底と関係機関の連携強化のための具体的な努力を示し、さらに違法な輸入等が判明した場合には厳重に対処するという姿勢を明らかにしたことは、ほとんど無策のままな日本の現状と比較すれば雲泥の差がある。

ニュージーランド2016年禁止

第2に、日本の「クボタ・ショック」が韓国や台湾の禁止に影響を及ぼしたように、オーストラリアの事態が近隣地域に影響を及ぼしていることである。

ニュージーランドは、1996年にすでに原料アスベストを禁止していたが、アスベスト含有物質の輸入は禁止されていなかった。

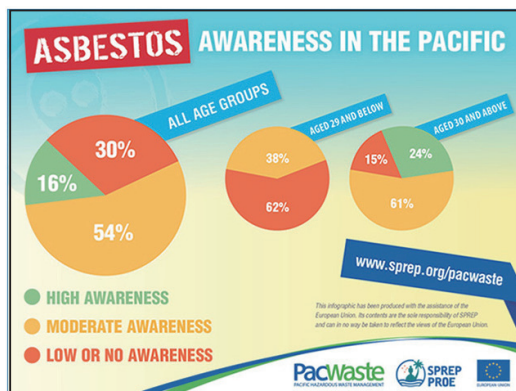
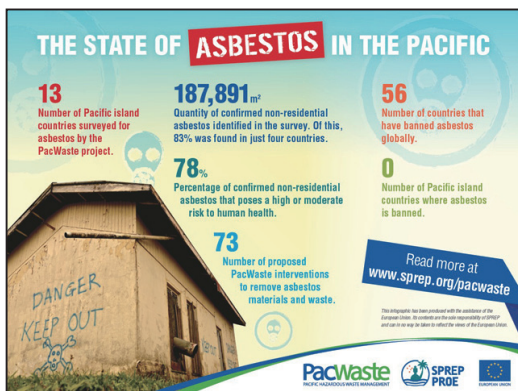
政府はしばらく前（これにもオーストラリアの影響があったと思われる）からアスベスト含有物質も禁止することを検討していたが、2016年6月に環境大臣が、同年10月1日から禁止を施行することを発表

した（2016年8月号参照）。ニュージーランド労働組合評議会も、同年4月28日のワーカーズ・メモリアルデーにあたって、「われわれは政府にアスベスト含有物質の輸入を禁止するよう要求しているが、それだけでは十分でない。それを建物から除去する計画が必要である」としていた。

とくに2016年に入ってから、オーストラリアの事態がニュージーランドでも伝えられるとともに、同国唯一の観光列車キーウレイルが中国から輸入したディーゼル電車車両にアスベストが使用されていたことや様々な建物や水道管等の既存アスベスト問題等がメディアによって報じられた。

2016年2月15日には新たな2016年労働安全衛生（アスベスト）規則が公布され、4月1日に施行された。また、これを踏まえた認証実施基準（ACOP）「アスベスト-アスベストの管理及び除去」も11月3日から施行された。全面禁止は、2016年輸出入（アスベスト含有製品）禁止令として9月26日に公布され、10月1日から施行された。

本号では、環境大臣事務所が6月に閣議に「アスベストが含有製品の輸入の禁止」を提案した文書を紹介する（23頁参照）。



太平洋諸国も禁止を検討

波及は太平洋諸国にも及んでいる。

おりしも、地域国際機関である太平洋地域環境計画事務局 (SPREP) と欧州連合 (EU) による広域プロジェクトである太平洋有害廃棄物管理プロジェクト (PacWaste) が、世界保健機関 (WHO) とも協力して2016年3月31日に、4年間かけ785万ユーロを費やした調査結果をまとめた報告書「太平洋におけるアスベストの状況」を公表した。

これは、13太平洋諸国の25の島々におけるアスベストの所在及び関連するリスクに関する情報を提供している。調査によって家屋以外のアスベストが確認された187,891m²は、その83%が4か国に集中しており、また、78%が高度または中等度の「リスクあり」と分類された。そのほとんどは据え付けられたときには非飛散性であったものの、経年劣化や損傷によってアスベスト繊維飛散のリスクが増大している。この地域では自然災害による影響もある。さらに、建物の新築に輸入されたアスベスト含有建材が使われ続けていることも確認された。

国別の確認された面積は、多い順に、ナウル (52,874m²)、ニウエ (46,428m²)、キリバス (39,992m²)、バヌアツ (19,330m²)、クック諸島 (6,520m²)、サモア (5,260m²)、トンガ (4,850m²)、ミクロネシア連邦 (3,557m²)、ソロモン諸島 (3,150m²)、パラオ (2,514m²)、フィジー (2,305m²)、マーシャル諸島 (860m²)、ツバル (251m²)。

PacWasteは、今後1年間に、11か国の最もリスクの高い73か所—確認されたものの20%に相当—でアスベスト除去を実施すると発表した。

WHOのDr. Rokho Kimは、アスベスト輸入を防止する規制を実施する必要性を指摘した。

PacWasteは6月15日にも、太平洋諸島では、とりわけ30歳未満の人々のアスベストの危険性に対する認識が薄いとする調査結果も公表している。

呼応するかのような報道も続いた。9月5日「クック諸島での大学火災がアスベスト問題を前面に」(ラジオ・ニュージーランド)、9月12日「ソロモン諸島での病院火災が太平洋規模のアスベスト禁止の必要性を強調」(PacWaste)、9月20日「病院火災がアスベスト禁止に火をつけた」(フィジー・タイムズ)、9月29日「トンガの病院で子供たちがアスベストを吸入」(ラジオ・ニュージーランド)、10月24日「ナウルがアスベスト訓練に取り組む」(PacWaste)。これらの記事からも、オーストラリアやニュージーランドでの出来事が影響を及ぼしていることがうかがえる。

豪APHEDA・労組のアジア支援

第3に、オーストラリアの人々のアスベスト問題への関心が一層高まるなかで、オーストラリアの労働組合の、世界—とりわけ東南アジアのアスベスト禁止に向けた草の根の取り組みを支援しようという機運が高まったことである。

2014年3月号で少し詳しく書いたように、オーストラリア労働組合評議会 (ACTU) の海外人道支援

機関APHEDA (Union Aid Abroad) は、2010年にベトナムでアスベスト・プロジェクトを開始し、それをメコン諸国に広げ、さらに東南アジア=ASEAN諸国への拡大を展望していた。2013年9月の総選挙で保守党に政権交代してしまったため政府からの支援拡大は期待できなくなったもののその意欲は持続して、アジア・アスベスト禁止ネットワーク(A-BAN)との協力も続いていた。

A-BAN2015ハノイ会議では、ベトナム・ラオス・カンボジアでの進展を踏まえてそれら諸国からの参加者についてAPHEDAから強い要望もあり、そのための一部資金負担もあった。さらに、ASEAのPeter Tighe、ACTUを代表してオーストラリア製造業労働組合(AMWU)のPaul Bastianも初めて参加。会議で初めて、東南アジア、南アジア、東アジアの小地域別(sub-regional)ワークショップをもったところ非常に好評で、国際建設林業労連(BWI)からは東南アジア地域会議のジャカルタ開催が具体的に提案された。そして、APHEDAのアスベストプロジェクトのメコン諸国からASEANへの拡大の最初の国がインドネシアになった。結果、後述する東南アジア地域会議のジャカルタ開催は、A-BAN、国際アスベスト禁止書記局(IBAS)、BWI、APHEDAと地元団体が協力して準備することになった。

さらに、APHEDAディレクターのKate Leeによれば、アスベスト・スキャンダルを契機にこれまでほとんど付き合いのなかった労働組合も寄付等をする流れになっているとのこと。このチャンスを逃さず、さらに幅広い労働組合を巻き込み、また、APHEDAの(東南)アジア支援も大幅に拡大していきたいというのであった。具体的には後に紹介していく。

AMRC-Solidar Suisse

加えて、ANROEV/A-BAN2015ハノイ会議には、ディーセント・ワークと民主的参加を促進するスイスの国際連帯機関Solidar Suisseのディーセントワーク・アジア事務所(香港)の担当者も参加していた。彼女は、とくにA-BAN会議のほうに感銘を受けて、今後アジア・モニター・リソースセンター(AMRC)を通じてアジアにおけるアスベスト問題への取り組

12:00 AM, April 24, 2016 / LAST MODIFIED: 12:00 AM, April 24, 2016

HEALTH EVENTS

Call for Asbestos free South Asia

The South Asia Strategic meeting on ban of asbestos took place in Brac Inn in Dhaka yesterday. The strategic meeting brought together 20 advocates, activists, victims and trade unionists from Bangladesh, Pakistan, India and Nepal who are working towards a ban of asbestos.



The goal of the meeting is to have focused discussions on building strategies nationally with the sub-region and work on coordinated activities in South Asia in terms of diagnosis, compensation and advocacy working towards a ban in the region.

In Bangladesh, the Bangladesh Ban Asbestos Network (B-BAN) since its inception in 2013 has been working on raising awareness, education, identifying affected workers and communities especially in Chittagong and B-BAN has the backing of the regional and global advocates for the complete ban of asbestos in Bangladesh.

みにも資金援助していきたいという話が進んだ。

他方、AMRCディレクターのSanjiv Panditalは2期8年の任期を2016年3月末で満了。長年一緒にやってきたOmana Georgeがアクティング・ディレクターとして当面後を引き継ぐことになった(近く新しいディレクターが着任することになったようだが、Omanaの役割は変わらないだろう)。Sanjivは、次の職については数か月置いて考えたいと言って、これまでどおりの付き合い方を続けていたのだが、たまさか前述のSolidar Suisse香港事務所スタッフが一身上の都合で退職した後を、Sanjivが2016年10月から引き継ぐという結果になった。

筆者らにとっては、人的にも非常によい配置である。APHEDAやSolidar Suisseからの援助は、もちろん期待しすぎるのは禁物だが、これまでどおりのA-BANの名前での会議の費用を出してもらえるなどと考えるのではなく、各国レベルでの取り組みに対する可能な資金供給先が増える、また、これまでできなかったような取り組みができるようになる可能性がある、というふうにとらえたいと考えているし、実態もそのようになっていこう。いずれにしろ、歓迎できる話である。

各国レベルでも様々な努力があると同時に、後述するように、地域の労働組合組織によるアスベスト禁止キャンペーンの強化の努力もはじまっている。

南アジア地域会議ダッカ開催

南アジア地域会議は、ANROEV南アジア地域

戦略会議(4月21-22日)に引き続いて、4月23日にバン
グラデシュ・ダッカで開催された。

バングラデシュでは、2013年11月にA-BAN会議
開催に合わせてバングラデシュ・アスベスト禁止ネッ
トワーク(B-BAN)が設立されている。今回の会議
には、その中心を担っている労働安全衛生環境財
団(OSHE)はじめB-BAN関係者をはじめ、船舶解
撤のメッカのひとつであるチッタゴンから、医師や船
舶解撤労働者の代表らも参加して、各々の立場か
ら現状や課題を報告してくれた。

インドからは、労働環境衛生ネットワーク(OEHNI)
傘下団体のメンバーと、ムンバイを本拠に長年にわ
たりインド各地の草の根団体と協力して数千人の
職業病被害者の診断をしているVenkiteswaran
Muralidhar医師(通称Murli)、イギリスに本拠を
置きインドのじん肺・石綿肺被害者の提起した裁判
にもかかわっているKrishnend Mmukherjee弁
護士(通称Tubul)も参加。

ネパールからは、公衆衛生環境開発センター(CE
PHED)のRam Charitra Sahが参加し、ANROEV
会議には労働組合総連盟(GEFONT)の代表も参
加していた。ビザが取得できなかったパキスタンか
ら全国労働組合連盟(NTUF)のNasir Mansoor
がスカイプで一部参加。また、ANROEV会議に
は、スリランカ、中国からも参加があった。ほかに、
AMRCからOmana George、AMRCを退職してい
たが元ディレクターのSanjiv、筆者も加わった。

会議では、A-BAN2015ハノイ会議での南アジア
地域ワークショップのフォローアップ、各国からの報
告、診断・補償をめぐる討議等とともに、今後の活動
計画が検討された。この地域ではとくに、ネパールの
アスベスト禁止、スリランカ大統領のアスベスト禁
止表明と続いた流れを南アジアにひろげることが戦
略的に重要であることから、「アスベストのない南ア
ジア-今でないとしたらいつ?」と題したプレスリ
リースを発表。4月24日付けDaily Star紙は「アスベ
ストのない南アジアを求めると」、写真入りで報道した。

船舶解撤労働者の検診等

様々なプランが出されたなかでとりわけ、インドの

経験を生かして、まずはチッタゴン海岸の船舶解撤
労働者百名程度を対象としたヘルスクャンプ(出
張検診)を実施することになった。これにはMurli
が全面的に協力することになり、7月26-29日に第1回
目の実現し、受診した約100人の労働者が受診し
て、40人が石綿肺と診断され、6人は障害率が60%
超の重症という結果であった。この結果は2017年
1月に記者発表されて、健康被害の深刻さを明らか
にするとともに、拡大継続していく予定である。

パキスタンのガダニ海岸もチッタゴン、インドのア
ン海岸と並ぶ船舶解撤のメッカであり、NTUFが労
働者を組織している。ガダニでは2016年11月1日、タ
ンカーの大爆発火災事故が発生して、すでに28名
が死亡、4名行方不明、負傷40名以上とされるが、
事故当時船内で実際に何名が働いていたかは誰
もわかっていない。労働組合が安全対策強化等
を求めたデモ行進を行った翌日のことだった。1か
月閉鎖された後、すでに再開されているが、労働条
件は変わっていないという。と、この報告を書きは
じめていた1月9日、新たな爆発事故が起きて、5名
の労働者が焼死したという。ヘルスクャンプをパキ
スタン等にひろげることも議論されている。

また、ネパールから報告されたナショナル・アスベ
スト・プロフィール(NAP)編集の経験も参考にして、
インドとバングラデシュでも2017年の完成をめざし
てNAP策定を進めていくことになった。筆者は今
回とくに、GBD Compareデータベースがアスベ
スト被害をどのように推計しているか、少しくわしく紹介
した。この推計は、とりわけ南アジア諸国について
辻褄の合わない面が強いのだが、アスベスト関連
疾患がインビジブルであることを強調して、実態の
把握とよりよい推計を可能にする努力の必要性を
訴える材料として使うことはできると考えている。ネ
パールのNAPでは、早速この情報も活用している。

サンプルを収集、韓国と日本に送ってアスベ
スト含有の有無等を分析して、結果を活用する取り
組みを継続することも確認。この会議を利用して印
ド、ネパールからサンプルが集められている。

さらに、かねてからの懸案のひとつである印
国内でアスベストに取り組むネットワークの強化、ス
リランカで昨年の大統領のアスベスト禁止方針表



明をバックアップすることのできる草の根のコンタクト先を確保すること、2015年のロッテルダム条約COP7（第7回締約国会議）にインドのアスベスト被害者らが参加した経験も踏まえて2017年のCOP8に向けた準備を進めることなども確認された。

ネパールがNAP策定

既報のとおり、ネパールは、2015年6月20日に、自動車用ブレーキ等を除くアスベスト禁止が実施されている。今回、南アジア地域会議ダッカ開催の機会を利用して、筆者は、4月24-26日にカトマンズを訪問することになった。

第1の目的は、禁止の履行確保を含め禁止施行後も諸課題に取り組むことの重要性を訴えること。

ネパールの官僚機構は各大臣に直結しておらず、首相の下に置かれた1名のChief Secretaryが官僚のトップ、その下にSecretary、さらにJoint Secretaryが置かれて各省を分担しているらしい。CEPHEDのRamのアレンジで、4人のSecretaryのうちひとりChandra Kumar Ghimire氏と人口環境省(MOPE)を担当するJoint SecretaryのNarayan Raj Timilsena氏に面会して、禁止後の諸課題についてレクチャー及び意見交換を行った。

第2の目的は、環境団体と労働組合の連携強化に一役買いたいと考えたことで、RamをGEFONTの幹部らと引き合わせることができた。Bishnu Rimal会長は当時首相のチーフアドバイザーを兼務していて、超多忙(ちょうど2015年4月25日の大地震

から1周年に当たってもいた)のなか、事務所で書記長、副書記長、労働安全衛生や国際関係担当等の幹部とそろって面談する機会を設けてくれた。

第3の目的は、可能な範囲でネパールにおけるアスベスト状況に接することと今後の行動計画。

CEPHEDが、高木仁三郎市民科学基金、アスベスト禁止国際書記局(IBAS)、WHO等からファンドを得て策定中のナショナル・アスベスト・プロファイル(NAP)の仕上げにかかっているところだった。筆者は最初からこれに協力していたのだが、彼らが行ってきた現地調査の結果等を含めてこの検討を行ったほか、新たにサンプル採取したり、地震からの復興援助でアスベストを使わないモデル住宅が建てられているというので見に行ったりした。

NAPはその後完成して10月21日に、MOPE、GEFONT、FCAN、FGSN、PABSON、WHO、ILO等々の代表も参加して発表された(写真)。なかなかの力作であるので、ぜひご覧になっていただきたい。ILO/WHOのアウトラインに示された項目にしたがって国際比較を容易にしていることに加えて、国内での取り組み、ホットスポット(学校、大学、政府事務所、廃棄物等)現地調査、サンプル採取・分析の結果、禁止後の課題、勧告等も含めている。

<http://anroev.org/aban/nepal-national-asbestos-profile/>

ネパールでは7月に政権交代があったのだが、少なくとも所管するMOPEは問題意識を持続し、上記のようにCEPHEDと様々な団体との連携もひろがっている。すでに何件か中皮腫と診断された事



例もあるということであり、持続的な取り組みを期待している。

インド環境大臣が禁止の意向

2016年8月15日、Times of India紙は、環境大臣 Anil Madhav Daveのインタビュー記事を掲載した。「『アスベスト使用は人間の健康に影響を及ぼすことから、その使用は徐々に最小化され、最終的にはやめるべきである。私の知る限り、使用は減少しつつあるが、終わらせなければならない』。環境省は科学者や関係者に、技術または何らかの有害性のない物質が代替を提供できないか調べるよう求めるだろうと述べた。…先月本紙は、ブレーキ、クラッチ、ヒートシールなどの自動車部品におけるアスベスト使用を報じた。多くの国がすでに自動車部品へのアスベスト使用を禁じているなかで、なぜインドでこの慣行が続かなければならないかという質問に対して、同環境大臣は、この問題に関する科学的調査研究がないなかで、わが国で自動車部品へのアスベスト禁止という問題は生じないと答えていた」。

これはインド政府関係者がアスベストの健康影響を初めて認め、禁止について初めて言及した発言として大いに注目された。近隣のネパール、そして後述するスリランカの動きが影響を及ぼしていることは間違いないだろう。

9月23-25日にデリーの国立健康家族福祉研究所 (NIHFW) を会場に開催が予定されていた第3回国際労働環境衛生会議 (ICOEH) の主催者 (バードマン・マハビル医科大学 (VMMC) & サフダジャン病院 (SJH) 社会医学部、NIHFW、労働安全衛生管理コンサルタントシーサーサービス (OHS-MCS)) は、このニュースを受けて全体会議のなかで「インドにおけるアスベスト関連疾患の根絶」のセッションを設けることを急きよ決定した。9月23日に設定された同セッションの内容は以下のとおり(写真)。

- ・古谷杉郎 (A-BAN) 「アジアにおけるアスベスト関連疾患とその根絶に向けた努力」
- ・Gopal Krishna (ToxicsWatch) 「インドにおけるアスベスト使用と被害」
- ・Yeyong Choi (BANKO) 「韓国におけるアスベスト関連疾患」
- ・Sanjiv Pandita (元AMRC) 「ロッテルダム条約リストへのアスベスト搭載に対する抵抗：科学と論理に対する逆行」

また、翌24日には、一日かけて「アスベスト禁止のためのインド・ネットワークを強化するための全国ワークショップ」も開催された(次頁写真)。こちらの会議は、インドでアスベスト問題に取り組む草の根の市民団体や労働組合の主だった関係者が勢ぞろいしたものだった。

インドでは、2002年にアスベスト禁止ネットワーク・インド (BANI)、2006年に労働環境衛生ネット



ワーク・インド(OEHNI)が結成されている。BANIのコーディネーター役がGopal Krishna(当時はToxic Links)で、現在に至るもBANIの名前でプレスリリースや書簡を出したりしてはいるのだが、言わばスポークスパーソンひとりがいるだけで、諸団体・個人が協力・連携し合うネットワークとしてはまったく機能していなかった。そのためほぼ同じ団体らによってあらためてOEHNIがつくられたという経過がある。OEHNIのほうは関係する団体も、取り組まれる団体や領域も増え、ANROEV、A-BANの中心メンバーのひとつとして地域的連携もある。じん肺と並び、アスベスト問題は共通の課題のひとつで、被害者、労働者、市民らによる取り組みがインド各地にひろがっている。アスベスト問題でインドの全国ネットワークが「再建」または「再生」されることが望まれていた。今回はかなり厳しいやり取りが繰り返り広げられたうえで、その方向性が確認された。まだ紆余曲折があるかもしれないが、全体として運動も情勢も発展しているなかで、この面でも前進が図られることを切に期待している。

実際、会議後にICOEH関係者が環境省から招かれて、水面下での情報や意見の交換が続けられている。形式的なものではなく、産業側の反論を意識したかなり突っ込んだやりとりもあったようだ。

今後どのような経過をたどるかかわからないが、2017年4月のロッテルダム条約COP8でインド政府がどのような立場をとるか注目されるところである。

スリランカ2024年禁止閣議決定

2016年4月号で、スリランカ大統領が2015年8月にアスベスト禁止の意向を表明してから同年末にかけて動きを紹介した。

2016年になってからも、アスベスト業界の抵抗は続いた。繊維セメント製品製造協会(FCPMA)は、3月に「クリソタイル・アスベスト・セメント屋根板の使用に関する事実」と題した特別セミナーを開催、7月にはルフナ大学医学部にスパイロメーターを寄贈、8月には禁止反対のラリーを行ったとも伝えられ、また、そのウェブサイト上で以下のような「Asbestos Facts」(アスベストに関する事実)を主張している。

- ① スリランカで使用されているアスベストは健康にいかなる脅威ももたらさない(クリソタイルのみ、クロシドライトは1987年に禁止されている)
- ② スリランカでは(過去62年間アスベストが使用され、健康記録は50年以上さかのぼれるのに)これまでにアスベストによる死亡は一件もない
- ③ アスベスト板は最小限のメンテナンスで60年以上の寿命がある
- ④ アスベスト・セメント板はスリランカのすべての人々が無理なく買える住まいを提供している
- ⑤ アスベスト・セメント板は他の屋根材よりも製造に使うエネルギーが少ない
- ⑥ スリランカのアスベスト・セメント業界は他の屋



根材業界よりも環境に優しい

- ⑦ アスベスト・セメント業界はその従業員の健康と福祉に熱心である

こうした巻き返しキャンペーンにもかかわらず、9月8日の閣議は、マハウェリ開発・環境大臣としての職権においてMaithripala Sirisena大統領によって、公衆衛生改善の観点からなされた提案を承認した。具体的には、2018年1月から相対的に有益な代替品を採用することによってアスベストの使用及び輸入を管理するとともに、2024年までにアスベスト関連製品を禁止するための実行計画を策定するというものである。別の情報によると、アスベスト含有製品の輸入は2018年から禁止され、新たな工場建設や工場拡張の不認可、アスベスト輸入への税制上の優遇をなくすことはすでにはじまっているようだ。

この決定を受けてFCPMAは9月14日に記者会見を開き、何らかの決定をする前に、スリランカ独自の適切な調査を実施することが必要だとして、決定の見直しを求めた。この間何度要請しても話し合いの場を作ってもらえなかった、業界が調査に資金提供すれば、反対派から利益相反として信ぴょう性を疑われるだろう、などとも話したようだ。

さらに、Alexander Karchava（駐スリランカ）ロシア大使が、2024年までにクリソタイル・アスベストの輸入を禁止する提案を先伸ばし（当初予想された2018年から2024年に7年遅くさせたと認識している模様）するだけでは問題を解決することにはならな

い、ロシア側としては、クリソタイル・アスベストの安全使用について人々を教育するために専門家グループをスリランカに派遣する用意があると話したと報じられた。同大使は、前の週にコロomboで第13回年次会議が開催されたスリランカーロシア経済評議会のメンバーに、ロシアの利益のためだけでなく、自国民の権利と利益を侵害するものでもある、この問題に対する自らの立場を表明するとともに、問題に対処するために影響力を行使するよう求めたと伝えられている（10月10日 MirrorBusinessほか）。

スリランカ初めてのワークショップ

この間、草の根から大統領・内閣の方針を支持・促進する動きがみられないことにやきもきしてきた。9月のインド・デリーでの会議に参加したときに、BWI南アジア事務所のAnupから、BWIに加盟している全国労働組合連盟（NTUF）がようやくアスベスト問題に取り組むことを決めたと聞き、協力できることがあれば何でもすると伝えてくれと話した。後述の東南アジア会議でジャカルタ滞在中、コロomboで開催するワークショップへの招待要請が届いた。

「アスベスト製品使用の危険性を促進する全国キャンペーン」と題したワークショップが、11月28日コロomboWaters Edgeにおいて開催された（主催はNTUFとBWI）。

ランプに火を灯すセレモニーと全国建設労働組

合 (NBWU) 書記長のSubash Karunaratneによる挨拶で開会。続いて、Lanka Jathica Estate Workers Union書記長で統一国民党 (UNP) 所属の国会議員でもあるVadivel Sureshがあいさつを兼ねて、政府の方針を説明した。

ILOのDr. Alistair Graham Smith、労働省のCommissioner of Labour (Occupational Health) の肩書きをもつDr. Wajira M. Palipane、国立労働安全衛生研究所 (NIOSH) Director GeneralのDr. Chambika Amarasingaが各々、レクチャー。

加えて、海外からのゲストスピーカーとして、古谷杉郎 (A-BAN) 「アジアにおけるアスベスト禁止」、Anup Srivastava (BWI) 「アスベスト使用の世界的禁止に向けたBWIの方針とキャンペーン」。

かなりの時間を討論にあて、最後にNTUF副会長Velayudam Ruthiradeepanが締めめの閉会挨拶。

にわか勉強ではあるが、現在のスリランカ政権はねじれており、2015年1月の大統領選挙で、当時の与党スリランカ自由党 (SLFP) 幹事長だった現大統領が野党統一候補として当選、UNP政権樹立。2015年8月の総選挙でもUNPが勝利して、現大統領が党首を務めるSLFPと大連立を形成している。

NTUFはUNPと結びつきが強く、多くの労組幹部が政治家でもあり、大臣に就任している者もいる。今回は、これまで大統領一人の意欲のように見えたアスベスト問題に与党の重要な支持団体が取り組みを開始したということでもあった。

また、NTUFによると、先の「ねじれた大統領選は初めて」労働組合と様々な市民団体等が共闘する経験を生み出したという。それも踏まえ、今後の取り組みの展開も考えて、今回は、少人数ながら、様々な労働組合・市民団体等の代表に参加を呼びかけたという。この思惑は成功したように思える。

他方、始まる前に、FCPMAが参加を希望しているのだが相談を受けた。筆者とAnupは、終了後別途に懇談の場をもってもよいから、参加は断った方がいいと進めたのだが、すでに8名くらいのFCPMAと主要4社の代表が会場に来ていて、そのまま参加することになった。彼らは、先に紹介したような主張を繰り返したものの、態度は比較的ジェントルで、ぶち壊そうとするのではなく、「われわれには対話の姿

勢がある」とアピールしようとしているように見えた。

Dr. Palipaneは、彼らと顔を合わす機会も多いようで立場がやや煮え切らなかったが、Dr. Amara singaは、ここで示すために撮ってきたという、町中で何の防護もなしに切断加工されているビデオを、「教育の努力をしていると言ってもこれが現実」と言って見せた。Dr. Smithもこれが重要な会議と察したようで、午後は代わりに若いスタッフを参加させ、彼女も積極的に議論に加わった。

ほとんどの参加者にとってこれはアスベスト問題に向き合う初めての機会となったようで、フォローアップがきわめて重要である。政府が関係者を集めた会議を開催しており、FCPMAには席が与えられているのに労働組合等の代表は参加していないこともわかったので、Anupと一緒に今後の取り組みについていろいろアドバイスした。もちろん、今後、A-BANのネットワークや南アジア地域レベルのインシアティブにも巻き込んでいくことにしている。

また、WHO-SEARO (南東アジア地域事務所) が2017年にスリランカでアスベストに関する会議を開催する意向とも伝えられている。なお、WHO-SEAROは、ブータンでも、アスベストに焦点を置いたナショナル・ケミカル・プロファイルの策定等を支援しており、ブータンには現在A-BANのパートナーがみつかっていないのだが、進展があるかもしれないとひそかに期待しているところである。

ジャカルタで東南アジア地域会議

東南アジア地域会議は、東南アジア・アスベスト禁止ネットワーク (SEA-BAN) 会議として、11月23日、インドネシア・ジャカルタで開催された。主催は、インドネシア・アスベスト禁止ネットワーク (Ina-BAN)、A-BAN、BWI-AP、APHEDA、IBASで、10か国から62名が参加した (次頁写真)。

Ina-BANは、2010年10月のA-BAN会議バンドン開催の機会に設立されたが、当初はなかなかバンドン・ウエストジャワを中心としたローカルグループという印象を脱せなかった。いまでは、LION (労働安全衛生)、LIPS (労働者教育)、FKUI、SPN、FSERBUK等の労働組合、WALHIやBali Focus



といった環境団体、労働医学や労働安全衛生、Eco-Buildingの専門家等が参加するネットワークに発展してきた。会議には、アスベスト被害者やジャカルタを本拠にする他の労働組合、ジャーナリストらも参加した。

会議はインドネシアではおなじみの、ギター伴奏での詩の朗読と(被害者の直面する困難を表現した)パフォーマンスによって開始された。

続いてふたりのアスベスト被害者が発言。ひとり、患者と家族の会10周年集会で日本に来たこともある、Chibinongのアスベスト紡織工場で石綿肺に罹患した女性Siti Kristina。もうひとり、Karawangのアスベスト・セメント建材工場と同じく石綿肺に罹患した男性Subono。彼は、工場に労働組合を組織し、その後FSERBUK(人民労働組合連盟)の書記長になった。

SEA-BANジャカルタ会議ではまた、各国報告のほか、A-BANとして筆者、オーストラリア・アスベスト安全・根絶機関(ASEA)CEOのPeter Tigheの報告、また、Solidar SuisseのSanjiv Panditaとオーストラリア製造業労働組合(AMWU)のAndrew Dettmerからロッテルダム条約COP7報告と問題提起。さらに、労働運動、医学専門家、NGO・被害者別グループに分かれて「共通の課題と活用できるソース」について、また、各国別に分かれた活動方針討議と全体会での東南アジア地域の連携・共同キャンペーンの討議が盛り込まれた。

各国の状況は以下に報告するが、新たな参加者、新たなイニシアティブを多数確認することができた。また、全体的に東南アジアレベルでの交流・連携をさらに発展させていきたいという意気込みが感じられた。

今回、11名参加したオーストラリア勢とベトナム、カンボジア、ラオスのAPHEDA現地スタッフのためには、チャーターバスによるふたつのアスベスト工場の車内からの観察とKarawangのSERBUK事務所でのアスベスト工場労働者との交流も企画され、筆者も参加した(次頁写真)。

実は会議前に数名のオーストラリア参加者が、港湾ドライバーのストライキ行動に参加して、その様子がソーシャル・メディアに流れてしまい、インドネシアの出入国管理事務所がホテルまでやってきて3名のパスポートを取り上げられてしまった。オーストラリア政府や駐インドネシア大使館との連絡など、ちょっとした騒ぎになったのだが、幸い空港でパスポートを返却されるかたちで予定どおりの帰国便で帰れることにはなった。

インドネシア:ビデオ・NAP・組織化

Ina-BANを代表して挨拶した労働衛生コンサルタントのDr. Anna Surayaは、インドネシアでは過去20年間に10件の中皮腫が診断されているが、労災補償どころか、職歴のチェック等のフォローアップもなさ



れていないと紹介。Ina-BANの最近の活動のひとつとして、2016年に20人のアスベスト労働者のうち9人にアスベスト関連疾患を確認したことも報告した。

インドネシアの国別報告は、Bali FocusのAnita Ariefが行ったが、進行中のナショナル・アスベスト・プロファイル (NAP) 策定の成果を反映したもので、入手可能なデータや関連法令等に関する情報が示された。また、LIONのWiranta Gintingから、Chinongの紡織工場、Karawangの建材工場のほか、Bekasi、Tangerangのアスベスト工場の調査結果も紹介された。Karawangをモデルにさらにアスベスト工場労働者の組織化を進めて、代替化のモデルづくりにチャレンジする、さらに多くの医師の協力を得てアスベスト被害者を掘り起こし、その組織化も近い将来に現実化する（インドネシアにアスベスト被害者がすでにいることは確認した、次に何をすべきかと自ら問いかけた）等々、意欲的な多くの活動方針が示されている。

また、2016年6月にはLIONが「危険な粉じん：インドネシアにおけるアスベスト・ストーリー」というタイトルの、約15分間のドキュメンタリー・ビデオも公開しているので、ぜひご覧になっていたいただきたい。

https://www.youtube.com/watch?v=T3Id5vp_k_g

APHEDAがインドネシアでの取り組みの支援に乗り出したことも追い風になっているし、NAP作成はSolidar Suisse/AMRCが支援している。

フィリピン：石綿労働安全衛生基準

フィリピンでは、2014年末から策定作業が進められていた「労働現場におけるアスベストの使用及び管理に関する安全衛生基準」（省令第154号）が、労働雇用省により2016年4月21日に公布され、同年10月21日に施行された。

フィリピン・クリソタイル産業協会 (ACIP) の強力な反対を受け入れずに、職業曝露限界を8労働時間について $0.5f/cm^3$ から $0.1f/cm^3$ に引き下げ、また、使用者に労働現場における「アスベスト安全衛生計画」(ASHP)の策定・実施を義務付けた。ASHPには、ハザード・アイデンティフィケーション/リスク評価・管理、情報・教育・訓練、労働衛生・医療サービスへのアクセス、離職時検診、離職後健康監視、報告、補償/リハビリテーション、が含まれなければならないとされている。

フィリピンでは、政労使等幅広い機関・団体が参加して「アスベスト関連疾患根絶国家計画 (NPEAD)」策定(その前段としてナショナル・アスベスト・プロファイル (NAP) 策定)のための会議が2009年以降15回開催されたが、主としてACIPのサボタージュによって頓挫? 2013年には、ロッテルダム条約の支援のもと保健省の委託によりフィリピン大学公衆衛生学部と政府関係部局が協力してNAPが策定された。

合同労働組合-フィリピン労働組合会議 (ALU-TUCP) が熱心にアスベスト禁止キャンペーンに取り組み、上述の動きのなかでも重要な役割を果たしている。また、労働安全衛生開発研究所 (IOHSAD) もA-BANに参加している。

2016年4月号で報告したように、2015年3月17日には、政労使三者産業平和協議会 (TIPC) が、「フィリピンにおけるアスベストの製造及び使用の全面禁止に取り組むよう労働雇用省、産業省及び天然資源省に求める決議」を採択して、政労使代表が署名をしている。しかし、署名した使用者代表に含まれていないACIPは、国際クリソタイル協会 (ICA-2017年1・2月号83頁も参照されたい) やクリソタイル情報情報センター (CIC、タイに本拠を置き、「南東アジア地域でクリソタイルに関する教育的、経済的及び科学的情報の提供に献身している」とされる) と連携してうごめいている。2015年にはロシア大使館がロッテルダム条約COP7でロシアを支持するよう呼びかけた書簡を天然資源省に書簡を送ったことも明らかになっている。

タイ：禁止へ「ABCDモデル」

タイでは、2014年にめまぐるしい動きがあり公衆保健省と産業省が各々禁止導入を勧告し、また、筆者らも全面的に協力してタイ・アスベスト禁止ネットワーク (T-BAN) 関係者を中心に11月に国際会議も開催したものの、12月に閣議は関係機関によるタスクフォースを設置してさらに調査検討のうえあらためて提案を行うよう決定した。先送りである。

Oran VanichとDiamondというアスベスト建材2社は強硬に禁止に反対しており、前述のとおりCICが本拠を置いている。また、軍事政権に対して影響力が強いと思われるロシアが二国間経済協力協議を通じて圧力をかけていることが大きい。

しかし、2015年に全国保健委員会は、2010年の「タイ社会をアスベスト・フリーにするための諸措置」に関するものを含めた進展のみられない全国保健総会 (NHA) 決議を「促進・フォローアップ」するための委員会を設置。同タスクフォースは2016年10月27日に、曝露限界の0.1f/cm³への引き下げ、

クリソタイルを第4種有害物質に指定して禁止、アスベスト関連業務の認可制の確立、アスベスト廃棄物管理方針の策定、等を提案したという。

T-BANのDr. Vithaya Kulsomboonは、アスベスト禁止キャンペーンの「ABCDモデル」を提案した。「Awareness (注意喚起) - 調査: アスベスト関連疾患の全国的調査・監視システムの創設」と「Ban (禁止) - 全国キャンペーン: 輸入・製造禁止についての政府に対する圧力」、「Construction (建設)」と「Demolishing (解体)」- 地域プロジェクト: 既存アスベスト/アスベスト含有製品の安全な除去・廃棄のための地方レベルのプロジェクト-T-BANは現在、消費者団体、地方自治体と協力して精力的に取り組みを進めている。チェンライの16地域で実施し、さらに5つの州に広げる予定。

Vithayaは、タイ国内ではアスベスト使用をやめたSCG (Siam Cement Group) がインドネシア等で使用を継続していることも問題にした (前出のKara-wangのアスベスト建材工場はSiam Indo社)。また、タイの労働組合運動がT-BANに積極的に参加することを強く望んでいる。会議中に、T-BANとIna-BAN、BWIらとの連携強化が話し合われた。

マレーシア：老朽水道管問題化

会議にはペナン消費者協会 (CAP)、マレーシア労働組合会議 (MTUC) から参加したが、マレーシアから新しい動きは聞こえていない。

2016年4月号で、2015年8月27日に行われたアメリカのあるアスベスト訴訟で被告企業側証人として証言録取に応じたアスベスト業界のための御用学者として有名なDr. Robert Nolanが、同年5月にマレーシアを訪れて保健副大臣や同国でアスベスト禁止反対のロビー活動を行っているAPCO社の担当者らと会った、この訪問には (アスベスト産業から) 1日1,000~1,200ドル支払われた、と証言したということを紹介した。これも影響を及ぼしているのかと疑わざるを得ない状況ではある。

CAPのDr. Jayabarankは最近のニュースとして、クチン地域で地下水道管が敷設から40年以上経過して摩耗しつつあることがわかって社会問題

になり、政府が金属または高密度ポリエチレン製の管に取り換える計画をまとめたという話を紹介した。

ベトナム：ARDs根絶行動計画

ベトナムからは、ベトナム・アスベスト禁止ネットワーク (VN-BAN) 事務局長役でNGO情報センターのDo Thi Van、ベトナム労働総同盟 (VGCL) 労使関係局副責任者のLe Dinh Quang、APHEDAカントリー・マネージャーのHoang Thi Le Hangの3人が参加。

タイと同じようにベトナムでも2014年にあわただしい動きがあったが、詳しくは2016年4月号を見ていただくことにして、2030年までアスベスト使用継続を認めているようにも読める「ベトナム建材開発マスタープラン」(1649/QD-TTg) が承認される一方で、同年9月19日の副首相名の指導文書 (7307/VPCK-KGVX) は、建設省 (MOC) は2020年までに屋根材生産へのクリソタイル使用をやめるための詳しいロードマップを策定し、それに応じて建材開発マスタープランを改訂すること、保健省 (MOH) には科学技術省 (MOST) その他の省と協力してアスベスト関連疾患を根絶するための国家行動計画 (NAP) を策定するとともに、ベトナムにおけるアスベストの健康に対する長期的影響の程度を評価し、環境と健康に対するアスベストの影響を低減するための解決策を確認すること等を求めた。

2015年には、関係機関間・部門間委員会によるアスベスト関連疾患根絶国家行動計画の策定が進められている。

しかし、いまだ政府として2020年禁止で腰が座っているとは言い難いようだ。VN-BANが何らかの会議や何らかのイベントを実施してメディアで報道されると、ただちに屋根材協会がアスベスト屋根材の宣伝広告を主要テレビで流す状況が続いているということである。

VN-BANは、2015年から開始した、「地域社会がアスベストにノーと言おう (Communities Say No to Asbestos)」プロジェクトを継続・拡大しているほか、VGCLとの協力などネットワークの強化のほか、とりわけ政策決定者=国会議員に対する働きかけ

を強めることをめざしている。

また、保健省の健康環境管理庁 (HEMA) がアスベスト関連疾患の診断基準の確立や医師のトレーニング等も行っているはずで、3桁の中皮腫診断事例がありながら、診断の確からしさは確認されていない、アスベスト曝露状況が検討されていない、労災補償を受けたものがない、という状況が一刻も早く改善されることを期待したい。

ラオス：NAP政府の承認待ち

ラオスからは、ラオス労働組合連盟 (LFTU) のVilay VongakhsuemとAPHEDAからVilada Phomduangsyの2人が参加。

2015年は、年末に向けてナショナル・アスベスト・プロフィール (NAP) とラオス初の化学物質 (規制) 法の帰趨をめぐって、両者を所管する商工業省 (MOIC) の担当者が、A-BAN2015ハノイ会議 (APHEDAの提案による)、ASEAの第3回国際会議 (サウスオーストラリア) に招待される一方で、その間にロシアからも招かれるという言わば「綱引き」があった。

結果はとも、MOICではアスベストについて「管理使用」方針を継続する立場が優勢になりつつあるということのようである。ベトナムでどうなるかを気にしている向きも多いと伝え聞いている。

LFTUの立場も微妙なところもあるのかもしれないが、2016年のメーデーにはアスベスト・キャンペーンを実行、特注の防止や啓発パンフレットを配布したという。ベトナムやカンボジアのように、市民社会との連携も模索したいという話も出た。

NAPに関しては、2013年に、MOIC、LFTU、国立保健科学大学、国立がんセンター、友好病院、保健省 (MOH) 食品医薬局、労働社会福祉省 (MOLSW) 労働管理局、天然資源省 (MONRE) 汚染管理局、財務省 (MOF) 税務局からなるNAP策定ワーキンググループがつくられて、アスベスト/アスベスト含有製品の輸出入について7州にある10関税事務所、肺がん患者について主要8病院からデータを集めるなどの作業を積み重ねて、2016年中にほとんど完成している。政府による承認を待っている状態だと言う。NAPの公表が、注意喚起の促進

につながることを期待したい。

カンボジア:NAP策定作業開始

今回カンボジアから、カンボジア建設林業労働組合連合 (BWTUC) のYan Thy書記長とSou Chh lonh、APHEDAのRany Tengの3人が参加。A-BANは2009年にプノンペンで会議を開催しているが当時現地にパートナーを確保できてなく、A-BAN 2015ハノイ会議には労働職業訓練省 (MOL&VT) とAPHEDAからの参加で、BWTUCの参加は今回が初めてである。

これも2016年4月号で報告したように、2015年8月19日にプノンペンでMOL&VTとAPHEDAの主催による「アスベスト関連疾患に関するシンポジウム」が開催され、筆者も招かれて「ナショナル・アスベスト・プロフィール (NAP) とアスベスト関連疾患根絶国家計画 (NPEAD)」についてレクチャーを行った。大臣自身も参加してMOL&VTは、カンボジアで初めて「何らかの」アスベストに関する規制を可能な限り早く導入するとともに、NAPを策定するだけでなく、長期的方針も考えていきたいという意向であった。

2016年8月9日にMOL&VTは、「カンボジアのナショナル・アスベスト・プロフィールを策定するワーキンググループの設置」に関する省令 (Prakas) を発行した。ワーキンググループは、労働職業訓練大臣を議長に、MOL&VTの関係部局 (上級幹部及び管理財務局、労働局、労働安全衛生局、労働監督局、管理人事局)、女性問題省 (MOWA) 社会開発局、情報省 (MOInfo) カンボジア・テレビ局、経済財務省 (MOEF) 関税消費税局、産業工芸省 (MOIH) カンボジア規格研究所、土地管理都市計画建設省 (MOLMUPC) 建設局、公共事業運輸省 (MOPWT) 計画管理局、教育青少年スポーツ省 (MOEYS) 教育局、商業省 (MOC) CAMCONTROL局、農業森林漁業省 (MOAFF) 農業局、環境省 (MOE) 環境保護局、鉱山エネルギー省 (MOME) 監督局、保健省 (MOH) 予防医学局、カンボジア技術者評議会 (BEC)、カンボジア建設協会 (CCA)、BWTUC/CLC (カンボジア労働総連合)、カンボジア労働組

合連合 (CCU)、FBWW (建設森林労働者連合)/CCTU (カンボジア労働組合連合) の代表からなるものである。

ワーキンググループの任務は、情報・データの収集、調査等を行ってNAPを策定するほか、リスクの高い労働者・地域に対する教育に必要な情報の確認、職場におけるアスベスト・リスク予防活動の実施における労使の支援と参加の促進、戦略計画・行動計画策定の促進、アスベスト関連疾患のリスク予防に関する革新的戦略の支援・見直し・承認、アスベストに関する苦情処理とメディア対応、アスベスト関連疾患のリスク予防活動を支援する資金の動員、報告書の作成・アスベスト管理に関する情報の提供・課題領域と解決策の確認、その他とされている。


「ILO、WHO、APHEDAなど」と例示して、国際機関や国際的・国内のNGOその他市民団体からも「ボランティア参加による助言・支援を受けるものとする」ともされている。

ところが一方で早くも、クリソタイル情報センター (CIC) やロシアからの働きかけもはじまったという。CICは、一番視聴者の多い時間帯にテレビにコマーシャルを流すとともに、MOL&VTにもアプローチ。2016年3月にはCICが、MOL&VTの担当者らをタイに「クリソタイル安全使用視察旅行」に連れて行った。DiamondとOran Vanichのアスベスト工場見学、アスベスト建材の使用状況と健康影響情報を得るために郊外の村を訪問、いまや札付きのアスベスト産業御用学者となったDr. Somchai Bovornkittilによる講義が行われたようだ。カンボジア初のアスベスト工場建設などというきな臭い話も出ていると聞いている。


BWTUCやNPEADはこうした動きに危機感をもつ一方、関心をもつ市民団体やジャーナリストも出てきており、草の根からキャンペーンを展開していく考えた。2020年までにカンボジアを訪れる外国観光客が年間700万人に増加すると見込まれているなかで、観光省等も巻き込んで「アスベストフリー・ツーリズム」を訴えるなどのアイデアも出された。参加者は、できるだけ早くカンボジア・アスベスト禁止ネットワーク (C-BAN) を設立したいと表明した。

ASBESTOS BUILDING MATERIALS WORKSHOP

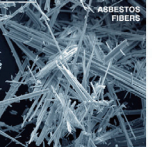
**The Risks of Asbestos Building Materials:
First Baptist Church of Mawlamyine, a Case Study**



**FIRST BAPTIST CHURCH
MAWLAMYINE**



**ASBESTOS
ROOF SHEETING**






**ASBESTOS
FIBERS**

LOCATION:
The Myanmar Engineering Society
MES Building, Hlaing Universities' Campus
Hlaing Township Thamine College Street
(next to MICT Park)
Yangon 11011, Myanmar

EVENT:
The Asbestos Building Materials Workshop
starts sharp at 09.30 until 16.00,
Friday, 18 November 2016.
Refreshments at breaks and
a lunch will be served.

For more information call engineers Wai Yar Aung (09420158570) or Htin Zaw (09787584988).

World Monuments Fund is the leading independent organization dedicated to saving the world's most treasured places. Since 1965, in more than 90 countries, our experts have been racing against time, applying proven techniques to preserve important architectural and cultural heritage sites around the globe.

ミャンマー：初めての参加で刺激

ミャンマーからの参加は今回が初めてで、BWIと協力して建設労働者の組織化に取り組んでいるミャンマー労働組合総連合（CTUM）からMin Min LatとPhyo Sandar Soeの2名が参加した。

彼らは率直に、ミャンマーの労働組合運動自体がまだ非常に若いという、また、労働安全衛生問題の取り組みは行っているとはいえ、アスベストとアスベスト禁止キャンペーンについて学んだのは今回の会議が初めてだったと話した。

それでも会議中にもインターネット等で調べられる限りのことに当たってみたいようで、2010年の初めての総選挙で成立した新政権のもとで、2012年に新しい外国投資法が成立し、そのもとではアスベスト産業への新規投資は禁止されていた。しかし、2015年に新政府は外国投資法を改正して、これを認めるようにしたという。2016年に産業省は、アスベスト・セメント工場の新設に投資する外国投資家を募集している等と紹介した。

筆者なりに調べてみたのだが、2013年のミャンマー投資委員会の通知「経済活動の種類分類」では、外国投資法のもとで禁止される経済活動一覧表の11番目に「その組成にアスベストを含む建材の製造及び流通」が掲載されていた。

また、2016年10月28日付け「アスベスト・セメント工場への産業省との協力についての関心表明（EOI）」を募集する公告をみつけた。フマービー（Hmawbi）に新設する予定のアスベスト・セメント工場への投資に関心をもつ外国企業は、同年10月28日までにEOIを産業省第2重工業企業局技術開発部に提出されたいというものである。

CTUMからの参加者は大いに刺激されたようで、早速アスベスト建材等使用状況の調査を開始し、写真に記録しているという。今後の展開が期待される。

「文化財に潜む危険」で啓発

一方、2017年1月6日付け毎日新聞（東京夕刊）は、「アスベスト文化財に潜む危険 保護団体、途上国住民に啓発」という見出しで、以下のように報じている。

「発展途上国などで今も使われているアスベスト（石綿）の危険性について、歴史的建造物などの修復の機会を利用して地元の人々を啓発する活動を、世界の文化財保護に取り組む民間団体「ワールド・モニュメント財団」（WMF、本部・ニューヨーク）が始めた。住民に身近な文化財を題材にすることで、石綿の危険性への理解が深まり、使用禁止につなげる狙いだ。

昨年11月中旬、ミャンマー東部の都市モウラマイン。19世紀に米国人宣教師が設立した『第一バプテスト教会』で、WMFのメンバーや各国の研究者らが教会の信者や地元の建設業者らを対象に説明会を開き、石綿を吸い込むと中皮腫を発症するリスクがあることなどを解説した。

この教会では、20世紀中ごろに取り付けられた屋根に石綿が含まれている。ミャンマーでは現在も石綿の使用が禁止されておらず、多くの人が石綿の危険性を知らないという。WMFは同11月から教



会の修復に着手したが、担当するジェフ・アレンさんは『石綿の危険性を知ってもらえる絶好の機会』と考へ、説明会を企画した。[前頁掲掲はその案内]

説明会には日本からも、石綿問題に詳しい高橋謙・産業医科大教授が参加。参加者から『燃やしたら有毒ガスが出るのか』という質問が出るなど、石綿の知識が不足していたという。住民に身近な文化財の修復の機会を利用して啓発することで、高橋教授は『石綿の使用禁止に向けたステップになる可能性がある』と期待する。

実は、WMFは、高橋教授以外にも専門家を招く予定があり筆者を紹介していただいたのだが、今回は除去専門業者ということで機会を失したが、CTUMの取り組みも含めてそう遠くなく訪問の機会がありそうな予感がしている。

地域労働組合組織の取り組み

話は代わって、国際公務労連 (PSI) が5年に一度開催する第13回アジア太平洋地域総会 (APRECON 2016) が10月に福岡で開催された。このなかで10月10日の自治体・公共事業会議の労働安全衛生パネルで「アジアでの asbestos 禁止キャンペーン」について筆者が報告を行った。

オーストラリア人の PSI アジア太平洋自治体・公益事業ネットワーク・コーディネーターの Greg Mclean が、APHEDA から筆者を紹介されたということでコンタクトがあり、筆者からも PSI に日本加盟組織の中心である自治労に連絡をとったものだった。

筆者も招かれた参加した、2014年5月にオース

リア・ウィーンでの労働組合国際 asbestos 会議は IndustriALL と BWI を中心に開催されたものであり、両国際産業別労働組合組織 (GUF) のアジア関係者と筆者=A-BAN とは関係があったが、PSI とはこれが初めてだった。

これを契機にして、11月の SEA-BAN ジャカルタ会議には、PSI-AP のインドネシア人スタッフ Indah Budiarti、また、サービス産業の GUF である UNI-AP から Kun Wardhana も初めて参加した。

ジャカルタで、オーストラリア労働組合評議会 (ACTU) 副事務局長の Michael Borowick から、12月15-16日にカトマンズ・ネパールで開催される国際労働組合総連合-アジア太平洋地域組織 (ITUC-AP) の地域執行委員会で、ACTU として、労働安全衛生委員会の設置とアジア太平洋地域労働組合 asbestos 会議の開催を提案するので、可能な範囲で側面援助を求められた。関係者とコンタクトができる場所は、ぜひこの機会にアジアと各国の asbestos 状況を説明して、労働組合の asbestos・キャンペーンへの積極的参加を訴えようと呼びかけた。A-BAN メンバーと労働組合との関係は各国様々であるが、B-BAN 中心人物の Repon Chowdhury などは BFTUC の代表として、ITUC-AP 地域執行委員会のメンバーである。

12月の ITUC-AP 地域執行委員会は、労働安全衛生に関して第6決議として確認した。労働安全衛生委員会ないしワーキンググループの設立を視野に入れて ITUC-AP 労働安全衛生地域会議を開催する。また、「アジア太平洋地域における asbestos 禁止の達成に向けた戦略を打ち立てるために」同時に asbestos に関する地域会議/シンポジウムを開催する、等というものである。重要なイニシアティブとして歓迎したい。

労組支援組織とも連携拡大追求

国際労働組合総連合-アジア太平洋地域組織/労働組合国際連帯支援組織/国際産業別労働組合組織 (ITUC-AP/TUSSO/GUF) 調整会議が2017年1月17-18日にシンガポールで開催される機会に、関心をもつ TUSSO/GUF メンバーにも声



をかけて戦略会議を開催しようとAPHEDAから提案があり、1月19日に開催された。

TUSSOとしては、APHEDA (Executive OfficerのKate Leeとアスベストプロジェクト担当のSharan)、Solidar Suisse、SASK (フィンランド労働組合連帯センター)、FNV (オランダ労働組合連盟)、LO (スウェーデン労働総同盟)、GUFとしてはIndustri ALL、PSI、UNI (サービス産業労働者を代表するグローバルユニオン)、AMRCからOmana、A-BANから筆者が参加した。

まず筆者が、背景事情・情報として、アジア太平洋地域におけるアスベスト状況とこれまでの取り組みについて概説。続いて、A-BAN、APHEDA、Solidar Suisse、AMRC、BWIが各国で誰をパートナーにどんな取り組みを応援してきたか、予定しているか、予備的なマトリックスを作成して紹介。APHEDAが着手した世界とアジア地域におけるアスベスト・ロビー団体の実態調査の予備的報告、ロッテルダム条約と今年5月に予定されるそのCOP8開催をめぐる状況についての報告。

以上を踏まえて、各団体が、各国、地域、世界レベルで協力・連携していけることがないか、ざっくばらんな議論が行われた。とりわけ、ロッテルダム条約COP8に向けて、各国レベルでの取り組み、ジュネーブへのアジアからの代表派遣、ヨーロッパやグロー

バルユニオンに協力を要請してジュネーブでの行動展開など、具体的なアイデアがさまざま出された。

とりわけ東南アジア、南アジア地域について、各国における取り組みの支援と地域レベルでの連携について、A-BAN、BWI、AMRC、APHEDA、Solidar Suisseを中心に調整しながら、さらに支援の拡大を図るというかたちが追及できそうだ。

台湾：日台交流とビデオ・本

泉南アスベスト国賠訴訟を担った大阪アスベスト弁護団の企画に便乗させていただいて、2016年10月に台湾を訪問した。

2015年6月にソウルで開催されたICOH第31回国際会議（筆者はアスベスト特別セッションに参加した）のとき、台湾職業安全健康連線（OSH-Link）理事長でもある台湾大学健康政策・管理研究所の鄭雅文教授が「台湾でもアスベスト問題にもっと取り組むつもりだ」と、いくつか具体的なアイデアを聞いていたので、その後を知りたかったことがひとつ。もうひとつは、アスベスト被害者・家族同士の日台交流が可能か見極めたかったことがあった。

ももとの企画は、10月24日午後・夜に台湾大学公衆衛生大学院で開催された「台日の公害訴訟と疫学因果関係ワークショップ」で、第1部「日本の

アスベスト訴訟から見た台湾のアスベスト疾病問題」、第2部「台湾三大公害訴訟と日本の疫学原則」で構成された。

第1部では、鄭雅文「台湾のアスベスト疾病問題:なぜ軽視される?どうすべきか?」、林良榮(政治大学法学部教授)「日本のアスベスト訴訟のひらめき」、日本からは、伊藤昭子、村松昭夫、岡千尋の各弁護士と澤田慎一郎、筆者がコメントして、討論が行われた。

第2部では、台湾のRCA訴訟(2015年11月号8頁で報告した判決に至る過程で、求めに応じて日本の弁護士が日本の関連情報の提供等に協力したことが、今回の企画につながっている)、ダイオキシシン(油症)訴訟、雲林大気汚染訴訟における疫学弁論について各事件を担当した弁護士から報告があり、岡千尋(まだ外見の発病の症状がない従業員について、彼らが訴訟上損害を主張する仕方及び関連の日本の判決例、学説があるか)、伊藤昭子(時効の起算点に関する日本の学説)、村松昭夫(損害額について個別損害積み上げ方式より「一括・一律請求」及び「包括請求」としての慰謝料請求のかたちでの請求の方が日本の公害訴訟の通説か)各弁護士から各々括弧内に記した質問に答えて、討論が行われた。

通訳は、ポール・ジョバン(中央研究院社会学研究所)、林良榮、趙珮怡(弁護士)らが務めたが、いずれの報告・議論とも大変興味深く、今後の一層の交流の有用性を痛感させた。

また、筆者らも参加することを伝えると、台湾OSHリンクが10月24日午前中に記者会見「アスベストのない社会-日本は前進、台湾ははるかに立ち遅れている」も設定した(前頁写真)。鄭雅文、黃怡翎(OSHリンク執行長)、李俊賢(国家衛生研究院国家環境医学研究所)、林宜平(陽明大学科学技術・社会研究所)、ポール・ジョバン、村松昭夫、澤田慎一郎、筆者が出席した。日本側で用意した発表文書を35頁に掲載する。

台湾工作傷害受害人協会(TAVOI)の代表も参加していたが、10月25日にあらためて澤田、筆者でTAVOI事務所を訪問。RCA訴訟原告団のリーダーである女性5人・男性1人をはじめとした中心メ

ンバーが迎えてくれて、RCA問題を中心にいろいろな話や意見交換ができた。久しぶりの訪問だったが、旧知の友として迎えてもらえることがうれしい。

鄭雅文らは、台湾の職業病統計(石綿肺・職業がん(内訳不詳))、石綿関連疾患の症例報告(1990~2015年に16報告を確認)、さらに中皮腫と診断された者をを含む10人の患者の訪問インタビュー(認定されているのは肺がん1人のみ)等を行っているのだが、被害者・家族の組織化なりTAVOIとの連携などはうまくいっていない。TAVOIの側でも、新たな石綿被害者との出会いはできていないようだった。被害者・家族同士の直接交流の実現にはもう少し時間がかかりそうだ。

一方で、OSHリンクは、12月2日に「石綿曝露職業病研究計画成果発表記者会」を開催。10月24日にも撮影をしていたドキュメンタリー・フィルム「石綿危機(アスベスト:見えていない脅威)」の完成版も公開した。これは、以下で見ることができるので、ぜひご覧になっていただきたい。2015年9月に出版した『過労の島-台湾における職場過労の実態と対策』に続いて、アスベスト問題についてまとめた本も近く出版する予定である。

<http://oshlink.org.tw/about/issue/asbestos/179>

東アジア被害者交流の展望

東アジア地域(sub-regional)レベルでの次の展開を考えるとしたら、被害者・家族同士直接の交流だろうと考えているのだが、台湾は上記のとおり。

香港では、2016年12月に、香港工業傷亡權益会(ARIAV)の設立30周年に合わせて、アスベスト問題のワークショップを開催したいと招かれ予定していたのだが、2017年3月に延期された。香港では、アスベスト被害の拡大とともに、被害者・家族の組織化も進んでいるものと期待している。

韓国では、韓国石綿追放運動ネットワーク(BANKO)の中心を担っているChoi Yeyongが、一昨年以来、日本でも一部報道された空調機洗浄剤被害者の問題に追われているので心配していたのだが、2016年末から2017年初にかけて毎週、アスベ



トの採掘・輸出を続けているロシア、カザフスタン、中国、ブラジルの各大使館前で抗議行動を展開して気を吐いた。しかし、アスベスト被害の拡大を明らかにする被害者の掘り起こしをもっともっとできるはずと考えている。被害者・家族の全国ネットワークの持続・強化を願っている。BANKO結成10周年の2018年の企画を検討しはじたと聞いている。

いずれ、東アジア-日本・韓国・香港・台湾のアスベスト被害者・家族の直接交流も実現するだろう。

中国については、労災被災者を支援してきた広東のNGOに対する弾圧の影響等もあって、筆者はここで報告できる新たな情報を持ち合わせていないところが残念である。

声上げ倒した「石綿の巨人」

2017年1・2月号でついにカナダが連邦政府として包括的なアスベスト禁止を決定したことをお伝えした。30頁に、この決定に関する詳しい情報を掲載している。2017年12月に、アスベストを禁止する規則の内容が具体的に提案される予定である。海外メディアが大きく取りげざるなか、日本での報道はまったくなかったが、12月21日付け毎日新聞夕刊の「鳥の目 虫の目」で大島秀利記者が、「声上げ倒した『石綿の巨人』」を書いてくれている。

「日本の被害者団体などでつくる石綿対策全国連絡会議の古谷杉郎さんは、感慨深げに話した。

『巨人』とは、かつて世界一のアスベスト（石綿）産出国だったカナダをさす。そのカナダ政府が今年15日、石綿の輸出入、製品生産などを2018年まで

に全面禁止すると発表したのだ。

カナダは、フランス語圏のケベック州を中心に白石綿の大規模な鉱山があり、最盛期の1973年には年間169万トンに世に送り出した。日本では98～05年に石綿総輸入量の42%をカナダ産が占めた。

欧州が石綿の使用禁止へとかじを切り始めたとき、カナダの石綿業界団体はパリに売り込み拠点を置き、『カナダが産出する]白石綿は安全』という主張を繰り返した。足元のフランスが97年に石綿輸入禁止へ転じると、カナダ政府は世界貿易機関(WTO)に無効を訴えたが、却下された経緯もある。

やがて欧州や日本での石綿使用の禁止の流れとともに、カナダの輸出货量も次第に減り、自国内での消費もなくなっていた。

ところが、カナダは石綿の輸出を続けた。中でもアジア諸国向けが99～09年に4分の3以上を占めた。これに対し、日本、韓国、インドなどの被害者や支援者が立ち上がった。10年末、古谷さんら『アジア連帯派遣団』の7人がカナダを訪れ、『死の商人』の非道を訴えたのだった。中皮腫で父を失った奈良市の吉崎和美さんは『私の父は輸入されたアスベストで殺された』と書かれたプラカードを手にした。

石綿産業の支援を検討してきたケベック州当局やカナダ政府はすぐに姿勢を変えなかった。しかし、この6年間、カナダでは公衆衛生の研究者をはじめ科学者、ジャーナリスト、議会が、石綿禁止に向け少しずつ動き始めていたという。

今、世界一の石綿輸出国はロシアである。この

『もう一つのアスベストの巨人』を倒すことができるのか。古谷さんは『被害者が声を上げ続けることです』と語っている。」

カナダ禁止を促進した人々

2010年末のアジア連帯派遣団に同行したのが、カナダの人権団体RightOnCanadaのKathleen Ruffだったが、なんと2016年6月9日にケベック州議会で議席をもつ4政党すべてがスタンディングオベーションで彼女を称賛するという事態が生じた。「州議会はKathleen Ruffに敬意を表するとともに、ケベックとカナダのアスベスト生産を中止させ、その使用を禁止させるための彼女の粘り強い闘いに感謝する／州議会は、労働者の健康とケベック市民の健康に対するRuffの活動の重要な貢献を評価する」とした動議を満場一致で採択したのである。州議会は彼女に記念のメダルを授与した。(前頁写真)

Ruffは、「すべてが私たちに反対しているようにみえた時に、ケベックの科学者、公衆衛生専門家、いくらかの非常に勇敢な労働組合と政治リーダーたちから寄せられた支援に感謝したい。ケベックをロシアに次ぐ世界第2位のアスベスト輸出者にするという政府の計画を打ち破ることができた」と述べた。この模様は、以下でビデオを見ることができる。

<http://www.assnat.qc.ca/fr/video-audio/archives-parlementaires/activites-presse/AudioVideo-65561.html?support=video>

厳しい状況が続いていたケベックで事態を転換させるにあたって彼女の果たした役割は大きい。そして、ケベックの転換がカナダ連邦政府の禁止決定に及ぼした影響ももちろん大きい。しかし、Ruff自身はロッテルダム条約をきっかけに2008年頃からアスベスト問題に取り組みはじめたもので、カナダ全体ではそれ以前から様々な努力が積み重ねられている。筆者も2003年にオタワの連邦議会内で開かれた初めての国際会議「カナダのアスベスト：世界的関心事」に参加して以来、多くの活動家と協力し合ってきた。もっとも早く声を上げた被害者故Ray Sentes、サーニア(Sarnia)の被害者・家族の活躍

や、それを裏で支えたと思われるオンタリオ労働者労働衛生診療所(OHCOW)等が印象深い。国際的には、カナダ自動車労組(IHCAW、現UNIFOR)は一貫してアジアの取り組みを支援してくれた。

いずれにしろカナダの決定は歴史的転換点であると言っても、アスベスト禁止の流れを国際的に真に定着させられるかどうか、が本当の勝負である。

アジア・世界の禁止「正念場」続く

以上見てきたように、アジアでは、ポジティブ及びネガティブ両面において数々の動きがあったし、進行中である。とりわけ、CIC、各国のアスベスト業界団体とロシア政府等が混在となった、アスベスト禁止導入を阻止しようという動きは、筆者の予想も上回って著しく進展している。

まだ詳述できないのだが、最近イギリスで、国際アスベスト産業がスポンサーであろうと目される、ジャーナリストを装ったスパイ事件が告発されている(裁判所がまだスポンサーの名前の公表を命じていない)。A-BANがその重要なターゲットのひとつであったことも判明していると言ってよい。

アスベスト産業にいかに対抗するかは、焦眉の課題のひとつである。

対する草の根側の動きでは、政治的意思決定をどのように具体化させるかという問題にますます真剣に向き合わなければならなくなっている。日本の経験を見ても、アスベスト被害が顕在してくれば、この問題に取り組む人々も増えるであろうが、そうなる前に禁止を実現させることが重要であるにもかかわらず、容易ではない=困難であることは明らかである。そのためA-BANは、取り組みの核となる団体・人々をみつけだし、関係者間のネットワークを強化することを一貫して促進・支援してきた。少ないとはいえ関心を寄せる国際協力支援組織が増え、地域・産業別の労働組合組織レベルでの動きも追求されていることは朗報である。

ここ数年毎年繰り返し言っているようで恐縮だが、アジア・世界のアスベスト禁止は本当に正念場を迎えていると言いつつ続けなければならない。



ニュージーランド閣議文書:アスベスト含有製品の輸入の禁止

2016年6月 環境大臣事務所

提案

1. 本文書は、アスベスト含有製品(ACPs)の輸入を禁止する規則の策定、及び、特定の限定された条件で禁止からの除外を認める許可制度の導入について、内閣の合意を得るためのものである。

要約

2. アスベストへの曝露は多くの呼吸器疾患を引き起こすとともに、労働関連死亡・疾患の主要な原因のひとつである。原料アスベストの製造または輸入は、1996年有害物質及び新生物法(HSNO)によって禁止されているが、この制限は製作品には拡張されておらず、それゆえアスベスト含有製品は合法的にニュージーランドに輸入することができ、いまなお進行中の健康リスクとなっている。
3. 環境省(省)が実施した対象を絞った協議(回答の要約については付録1参照[省略])の結果は、アスベストの健康リスクについての認識と近年における費用効果的な代替品の開発のゆえに、いまなおアスベスト含有製品を輸入している事業者はごくわずかであることを示した。したがって、アスベスト含有製品の輸入禁止を課すことは、肯定的な保健上の利益を提供するうえに、経済界に対してはわずかな費用しかかけない。
4. しかし、アスベスト曝露の不釣り合いな、潜在的に著しい費用を個別事業者が負うことになる少数の事例がある。一般的禁止からの除外を認めることは、こうした場合には正当化されるだろう。
5. 私は、1998年輸出入(制限)法(IERA)に基づく勅令を制定することによって、アスベスト含有製品の輸入を禁止することを提案する。私は、これを、許可が与えられた場合の限られた例を除いて、一般的に輸入が禁止される条件付き禁止として提案する。許可は、以下の場合のみに与えられるものとする。
 - a. 輸入者が、同じ機能を満たすアスベストを含有しない代替製品がないことを示すことができる、または
 - b. 代替製品を輸入することが、アスベスト曝露のリスクに対して著しく不釣り合いな費用を課すことになり、かつ
 - c. 輸入者が、自らまたは輸入者がその者に代わって輸入した者が、アスベスト曝露のあらゆるリスクを適切に管理できることを示すことができる。
6. 許可制度は、環境保護庁(EPA)によって運営される。これは、同庁に継続的な運用費用をもたらすが、この費用の大部分は、許可申請の処理及び評価の費用を反映した手数料を設定することによって、申請者から回収することができるだろう。

背景

7. アスベストは自然に生成される鉱物繊維で、吸入するときわめて有害である。アスベスト曝露は、様々な呼吸器疾患及びがんと結びついている。アスベスト関連疾患は、長期間にわたり著しい曝露を受けた労働者にもっとも生じる。
8. アスベスト曝露に関連した労働関連死亡の数は、2010年に約170件と推計され、最大の単一の

労働関連死亡原因となっている。曝露と疾病の症状の発現との間には長い潜伏期間があることから、この多くは過去の曝露の結果である。

9. ニューージーランド王立学会の2015年の報告書は、ニューージーランドにおける非職業リスクについて調査した。同報告書は、「良識的なアプローチは、すでにあらゆる[アスベスト含有製品の]使用継続を中止した他の諸国にならうことであり、このことに政府は関心を払うべきである」と結論付けた。
10. HSNO法のもとで、原料アスベストをニューージーランドで製造または輸入することは許されていない。しかし、HSNO法の対象範囲は、製作品にまでは拡張されておらず、結果的にアスベスト含有製品は合法的に輸入することができる。
11. 2014年に省は、ニューージーランドのアスベスト含有製品の輸入・輸出インベントリー（インベントリー）と題した研究報告を委託した。インベントリーは、過去にはアスベストは数多くの製品や建材に幅広く使われたものの、現在では主として航空や海洋産業において少量のアスベスト含有製品が使われているだけであることを確認した。過去アスベストが使われた大部分の事例では、いまでは使用可能な代替製品を利用することができ、これら代替品の使用がニューージーランドにおける規範になっている。
12. 2015年8月に内閣は、環境省が、インベントリーにおいていままアスベスト含有製品を輸入していることが確認された産業に的を絞った協議を行うことを許可した。この協議の目的は、禁止が事業に与える可能性のある影響についてのより詳しい理解を得るとともに、禁止の全体的費用についてのよりしっかりした評価を行うことであった。また、禁止からの何らかの除外が正当化されるかどうか判断することも目的としていた。

的を絞った産業協議の結果

13. 省は2015年9～10月にかけて、海洋、航空、発電及び電力供給産業の事業者・産業団体と協議を行った。アスベスト含有製品の潜在的輸入元でありうるもの、労働組合評議会（CTU）などからのフィードバックを受けて、水道業の会社とも接触した。合計29の事業者・産業団体からフィードバックを受け取った。
14. 概してアスベスト含有製品の使用が報告されたのはわずかであり、大部分の事業者は禁止の影響はわずかまたはまったくないと心配していなかった。多くの事業者が過去にはアスベスト含有製品を使用していたと報告したものの、アスベストの健康リスクへの関心の高まりと費用効果のある代替品の開発によって、過去数十年間のうちにアスベスト含有製品は徐々に使用されなくなってきた。
15. このアスベスト含有製品使用をしなくなる一般的な動きにもかかわらず、少数の報告者はいくつかのアスベスト含有製品の輸入と使用を報告した。大部分の回答者はこの影響を定量化することはできなかったが、いくつかの事例では、禁止がそれら事業者に費用をもたらすだろうと感じられた。

その他の協議

16. ニューージーランド国防軍（NZDF）は、2種類の航空母艦に現在もアスベスト含有製品が使用されていることを確認した。彼らは、それら航空母艦の特性及び使用年数から、使用可能なアスベストを含有しない代替製品はないと指摘した。それら航空母艦の予想される交換時期は、2021～2023年の間である。少なくともそのときまで、NZDFはその作戦上の義務を満すためにそれら航空母艦を使用し続ける必要があり、したがって限定された量のアスベスト含有製品を輸入する必

要がある。

17. NZDFはまた、外国の軍隊がニュージーランドを訪問し、ニュージーランド滞在中にアスベスト含有部品の交換を行い、または交換を行うことを求める可能性に関する関心を指摘した。
18. ニュージーランドの国際貿易上の義務との一貫性を確保するために、省は、外務・貿易省と協議を行った。彼らの助言にしたがい、省は世界貿易機関の貿易上の技術的障害委員会に通告を行った。禁止の提案に対して、他のWTO加盟国から意見または要望はなかった。

意見

19. インベントリーの知見及び的を絞った協議のプロセスは、アスベスト含有製品の現在の使用または輸入は少量であるが、一定のレベルの輸入製品からの曝露のリスクは残っていることを示した。現行の法令の状況のもとでは、ニュージーランドは、アスベスト含有製品がいまも容易に製造及び輸出されている国々からの輸入が将来増加する可能性は残されている。
20. 禁止を課すことは、すでにニュージーランドに存在しているアスベスト含有製品には影響を及ぼさないが、現在のリスク・レベルを増加させない保証を提供するだろう。それは、すべてが確認及び記録される、少数の許可された輸入を除いて、いかなる新たな工場または構造物にもはアスベストが存在しないと考えることのできる日付けを効果的に示すだろう。
21. 禁止を課すことの主要な利益は、将来輸入が著しく増加する可能性を防ぐことである。それは、残ったアスベスト含有製品ユーザーを代替製品に移行させるインセンティブを提供するとともに、海外の事業者には、ニュージーランドがアスベスト曝露に伴う健康リスクを受け入れるつもりがないというシグナルを与えることになるだろう。この点に関して、禁止はニュージーランドを、すでにすべての種類のアスベストを禁止しているオーストラリアや欧州連合など、われわれの主要な貿易パートナーと同じラインに並ばせることになる。
22. 禁止を課すことは、少数の事業者にいくらかの費用を課すことになる。アスベスト含有製品の使用を報告したそれら事業者が、どの製品が交換を必要とするか正確にはわからないか、アスベスト含有製品でない代替品の調達及び輸入の追加費用がわからないかのどちらかであるため、詳しい費用を指摘することは困難である。
23. また、協議を行ったいくつかの事業者は、彼らが輸入している製品がアスベストを含有しているかどうかわからなかった。アスベスト含有製品の禁止を課すことは、そうした事業者が、アスベストがあるかどうかを確認し、必要(かつ可能)な場合には代替品を調達するインセンティブの役割を果たすだろう。これは、それら事業者にいくらかの費用を課すことになるが、多くの場合、製品は(オーストラリアなど)すでにアスベストを禁止している他の諸国から来ており、したがってこのプロセスは比較的単純であろう。
24. 私は、結局、禁止の利益がいくつかの事業者に生ずるかもしれない費用を上回ると考える。しかし、少数の事例では、相対的に曝露のリスクが小さいにもかかわらず、その費用が著しくなる可能性がある(例えば、製品中のアスベストの量が非常に少ないが全体に含有されている場合)。アスベスト含有製品の使用が引き起こす限定された曝露のリスクに対して、禁止の費用が不釣り合いな場合には、禁止からの除外を認めることが適当である。

推奨される政策対応

25. 私は、IERAにもとづく勅令を策定することによって禁止を導入することを提案する。このアプローチは、以下の理由から推奨される。
- IERAの目的が輸出入を規制することであり、その規定がアスベストが乳製品の禁止によく合っていること。
 - IERAのもとでの禁止がすべての種類及び用途のアスベスト含有製品に適用できること。
 - IERAのもとで、ニュージーランドへのある物品の輸入に関する制限は、公衆の利益のためになされること。私は、アスベスト曝露から生じる重大かつひろく知られた健康リスクはこの講習の利益という条件に合致すると考える。
 - IERAは、特定の条件のもとで条件付き禁止がなされることを許すことによって、例外を提供している。
26. 検討されたその他の選択肢は、輸入が効果的に管理されないか、または問題に対して有効でない、またはあまりに複雑すぎる解決策であるかのいずれかであるため、適切ではないと考えられた。
27. 現在、商業・消費者問題大臣がIERAに責任があり、経済・技術革新・雇用省が運営機関である。私は、勅令の運営上の責任を環境省に移管することを提案する。

条件付き禁止の許可

28. IERAは、輸入の禁止を完全なもの、または条件付きのものにするのを許している。完全禁止は、いかなる条件のもとであっても、いかなるアスベスト含有製品もニュージーランドに輸入することはできないことを意味している。条件付き禁止は、免許また許可はを与えるか、または勅令に規定された条件に対して、物品を輸入することを許すものである。
29. 完全禁止は、アスベスト曝露の低減に関して利益を最大のものにする。また、運営がきわめて単純であり、執行の費用を除いて政府に最小または継続的でない費用しか課さない。しかし、この選択肢は、アスベスト含有製品を輸入する真正正銘の必要性のある事業者に対して著しい影響を与えるとともに、費用効果のある代替製品を調達することはできないかもしれない。私は、完全禁止については、曝露リスクと比較して不釣り合いに高い費用及び他の関連する問題を引き起こす可能性があり、したがってこの選択肢は推奨されないと考える。
30. 条件付き禁止は、限定された条件でアスベスト含有製品が輸入されることを許す。私は、これが適切に正当化される場合には、アスベスト含有製品の輸入を許す許可制度を導入することを提案する。勅令は、輸入の前に満たさなければならない一連の条件を規定するとともに、これに基づいて意思決定機関が許可を発行することを許すだろう。私は、以下の場合にのみ、許可が与えられる可能性があるようにすることを提案する。
- 輸入者が、同じ機能を満たしアスベストを含有していない代替製品を輸入することができないことを示すことができ、または
 - 輸入者が、代替品の輸入が、アスベスト曝露のリスクに対して著しく不釣り合いな費用を引き起こすことを示すことができ、かつ
 - 輸入者が、自らまたは彼らが代わりに物品を輸入する者が、アスベスト曝露のあらゆるリスクを適切に管理できることを示すことができる。
31. 勅令自体にこうした要求事項を置くことは、アスベスト含有製品の輸入が考慮される条件に関する明瞭性を提供するとともに、許可を通じてつくられたいかなる例外も、健康リスクに対する費用に

関して正当化されることを確保するだろう。

32. 許可制度は、適切に、ケース・バイ・ケースでアスベスト含有製品の輸入を許す柔軟性を提供する。それは、申請手続を通過することを求めることによって、アスベスト含有製品を輸入したいと考えている者に意欲をそぐ効果を発揮するとともに、輸入の必要性を正当化し、曝露のあらゆるリスクが適切に適切に管理されることを示すだろう。また、将来のすべての輸入について、どこで誰によって使用され、リスクを最小化するためにどのように管理されるか確認することを可能にするだろう。
33. IERAはまた、許可機関が、例えば、物品の挙動及び配置、またはラベル表示の状況、梱包、取り扱い、または物品の廃棄に関する情報の提供についてなど、追加的条件を課すことを認めている。これらは、許可手順の一部として適用することができる。許可を与えるか否かについての決定は、勅令において設定された要求事項によって決定されるだろう。
34. 許可は限定された期間に対して与えられ、その後は、更新され、なお条件を満たすことができるという証拠が提供される必要がある。私は、上述した条件に基づく評価がなお適用可能であることを確保すると同時に、申請人に一定の確実性を与えることとのバランスをとって、12か月間の許可を与えることを提案する。

許可制度の運営

35. 私は、環境保護庁(EPA)に、申請の評価及び(条件次第での)許可の付与の権限を与えることを提案する。
36. EPAはすでに、IERAのもとで禁止または厳しく制限された有害化学物質及び有害廃棄物の輸出を認める、またオゾン現存物質を含有する物品の輸入に関する1996年オゾン層保護法のもとでの、許可制度を運営している。EPAはまた、有害物質によって生じる健康リスクを評価する技術的ノウハウをもっている。
37. 許可制度の運営は、EPAに対して継続的費用を課すことになるだろう。しかし、IERAは、検討及び許可の付与のための手数料を申請人に課すことを認めている。これはEPAが、許可制度の運営費用のかなりの部分を回収できるようにするだろう。しかし、禁止の順守活動や一般の注意喚起活動など、回収できない継続的費用もあるだろう。
38. EPAのオゾン層保護法のもとでの現在の費用に基づいて、回収可能な検討及び許可付与の費用は、申請1件当たり推計650\$ (物品サービス税を除く)の料金を必要とするだろう。これは平均的数字で、著しく複雑な申請はより大きな費用を必要とするかもしれない。私は、そのような場合には、EPAが、必要とされる追加的な時間及び資源に対して、追加時間料金116\$(物品サービス税を除く)を課すことができるようにすることを提案する。

順守と執行

39. ニューゼaland税関は、アスベスト含有と確認された物品を国境で食い止め、陸揚げされる前に許可が与えられているように確保する責任を負っている。IERAのもとで、税関局長は同また法の違反に関するあらゆる起訴手続の開始に責任を負っている。
40. EPAは、IERAのもとでいかなる執行権力ももっていない。しかしEPAは、注意を喚起するとともに、要求事項が理解されていることを確保するための活動を行うだろう。その可能な限りの程度で、EPAはまた、国境におけるその執行において税関、その他アスベスト製品の違法輸入と関係する

他の法令を執行する機関を支援するだろう。

41. 輸入者は、アスベスト含有製品を輸入しないことを確保する法的責任をもっているというものの、いくらかの場合には、アスベスト含有製品が国に入ることはなお可能である。分析所での検査なしに製品中のアスベストを確認することは常に容易であるとは限らず、故意に、または輸入している製品中にアスベストが存在していることに気づいていないかもしれない輸入者によって知らずに、アスベスト含有製品がなお輸入される可能性はある。
42. 禁止導入後にアスベスト含有製品が国に入った場合には、製品リコールを開始するために、1986年公正貿易法の条文を活用することが可能だろう。問題の単一製品または複数製品が重大な安全リスクを伴う違法製品であれば、自主的リコールについて交渉する強力な手段があり、また強制的リコールにはゆるぎない主張が必要であると、私は助言された。

協議

43. 経済・技術革新・雇用省、保健省、外務・貿易省、環境保護庁、ワークセーフ・ニュージーランド[労働安全衛生機関]、ニュージーランド税関、ニュージーランド国防軍、及び財務省とは、本文書について協議を行った。首相府及び内閣には、本文書中の提案について知らせた。
44. 商業・消費者問題大臣は本文書を見て、その提案に同意することを確認した。
45. EPAは、許可制度を実施及び支援するためには相当の費用(推計10万ドル)がかかることを指摘している。この費用は、現在のEPAのベースラインから満たすことはできず、これが対処されない限り、EPAは新たな機能を実行する立場にないだろう。
46. 私は、内閣の最終決定及び執行院に提出する前に、さらなる関係者との協議のために、勅令の草案を公表することを提案する。

財政事項

47. 限定されたアスベスト含有製品の輸入を認める許可制度の運営は、EPAに費用を課すだろう。費用の大部分は、申請の処理及び評価に関わる予測される費用を反映して、(複雑な事例については追加手数料を課す裁量をつけて)申請1件当たり推計650\$の手数料を設定することによって、申請人から回収されるだろう。
48. 残りの費用は、IERAのもとでEPAによって回収することはできないだろう。これには、広報、教育及び執行支援活動のための費用が含まれる。EPAと環境省は、この費用の程度及び財源調達の選択肢を決定するための作業を継続している。

人権

49. 本文書中の提案と1993年人権法との間に不一致は確認されなかった。

立法事項

50. 本文書中の提案の執行は、1988年輸出入(制限)法にもとづく勅令の策定をもたらすだろう。

規制影響分析

51. 規制影響分析は、本文書中の提案に対して適用される。すでに規制影響報告書(RIS)が用意

され、付録2[省略]として添付されている。

52. 環境省 (MfE) 規制影響分析パネルは、MfEが用意したRISをレビューして、本RISに要約された情報及び分析は品質保証基準をある程度満たしているとした。
53. 本RISは明瞭かつ簡潔に記載され、問題に対して適切な一定レベルの分析を提供している。本RISは、問題の規模と程度及び選択肢の影響の可能性を説明する利用可能な情報の使い方について、より説得力のあるものにすることができる。しかし、大部分の領域において、提案の諸要素は明瞭で、詳しくは特定されていないかもしれないが、影響も確認されている。私たちは、政策決定者を支援するのに、本RISは適切であると考えます。

広報

54. 禁止を導入する決定を発表するために、環境大臣がプレスリリースを用意する。さらなる広報は、勅令案が起草され、また、執行院により承認された時点において計画されるだろう。

勧告

55. 私は、内閣経済成長・社会基盤委員会が以下のことを行うよう勧告する。
1. 原料アスベストは禁止されているとはいえ、アスベスト含有製品は現在でもニュージーランドに合法的に輸入することができ、これが潜在的な健康リスクになっていることに留意する。
 2. 2015年8月12日に内閣経済成長・社会基盤委員会が環境省に対して、アスベスト含有製品の潜在的費用について、的を絞った産業との協議を実施することを認めたことに留意する。
 3. 的を絞った協議の結果、禁止の大部分の事業者に対する影響はわずかまたはまったくないことがわかったが、少数の事例で潜在的に著しい費用が確認されたことに留意する。
 4. 1988年輸出入 (制限) 法 (IERA) にもとづく勅令を制定することによって、アスベスト含有製品の条件付き禁止を課すべきことに同意する。
 5. そうすることが公衆の利益にかなうことから、総督が、条件付きでアスベスト含有製品の輸入を禁止するこの勅令を制定することに同意する。
 6. IERAに責任を有する商業・消費者問題大臣はすでに協議を受け、IERAのもとでの勅令の制定への同意を確認していることに留意する。
 7. 条件付き禁止は、許可付与対象の輸入を認めるべきであることに同意する。
 8. 環境保護庁 (EPA) に、申請を評価し、輸入許可を与える権限を与えることに同意する。
 9. EPAは以下の場合にのみ輸入許可を与えるべきであることに同意する。
 - 9.1. 輸入者が、同じ機能を満たしアスベストを含有していない輸入可能な代替製品がないことを示すことができ、または
 - 9.2. 輸入者が、代替製品の輸入が、アスベスト曝露のリスクに対して著しく不釣り合いな費用を課すことを示すことができ、かつ
 - 9.3. 輸入者が、自らまたは彼らが代わりに輸入した者が、アスベスト曝露のあらゆるリスクを適切に管理することができることを示すことができる。
 10. IERAが許可機関に対して、物品の挙動及び配置、またはラベル表示の状況、梱包、取り扱い、または物品の廃棄に関する情報提供を含め、輸入に関する追加的条件を設定することを認めていることに留意する。

11. 許可は12か月の期間に対して与えられ、許可所持者が許可の条件を満たさなかった場合、または申請の際に提供された情報が著しく事実と反することが明らかになった場合には、同期間中に許可を取り消すことができることに同意する。
12. 許可申請の処理及び評価の費用は、各申請について料金を設定することによって申請人から回収されるべきであり、とくに複雑な申請を処理するのにこの額が不十分であると判断する場合に追加の時間料金を課す裁量をEPAに与えることに同意する。
13. 本文中で同意された提案を実行するために、環境大臣が議会法制局に対して、指示草案を発行することを認める。
14. 環境大臣が、本文中の決定と一致して、起草のためにマイナーかつ技術的な政策決定をなすことを認める。
15. 環境大臣が、協議のために勅令草案を公表することを認める。



※<http://www.mfe.govt.nz/more/cabinet-papers-and-related-material-search/cabinet-papers/prohibiting-importation-asbestos>

※2016年輸出入（アスベスト含有製品）禁止令は、2016年9月26日に公布され、同年10月1日から施行された。

<http://legislation.govt.nz/regulation/public/2016/0218/latest/DLM6962509.html?src=qs>

カナダ政府がアスベスト禁止

Canada News Center, Government of Canada, 2016.12.15

2016年12月15日—オタワ・カナダ政府

本日、カースティ・ダンカン科学大臣は、ジェーン・フィルポット保健大臣、キャサリン・マッケナ環境・気候変動大臣、ジュディ・フット公共事業・調達大臣とともに、カナダ政府は政府全体のアプローチとして、2018年までにアスベスト及びアスベスト含有製品を禁止するという公約の履行推進行すと発表した。

このアプローチは、科学に基づいた政策決定によって導かれ、パートナーたちと協議しながら実行されるだろう。カナダ人は、カナダ政府が、彼らの安全と健康を、その家族や同僚、地域社会の安全と健康とともに保護するためのあらゆる努力をしようとしていると確信してよい。

アスベストの包括的禁止には、以下のことが含まれる。

- ・アスベストのような有害物質に伴うリスクから人々を保護するための法的枠組みである、1999年カナダ環境保護法(CEPA)のもとで、アスベストの製造、使用、輸入及び輸出を禁止する新たな規則を策定する。
- ・職務でアスベストに接触することになる人々のリスクを徹底的に制限するための、新たな連邦労働安全衛生ルールを確立する。
- ・カナダ政府が所有または貸与するアスベストを含んだ建物の現在のオンライン・リストを拡張する。
- ・カナダ全体にまたがって新築・改修プロジェクトにおけるアスベスト使用を禁止するための、国、州及び地域の建築基準の変更に州及び地域のパートナーと協力する。
- ・アスベストを有害物としてリストに掲載することを支持する150以上の国が参加する国際条約である、ロッテルダム条約の来年の締約国会議の前に、カナダ国内での禁止に基づいて、アスベストの

有害物質としてのリスト搭載に関する国際的の立場を見直す。

- ・肺がんその他アスベスト関連疾患の罹病率の低減に役立てるために、アスベストの健康影響に関する注意を喚起する。

カナダ政府は、2018年までにアスベストを禁止するという公約を果たすために、とりわけ保健、労働、貿易及び商業部門と協力していく。規制プロセスはオープンかつ包括的であり、禁止が実施される前に一州、地域、地域社会、産業界、科学者や保健専門家を含め様々な関係者と協議しながら進めていく。政府の協調的かつ包括的な取り組みの結果は、カナダの人々の安全と健康が家庭や労働、地域社会において保護されることを確保するだろう。

引用

「カナダの人々の健康と安全の保護は、政府にとってもっとも重要である。われわれをアスベストを禁止する具体的な行動を取るに導いた反論の余地のない証拠がある。カナダの人々は、私と同僚たちが、あなたたちの家族、同僚や地域社会がアスベストの有害な影響から保護され、それによって健康を増進し、生命を守れるようにするために精力的に働き続けることを確信してよい」。

カースティ・ダンカン科学大臣

「カナダ中、世界中でアスベスト関連がんが人々の家族に苦痛を与え続け、われわれのヘルスケア・システムに著しい負担を課している。政府は、人々の健康と安全に有害な可能性のある、アスベストのような物質からカナダの人々を守るために行動を取ろうとしている」。

ジェーン・フィルポット保健大臣

「首相は、アスベスト及びアスベスト含有物質の禁止に向けて進むと公約した。今日、われわれはその約束を果たそうとしている。われわれは、アスベストの全面禁止に向けて進むことによって、カナダの人々の健康と安全を保護する最良の規制措置を整備する」。

キャサリン・マッケナ環境・気候変動大臣

「政府は、新しい公共事業・調達省 (PSPC) の建物に使用することを禁止するとともに、PSPC が所有または貸与しているアスベストを含有する建物の公的インベントリーを作成することによって、アスベストに対する早期の行動を取った。私は、より幅広いアスベスト使用の禁止に向けた最初のステップを取り、また、われわれのインベントリーをすべての連邦政府建物を含めるように拡張するリーダーシップを発揮していることを誇りに思う。われわれは、われわれの建物の労働者や占有者、訪問者に安全かつ健康的な環境を提供することを約束する」。

ジュディ・フット公共事業・調達大臣

経過

- ・アスベストは1987年に世界保健機関の国際がん研究機関によってヒトに対する発がん物質であると宣言された。
- ・その使用の絶頂期にアスベストは世界中で3,000を超す用途があった。しかし、1970年代以降、生産と使用は低減した。
- ・2016年4月1日、カナダ政府は、公共事業・調達省 (PSPC) の管轄下にある新築及び改修プロジェクトにおけるアスベスト含有物質の使用禁止を導入した。
- ・PSPCは、自らが所有または貸与しているアスベストを含有する連邦建物の全国アスベスト・インベントリーを公表した。
- ・家庭におけるアスベストを含有する物質は堅固に結合されており、かく乱されないままであれば、著

しい健康リスクはない。

- ・一定の有害化学物質の輸入及び管理に関し情報提供に基づく決定を促進することによって人々の健康と環境を保護することを目的とする、ロッテルダム条約に政府は参加する。

関連リンク

- ・ asbestos の健康リスク (保健省) : http://healthycanadians.gc.ca/healthy-living-vie-saine/environnement-environnement/air/contaminants/asbestos-amiante-eng.php-_ga=1.197630511.1836807739.1481946780
- ・ 全国 asbestos インベントリー (公共事業・調達省) : <http://www.tpsgc-pwgsc.gc.ca/biens-property/invamiant-asbestosinv-eng.html>

背景説明

新たな asbestos 対策

asbestos は、いくつかの連邦及び州法によって規制されており、また、国際条約の対象でもある。カナダ政府は、健康と安全のための法令の要求事項を厳密に遵守するとともに、その建物では asbestos 管理計画が実施されている。

現在の連邦の管理は、採掘、リスクの高い消費者向け製品及び連邦職場における曝露に焦点を置いている。カナダ政府は、すでに調査を完了してしまや、asbestos 及び asbestos 含有製品の禁止を含む、一連の科学に基づいた措置を通じてさらに管理を強化するための政府全体としてのアプローチを実施しようとしている。このアプローチは、2018年までに asbestos を禁止するという政府の公約を満たすための、積極的なタイムラインを策定するとともに、カナダ公共事業・調達省の新築及び改修プロジェクトから asbestos を禁止するというこれまでに取られた行動の上に構築するものである。

カナダ環境・気候変動省

カナダ環境・気候変動省は、既存の1999年環境保護法の枠組みのもとで、迅速に新たな規則を策定する。この規則は、asbestos 及び asbestos 含有製品の製造、使用、輸入及び輸出を禁止するものである。政府はまた、一定の有害な化学物質の輸入及び管理に関して、情報提供に基づく決定を促進することによって人々の健康と環境を保護するという、ロッテルダム条約の目標を支持する。カナダは、2017年春に開催される第8回締約国会議の前に、ロッテルダム条約のもとでのクリソタイル・asbestos のリスト搭載に関するその立場を見直す。

カナダ保健省

asbestos に関して、科学は明瞭である。大気中の asbestos 繊維を吸入することは、がんを含む深刻な健康問題を引き起こす可能性がある。カナダ保健省は、1999年カナダ環境保護法のもとでの規則の策定にあたって、カナダ環境・気候変動省と協力する。カナダ保健省はまた、肺がんなどの疾病の罹患率の低減に役立たせるために、asbestos の健康影響に関する注意を喚起し続ける。

カナダ雇用・社会開発省

カナダ雇用・社会開発省は、その労働プログラムを通じて、曝露限界を決定するとともに、連邦職場における労働者の訓練及び防護についての使用者に対する要求事項を設定する規制に関する主役である。近い将来に政府は、最大曝露レベル及び保管、取り扱い、教育及びラベル表示についての要求事項を規定するために、カナダ労働法典のもとでカナダ労働安全衛生規則の改訂を提案する。

カナダ公共事業・調達省

カナダ公共事業・調達省が所有または貸与している、アスベストを含有する建物のインベントリーは、2016年9月23日に公表された。政府は、アスベストを含有するすべての連邦建物を含めるように、このインベントリーを拡張する。われわれは、連邦政府建物の労働者、占有者及び訪問者に安全で健康的な環境を提供することを約束する。

国立研究機関

政府はまた、カナダ国立研究機関が5年ごとに発行している5つの全国モデル規則のひとつである、カナダ全国建築基準からアスベストに対する言及を取り除くため、カナダ建築物消防規則委員会と協力する。カナダ全国建築基準は、新しい建築物の設計及び建設に関する技術的条件を設定している。最近発行された2015年基準はアスベストとに関連する変更を含んでおり、同基準は、相対的に大きな建築物ではアスベスト・セメント配水管の使用を禁止し、相対的に小さな建築物ではアスベスト配水管及び木工製品の使用を禁止している。委員会は現在、残されたアスベストへの言及を取り除くために作業中である。

アスベストについて

アスベストは、自然に生成する鉱物のあるグループに対する一般名称であり、そのすべてが健康リスクをもっている。その使用の絶頂期には、世界中で、屋根材、断熱材、電気絶縁材、セメント管・板、床材、ガasket、摩擦材（例えばブレーキパッド・シュー）、その他多様な物質を含む、3,000を越す用途があった。アスベストの生産及び使用は1970年以降減少した。

アスベストは1987年に世界保健機関の国際がん研究機関によってヒトに対する発がん物質であると宣告された。大気中のアスベスト繊維を吸入することは、肺がん、中皮腫及び石綿肺などの肺の損傷を引き起こす可能性がある。

※http://news.gc.ca/web/article-en.do-nid=1169979&tp=1&_ga=1.235206913.1836807739.1481946780

アスベスト カナダ環境・気候変動省

アスベスト(ケミカル・アブストラクト・サービス登録番号(CAS RN)1332-21-4)は、不燃性で繊維状に分離される、以下の6つの自然生成鉱物につけられた商業用語である。

- ・ クリソタイル(CAS RN 12001-29-5)
- ・ アモサイト(CAS RN 12172-73-5)
- ・ クロシドライト(CAS RN 12001-28-4)
- ・ アンソフィライト(CAS RN 77536-67-5)
- ・ トレモライト(CAS RN 77536-68-6)
- ・ アクチノライト(CAS RN 77536-66-4)

歴史的には、アスベストは主として、寒冷や騒音から建物や家屋を絶縁するために使用された。また、耐火のためにも用いられた。多くの用途が段階的になくなって代替品が利用になる一方で、アスベストはいまでも以下のような製品にみつかるともかもしれない。

- ・ セメントやしっくい
- ・ 工業用炉や暖房装置

- ・床・天井タイル
- ・家屋のサイディング
- ・自動車やトラックのブレーキパッド
- ・クラッチなどの車両用変速装置

カナダ政府は、アスベスト繊維の吸入が石綿肺や中皮腫、肺がんなど、がんその他の疾病を引き起こすことを認識している。

アスベストは現在、多くの連邦法令によって管理されている。例えば、アスベストで作られている消費者製品及びアスベスト繊維からなる、または含有する一定のリスクの高い消費者製品の製造、輸入、宣伝または販売は、カナダ消費者製品安全法のもとで制定されたアスベスト製品規則によって禁止または厳しく規制されている。

カナダ環境保護法 (CEPA) に基づくアスベスト鉱山・精製所飛散規則は、破碎、乾燥または精製作業から生じる、アスベスト鉱山または精製所の大气中に放出されるガスのなかのアスベスト繊維濃度を制限するために制定された。クロシドライト・アスベストは、CEPA 別表3中の輸出管理リストの第2部で指定され、その輸出は、CEPA に基づく輸出管理リスト物質の輸出規則によって管理されている。

クリソタイル・アスベストを例外として、他のすべてのアスベストは、ロッテルダム条約にリスト搭載されている。ロッテルダム条約は、リスト搭載された化学物質について「事前の情報提供に基づく同意」手続を確立することによって、人の健康と環境を保護するための国際条約である。この手続を通じて締約国は、当該化学物質が輸入されることに同意していない他の締約国に物質を輸出してはならない。また、輸出する締約国は、輸入する締約国によって課される条件を尊重しなければならない。

2016年12月17日、アスベストに関する規制策定の計画通知 (NOI) が、カナダ官報第1部に発表された。提案される規則は、製造、使用、販売、販売の申出、輸入及び輸出を含め、アスベスト及びアスベストを含有するすべての製品に関するすべての将来の活動を禁止しようとするものである。協議プロセスの最初の段階として、関係者に2017年1月18日までにNOIに概述された規制アプローチに関する意見を提出するよう呼びかけている。

2016年12月17日、産業界にアスベスト及びアスベストを含有する製品の製造、輸入、輸出及び使用に関する情報の提供を求める、CEPA 第71条に基づく義務的調査通知が、カナダ官報第1部に発表された。収集された情報は、提案される規則の策定に活用され、今後の方針決定が利用可能な情報に基づいたものであることを確保するだろう。関係者は2017年1月18日までにカナダ環境・気候変動省に義務的な情報を報告しなければならない。

※<http://www.ec.gc.ca/toxiques-toxics/Default.asp?lang=En&n=A183A275-1>

アスベストに関する規制策定の計画通知

カナダ政府がカナダにおけるアスベスト禁止に向けて進むというその公約を示したことに鑑み、アスベストが1999年カナダ環境保護法 (CEPA 1999) 別表1の第6項目に掲載された物質であることに鑑み、

ここに、環境省及び保健省が、製造、使用、販売、販売の申出、輸入及び輸出を含め、アスベスト及びアスベストを含有する製品に関するあらゆる将来の活動を禁止するために、CEPA 1999に基づいてなされる規則提案の開発を開始する通知がなされる。提案される規則は、2017年12月にカナダ官

報第1部に発表されることが意図されている。

規則提案の開発に活用するために、CEPA 1999第71条に基づく義務的調査の通知が2016年12月に発表される予定である。この通知は、カナダにおいてアスベスト及びアスベスト含有製品を製造、輸入、輸出及び使用する人々に、義務的な情報提出を求めるものである。

オープンかつ透明な手続の一部として、この規則の開発には州及び地域の政府、産業界、非政府組織、一般の人々及び関係者との協議が含まれる。協議の間に受け取った意見等は、規則の開発のなかで考慮されるだろう。

協議手続の最初の段階として、関心を持つ者は2017年1月18日までに下記の連絡先に、上述のアプローチに対する意見を提出することができる。その後、関心を持つ者は2017年春にも協議を受け、また、追加的な情報が以下のウェブページで入手することができる：<http://www.ec.gc.ca/toxiques-toxics/Default.asp?lang=En&n=A183A275-1>。関心を持つ者は、2017年12月の提案される規則の発表を受けて行われる義務的協議期間中に、規制提案に対して書面による意見を提出する別の機会がある。



連絡先[略]

※<http://canadagazette.gc.ca/rp-pr/pl/2016/2016-12-17/html/notice-avis-eng.php#nl3>

石綿の早期全面禁止と石綿関連疾患被害者に対する 正義の実現—台湾・日本・世界共通の課題

2016年10月24日—中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会／
石綿対策全国連絡会議／大阪アスベスト弁護団

日本では、昨(2015)年の中皮腫による死亡者数が1,500人を超え、20年間で3倍になりました。石綿関連疾患の流行が現実のものになっているのです。

2005年夏、長年石綿含有製品を製造してきたクボタ旧神崎工場(兵庫県尼崎市)において、元労働者が多数石綿関連疾患で死亡しているだけでなく、住民にも中皮腫が発生していることがスクープされました。人々は「重大な事態が隠されていた」と感じ、政府は持てる限りの石綿関連情報を公表せざるを得なくなり、メディアも次々と「隠されてきた」石綿被害を報道するなかで、クボタ・ショックと呼ばれる社会的大事件になりました。

その前年—2004年に、1997年に石綿対策全国連絡会議を結成した労働者、市民、専門家による努力の積み重ねが、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の結成、国による石綿原則禁止の導入、世界石綿会議の東京開催というかたちでようやく実を結びました。そのようななかで、私たちが出会った尼崎市の住民被害者が勇気をもって名乗りをあげたことが、この事態の引き金となったのです。これによって、全国各地で患者・家族とそれを支援する専門家らの取り組みが新たに生まれ、また、ひろがりました。

政府レベルでは、石綿問題に関する関係閣僚会合による「石綿問題に係る総合対策」が策定され、石綿全面禁止に向けた動きが加速され(2012年に全面禁止)、「隙間ない救済」を実現するために石綿健康被害救済法が制定・施行(2006年)されるなどしました。しかし、盛り上がりつつあった世論や社会運動を早期に沈静化させようという思惑があったことも否めません。幅広い範囲に及ぶ様々な

課題を包括的かつ長期的に取り組むという課題は先送りされてしまったのです。

労災補償制度による補償件数は、クボタ・ショック以前と比較すれば、爆発的に増加していますが、まだ十分とは言えません。労災補償制度と石綿健康被害救済法によって実現することになっている「隙間ない補償・救済」も、いまだに実現できていません。とりわけ、被害者数が増えたとと思われる石綿関連肺がんの補償・救済が、厳しすぎる認定基準や医療関係者の不十分な理解等のために進んでいない問題は重要です。

加えて、労災補償制度による給付と比較して、石綿健康被害救済法による給付は、内容とレベルが不十分すぎます。労働者か住民か、どこでどのようにアスベストに曝露したかにかかわらず、全ての石綿被害者と家族に公正・平等な補償がなされるようにするために、石綿健康被害救済法の見直しを求めているところです。

その労災補償制度にしても、最低限の補償を法定したものにすぎないことから、加害者に完全な補償を求める取り組みも積み重ねられてきました。加害企業を相手取った民事損害賠償裁判では、ほとんどが企業の責任を認めて原告が勝訴するかたちで、事例が積み重ねられているところです。

石綿紡織産業のメッカであった大阪泉南地域の患者・家族らが、規制権限を適切に行使せずに被害を拡大させた国の責任を問う裁判を提起し、約8年半後の2014年10月9日の最高裁判決によって、国の損害賠償責任を認める判決が確定しました。国の責任が認められた期間内に石綿製品製造企業で働き石綿に曝露した被害者に対しては、国が和解手続を通じて同様の補償に応じることとしていることから、該当事例の掘り起こしが進められています。

また、国と石綿建材メーカーの責任を追及する建築作業従事者であった患者・家族らによる裁判が全国で提起されており、すでに東京、福岡、大阪、京都の四つの地方裁判所の判決が国の責任を認め、京都地裁判決では一定の石綿建材メーカーの責任も認められました。原告らは、裁判を提起せずに補償がなされるようにするための基金制度の創設を求めています。

補償や裁判の制度に違いがあったとしても、全ての石綿被害者・家族に対する正義の実現は、世界共通の課題です。世界中の知恵と経験を寄せ集めて前進する必要があります。

いまや石綿関連疾患の根絶は、主要なあらゆる国際機関によって、世界共通の優先課題とされています。そして、そのための最善の道は、全ての種類の石綿の禁止を一日も早く実現することだと指摘しています。台湾が、予定を繰り上げて、全面禁止を早期に実現することを期待しています。それは、アジアと世界の禁止実現に向けた努力に、大きな影響を与えるものと確信しています。

しかし、石綿の新たな使用等の禁止は、石綿関連疾患の根絶に向けた最初の一歩であって、全てではありません。国際労働機関や世界保健機関は、各国に石綿関連疾患根絶国家計画の策定を呼びかけています。オーストラリアは、身の回りに残された石綿を安全に除去・廃棄して「石綿のない社会/環境」を実現するための国家戦略計画とそのための新たな国家機関を確立しました。欧州議会も、欧州及び各国に「石綿のない社会/環境」実現目標と体制の確立を求める決議を採択して、国レベルでも動きが出てきています。この面では、日本も台湾も大きく立ち遅れており、以上のような動きをモデルにして、後続くべきです。

重ねて、石綿関連疾患の根絶に向けた全面禁止と「石綿のない社会/環境」の実現、及び、全ての石綿関連疾患被害者・家族に対する正義の実現の重要性を訴えます。今回のワークショップが、日本と台湾、そしてアジア・世界における努力に対する貢献にもなることを期待し、確信もしています。



『職場におけるがんリスク:よりよい規制、より強力な防護』
(2016.5 欧州労働組合研究所)

欧州の職業がんに関する立法と予防

ローラン・フォーゲル
欧州労働組合研究所

ビルバオ研究所[欧州労働安全衛生研究所]によって実施されているESENER調査[新たな及び現出しつつあるリスクに関する欧州企業調査]は、予防を組織するための緻密かつ包括的な立法の重要性を強調している。36,000の企業サンプルに基づいたこの調査によれば、企業が予防方針を策定するのを促進する主要な要因は、立法の存在である。90%の企業が、彼らを行動するよう急かしているのは、法的義務の履行だと言っている。27か国中22か国で、この要因が回答の首位である。職業がん予防の分野において、緻密かつ詳細な立法枠組みの重要性は、企業内における経済的インセンティブの弱さによって増強される。職業がんの費用がほとんど全面的に、社会保障及び公衆衛生制度に外在化されているからである。

本稿は、発がん物質の流通及び労働者の健康保護に関する共同体立法の発展についての簡単な説明をしようとするものである。また、異なる諸国でそれらの規則の適用する際に直面する主な障害についてもふれる。化学物質によって引き起こされるがんに限定している。放射線や生物学的因子などの他の要因は、ここでは除外されている。

1. 流通立法の発展

長い間、欧州連合は、職業がんの重要性を無視し、それらを予防する観点から一貫して立法枠組みを確立するのを怠ってきた。この分野では、共同体の発展は、加盟諸国における国レベルの発展と

は非常に異なっている。

化学物質の流通に関する立法の調和の問題は、欧州経済共同体創設のときにはじめて問題になった。実際、国の立法の多様性は、共同市場創設の潜在的障害のひとつと考えられた。共同体規則は、商品の自由循環を優先目的に採択された。公衆衛生、労働衛生と環境保護など、他の懸念が考慮に入れられたのはきわめてゆっくりとであった。それゆえ、ローマ条約(1958年)に基づく最初の法令発展が市場ルールに関するものであったことは驚くべきことではない。

1.1 1967年指令:産業による自主規制の幻覚

最初に採択された指令は、1967年6月27日にさかのぼる(指令67/548/EEC)。化学物質の分類、表示及び包装に関するルールを定めたものである。それは、製造者による自主規制を制度化して、初めはこの原理に対するいかなるカウンターバランスも設定しなかった。それは、自らが製造する物質に関連した本質的危険性を決定する化学産業のためのものであった。それゆえ、分類も主に産業によって収集及び選択されたデータに依拠したものだっただけで、次第に同指令は大部分の物質について調和された分類への道へと広げられていった。このようなアプローチは、危険性の正しい評価と物質の流通に関連した経済的利益の間の利益相反を無視するものである。

この立法枠組みが明らかに不的確であることから、規制のレベルに関して3つの戦略が可能であっ

た。国の規制の強化（これはフランスが1977年7月12日の化学製品の管理に関する法律で行ったことである）、共同体立法の改革をあてにする（自国の化学物質製造の欧州市場へのアクセスの保証を留意するという、ドイツの主な選択肢）、または仮定の国際条約を待つ（OECDの援助のもとで長たらしい交渉が行われたが、1982年に流通させる前に国が製造業者から求めることのできるデータに関するまったく任意的な文章で終わった）ことである。

共同体法の改革は断片的に行われた。化学物質の一般市場と特定用途（農薬、化粧品等）の双方または危険な設備の安全（最初のセブソ指令82/501/EECが1982年6月24日に採択された）に関する立法文書を増やした。現在化学物質の流通及び使用について施行されている欧州立法であるREACHは、高度に断片化された立法枠組みの欠点に部分的に対処しただけである。実際、いまなお様々な分野の特別な法制度がある。

1967年指令は、何度も改訂されるべきであるとされ、物質の分類と表示に限った化学産業による自主規制の欠点をやわらげることがを意図した他の立法文書によって補完されてきた。

1976年に、指令76/769/EECが、制限的措置を通じて一定の危険物質の流通に対する制限の可能性を提供した。33年間に59の措置が導入された。1999年によく決定されたアスベスト禁止は、このプロセスの遅さを示している。

1979年に、1967年指令の第6次改訂（1979年9月18日指令79/831/EEC）は、既存物質（1981年9月18日の時点で欧州市場には約10万の物質が存在）と新規物質（1981年9月18日より後に流通）の間の区分を導入した。後者については、製造業者は、加盟諸国のひとつの所轄当局に対して流通前届出をすることが義務付けられた。この手続は4つの要素を提供した。すなわち、物質が人と環境に引き起こす可能性のあるリスクを評価するために必要な（環境）毒性データを提供するための技術的一件書類、想定される様々な用途についての物質の否定的影響に関する言明、指令の基準にしたがって物質が危険である場合には提案される分類と表示、物質の安全な使用と廃棄のために考慮されるべき予

防措置に関する提案である。要求される情報は、個別に計算される製造量（製造業者または輸入業者当たり及び年当たり）に応じて変わり、また、欧州市場における製造量の国際推計とは無関係である。この欠点は、届出を必要とする製造量が製造業者当たり年10kgという事実によってやわらげられた。この点について、REACHと新しいCLP[分類・表示・包装]規則を組み合わせられたルールは、ナノ物質の規制に適切な枠組みを提供できないことに示される後退を象徴している。今後、REACHの登録一件書類を通じて提供される物質に関するデータは、製造量が年1トン以上の場合のみ求められることになる。CLP規則によって求められる分類の届出は、流通後（30日以内）でよくなり、分類の提案というよりも分類そのものになる。

1981年から導入された新規物質についての届出義務は、特別な文脈のなかで公式化されたものだった。1976年にアメリカ合衆国が5年間の集中的議論を経て連邦TSCA立法（有害物質管理法）を採択したが、それは多くの点でREACH交渉をめぐる議論を思い出させるものだった。当時、化学物質リスクに関して、合衆国は欧州連合よりもより野心的の方針に向かう傾向があった。1979年に欧州で行われた改革は、合衆国におけるこの立法活動への反応として現われたもので、欧州化学産業の側の反感を買った。当時の議論は、少なくとも各国関係者の立場に関しては、REACH策定時に起こったものと一種反対のイメージを与えた。

1992年4月30日に採択された同指令の第7次改訂（指令92/32/EEC）は、健康と環境の保護に必要な情報を含んだ安全データシートを職業ユーザーに提供する、製造業者、輸入業者または流通業者の義務を導入した。指令88/391/EECの採択によって1988年から、危険な製剤に関するルールが導入され、その後何回か改訂された。これは指令1999/45/ECの採択によって全面的に改訂された。

1993年に、規則（EEC）No.793/93が、既存物質によって生じるリスクの公的機関による評価を導入した。この評価プロセスは残念な結果を生み出しただけだった。公的毒物額専門機関に配分された不十分な資源は、化学産業がすべての関連デー

タを提供するのをしぶったことと組み合わせ、市場にある物質の影響に関する知見の大きな不足に打ち勝つのを不可能にした。わずかに141物質が、評価されるべき優先物質リストに載せられた。2007年の改訂REACH施行によってこの規則が廃止される前に、39物質の評価が効果的に行われた。

時が経つにつれて、医薬品、食品添加物、殺生物剤、廃棄物、化粧品、農薬、洗剤等々のより特定の範疇について、様々な欧州規則が導入された。これらの規則については、この文章では検討しない。

REACHの各条項と特別規則の各条項との間の相互作用が、しばしば問題を生じさせている。殺生物剤と農薬に関する欧州規則に関しては、欧州委員会によってそれらの適用が著しく妨げられ、それは内分泌攪乱物質に関する基準を定義するという義務を果たしてこなかった。これらの物質は、女性の乳がんや男性の前立腺がんなどのホルモン依存性がんの増加に大きな役割を果たしている。委員会の怠慢は、結果的に加盟諸国とのあからさまな対立をもたらした。これは、化学産業の激しいロビー活動によって引き起こされたものである。2014年5月、2013年12月までに内分泌攪乱物質の定義についての基準を決める義務を果たさなかったことについて、スウェーデンが欧州委員会を提訴した。スウェーデンの申し立ては、多くの加盟国、理事会及び欧州議会の支持を受けた。2015年12月16日、先例のない決定のなかで、欧州連合一般裁判所は、内分泌攪乱物質の定義の基準の発行を怠ることによって、委員会はEU法に違反したと裁定した。

1.2 大幅な改革の必要性

1995年までに、スウェーデン、フィンランド及びオーストリアの加盟をともなって、急進的な改革の必要性が認められるようになった。加盟候補国（主としてスウェーデン）は、共同体規則よりもはるかに進歩していた。彼らの公的見解は、共同体ルールとの純然かつ単純な調整を認めなかった。この欧州連合拡大に向けた準備の交渉のなかで、実施されている立法の広範囲な改革の必要性が認識され

た。加盟法には、オーストリアとスウェーデンが4年の移行期間の間、化学物質市場の規制の一定の側面に関して相対的に厳格な条件を維持することを認める条項が含められた。きわめて象徴的なことに、欧州委員会におけるスウェーデン人の最初の委員ヴァルストロムは、199年かから2004年の間環境委員の地位を与えられた。彼女は、REACHに弾みを与えるのに非常に重要な役割を果たした。

改革の準備は1998年に段階的に行われた。加盟諸国の環境大臣は1998年4月にチェスターで非公式の理事会を開き、改革の必要性を認めた。1998年11月18日に委員会は、既存のルールの適用に関する報告書を採用した。この報告書は、諸規制が一貫性がなく、不完全かつ適用が不十分であることを示した。しかし、欧州委員会がこの問題について全員一致による採択ではなかったことを指摘しておくべきかもしれない。1998年報告書の用心深い言葉遣いは、いくらかの意見の根本的相違を隠す官僚的機能を果たした。1998年12月20-21日の会議で、[欧州] 理事会は委員会の報告書を承認し、徹底的な改革を支持した。

共同体諸機関内における相違は、1999年に表面化した。委員会は、自国の立法に挑戦していたスウェーデン人の実業家を支援することを決定した。この訴訟は、産業用途のトリクロロエチレン使用の一般的禁止に関するものだった。スウェーデン企業Toolex Alpha ABIは、コンパクトディスクを製造し、生産残留物から生じるグリースを取り除くのにトリクロロエチレンを使用していた。スウェーデンの化学物質製造監督官は、同社がトリクロロエチレンの代替計画を提出していないことから、この物質の使用継続の許可を拒否した。

2000年7月、欧州司法裁判所は、共同体法において確立されている代替化の一般原則によって、委員会の見解を却下し、スウェーデンの立法に対する支持を正当化した。法的論争にもかかわらず、この裁判は、化学製品に関する規則とその内容を改革する緊急の必要性について委員会の意見が別れたままであることを示した。1999年5月10日に議会と理事会が、スウェーデンとオーストリアに化学物質の流通の一定の側面について相対的に厳格

な国内ルールを適用することを認める例外を2年間延長する指令指令1999/33/ECを採択したのであるから、委員会がスウェーデンの実業家に支持を与えたことはなおさら驚きであった。この指令は、その備考のなかで、すべての共同体ルールの改定を実施する必要性を再度表明した。備考6はとりわけ、「同期間 [例外の延長を許可する2年] 内に、危険な物質及び調剤の流通条件の一貫性が追及されなければならないことに鑑み」と述べている。欧州委員会の元職員らから集めた証拠によれば、委員会の介入が多く局 [DG] に深刻な不安を引き起こし、企業局を化学産業と同じ立場に置かせることになったと考えられた。

15年間にわたってわれわれは一貫して、人の健康と環境にとって好ましい方針を支持する環境局の側のはるかに断固とした政治的意思を指摘してきた。企業局 (最近成長局に改称) は、自らの役割を民間企業の利益のためのある種のスポークスマンとしてみる傾向があり、また、化学製品についての方針決定の中心的機関とみなされることを望んでいる。社会問題局は、あいかわらず受け身のままである。欧州の労働者に対する化学物質リスクの課題と比較して、利用できる資源はごくわずかである。これらの問題に従事している人々は5人に満たない。REACHのための交渉の間及びその実施の間の両方において、内部の緊張が何度も明らかになった。パロゾ氏が委員長を務めた2期の委員会において、企業局は、連続した2人の委員 (2004~2009年ドイツ社会ギンター・フェアホイゲン、2009~2014年イタリア保守アントニオ・タヤーニ) と欧州委員長との連携のおかげでその立場を強固にすることができた。こうした連携は、委員会が立場を決める基礎についての集団的責任の原則をしばしば傷つけた。

2001年2月27日の委員会の白書—今後の化学物質政策の戦略 (COM (2001) 88 final) は、現状の批判的評価を行うとともに、重要な変更を提案した。交渉の様々な段階で厳しい衝突が生じた。欧州の労働運動のなかで精力的な議論も行われた。欧州労連が抜本的改革の必要性を強調した一方で、欧州鉱山化学エネルギー労連 (EMCEF)

は化学産業寄りの立場をとった。

結果的に、白書の革新的な側面の大部分が骨抜きにされてしまった。REACHに対する攻撃があったのは欧州でだけのことではない。合衆国のブッシュ政権は、化学製品の製造業者に対する安全義務を増やすような規則を採択しないよう欧州連合に対する圧力を強めた。2003年10月に委員会は、規則の提案を示した。REACH (化学物質の登録・評価及び認可) の頭文字で知られるこの文書は、白書で示された最初の提案よりも野心的ではなく、2003年5月にパブリック・コンサルテーションのための草案が提出された。2006年12月の議会と理事会の間の合意によってカバーされた最後の調停は、最初の草案と比較して二流のバージョンである。それは産業に、REACHの対象となる3万の物質の3分の2 (製造業者当たり年10トン未満の製造量) について、きわめて断片的なデータだけ提供すればよいようにしている。高懸念物質の認可について、手ぬるすぎる条件を設定している。物質の登録と評価に関する主要な規定の適用対象からポリマーを除外している。

REACHは、物質及び混合物の分類、表示及び包装 [CLPと略す] に関する規則 (EC) No.1272/2008によって補完される。この規則は、指令 67/548/EEC及び1999/45/ECにとって代わる。国際レベルで取り決められた世界調和システム [GHS] に基づいた新しいシステムを確立するものであり、分類、表示及び包装に関し化学物質及び混合物について世界的に同等のルールを提供すべきものである。世界調和システムは、製造業者による届出、届出内容の調査及び公的機関によって決定される厳密に調和された分類の創設を義務付ける、公的管理機構の創設を各国に実施するよう求めている。届出と調和分類は、欧州のなかでは明確に支持されている。

1.3 REACHの初期評価のためのいくつかの要素

REACHは2007年6月1日に施行された。欧州において年1トンを超える量製造される、すべての発がん物質、変異原性物質及び生殖毒性物質 (CMR) は、2010年12月1日のデッドライン前に登

録されなければならないものとされた。また、その製造量にかかわらず、欧州において流通し、かつその製造業者によって危険と分類された、すべての物質は、2011年6月3日までにECHA（欧州化学品庁）に届け出られなければならないとされた。CLP規則付録VIのなかで調和分類をつけられた1,300のCMR物質のうち、ECHAに登録または届出されたのは67%だけである。

2014年のECHAデータによれば、調和分類ではCMRとみなされていないものの、CLP規則の条件のもとでCMR（カテゴリー1A、1Bまたは2）として、5,675物質が届け出られている。これらの物質のうち、1,169がREACHの条件のもとで登録されている（これは、それらが製造業者または輸入業者当たり年1トンを超えて製造または輸入されていることを意味する）。こうしたデータは、3つの結論につながる。第1に、流通している物質の現実に対して調和分類にはおそらくギャップがあること。第2に、製造業者の届出によれば4,000を超す製造量1トン未満のCMRがあるのであるから、CMRとしての登録を製造業者当たり年1トン超の物質に限定している事実が予防の障害になっているということ。最後に、REACHによって導入された仕組みはCMR物質の流通をなくすには、あまりにのろすぎ、不十分であることを指摘しておくべきだろう。

もうひとつ別の問題は、CMR物質を登録する製造業者（または輸入業者）が相対的に多数いることと関係している。登録された物質の数と登録一件書類の総数との比率は1対10のオーダーになっている。すなわち、3,964の登録に対して発がん性として登録されたのは419物質、1,642の登録に対して登録されたのは223の変異原性物質、1,451の登録に対して121の生殖毒性物質となっている。したがって、同じCMRがEUにおいて多数の異なる製造業者によって製造されており、採用されるべき予防措置について大きな違いを含んでいるかもしれない一件書類によってカバーされているということである。

現在の段階は、2018年まで続く、REACHの漸進的实施期間に対応している。登録一件書類の質の評価を確実に復活させなければならない。

ECHAによって、電子的に初期分類が実施されている。これは、その内容のいかににかかわらず、関係するすべての項目に情報が含まれているを検証することに限定されている。膨大な一件書類の内容の質は、大いに問題がありそうに思われる。内分泌攪乱物質としての影響が知られている様々な物質について一件書類を検討したClientEarthによれば、一件書類のなかで多くの利用可能かつ関連のある科学的情報がふれられていない。認可手続の対象になりそうな候補物質のリストは、REACHの基準に基づくすべての高懸念物質と比較すればきわめて限られている。リストには2014年12月時点で、161の物質または物質グループが含まれている。

この数字は、労働者にとってとりわけ危険であり、欧州労連によって策定された優先物質リストに含まれている334の物質または物質グループよりもなおはるかに少ない。

ECHAによって果たされる中心的役割も、懸念の表明を引き起こしている。産業が及ぼす圧力から独立した方向性をどの程度もつことができるのか？REACHの内容について採用する解釈が、規則全体の目的に合致するか？3つの事例が、こうした疑問の緊急性を示している。

1. 品 [article] の概念についてECHAが提案する非常に限定的な定義について、すでに大きな論争がある。候補物質リストに含まれたとりわけ危険な物質の存在により届出の対象となる品の数は非常に少ない。2014年11月までに届け出られた高懸念物質は40未満である。事例の圧倒的多数では、各物質についての届出の数は5つ未満の異なる品に限られている。REACHによって描かれたこのシステムのセクション全体が機能していない。一定程度は、化学品庁によって定められた基準がこの麻痺状態の原因である。2015年9月10日に欧州司法裁判所は、ECHAの品の概念の解釈は限定的すぎると裁定を下した。裁判所にとって、複雑な製品の構成要素として組み込まれた個々の品は、それらの量の0.1%超の濃度で高懸念物質を含む場合には、届出及び情報提供義務の対象となる。

- Client EarthやChemSecなどの環境保護団体は、ECHAは、共同体法や1998年のオーストリア条約など他の国際文書によって確立されているように、情報公開法を順守してはいないとみなしている。2015年9月23日に欧州連合一般裁判所は、トン数データが公共の利益である理由を検討するうえで、ChemSecとClient Earthが示した事例は十分に強力ではないとした。
- 導出最小影響レベル (DMEL) 概念の導入は、REACH文書のなかでまったく妥当性が示されていない。欧州化学品庁は、「手引文書」のなかでこの概念を展開した。CMR物質について製造業者によって決定されたDMELを検討した結果は、それらが提供する健康保護のレベルが非常に可変的であり、それらが示す「許容リスク」は、同じ物質についてドイツで定められているOEL[職業曝露限界]よりも明らかに望ましくないことを示している。

REACHが適切に機能するかどうか、様々な加盟諸国における公的機関の積極的関与にかかっている。これには、政治的意思の問題と公共の毒物学的ノウハウの開発を可能にする資源の動員の双方が関係してくる。さもなければ、REACHの条件のもとで入手可能な情報は、産業によって提供されるデータに過度にかつ危険なほどに依拠することになる。現段階では、REACHの適切な機能化に真に協力している国の数は少ない。これは量的に測定することができる。例えば、認可についての候補物質リストへの包含の可能性を提案された173物質のうち、国によって提案されたのはわずか100未満である。提案の大多数は7か国—ドイツ(40物質)、フランス(17)、スウェーデン(13)、オランダ(12)、オーストリア(11)、デンマーク(9)及びノルウェー(7)—から出されたものである。大きな化学産業を有する他の諸国はほんのわずかに協力しているだけである—イギリス(2物質提案)、ベルギー(3)、ポーランド(1)及びイタリア(0)。

2. 労働者保護の欧州ルールの開発

労働者保護に関する欧州の立法は、流通ルール

よりもゆっくりと導入されてきた。逆説的なことに、きわめて特定の状況に基づいて問題が対処されてきた。1970年代後半、塩化ビニル・モノマーに関するスキャンダルが起きた。それは、曝露労働者におけるがんのリスクに関する情報を、化学産業が意図的に隠したことを証明することができた。これは、1976年時点で、流通を制限する措置を導入した最初の指令が塩化ビニルを含めた理由を説明している。1978年に、労働者保護のために指令78/610/EECが採択された。かかる指令の法的基礎が当時の共同体条約の条件のもとでは不明確なままであったことから、この指令の正当化は、労働者保護のレベルが同等でないことは共通市場の機能化に直接の影響をもつという主張に基礎を置いた。

1980年11月27日の枠組み指令80/1107/EECは、労働における健康と安全に対する新たなアプローチを定義した。産業衛生に重点を置いたものであった。それは、加盟諸国に労働者により良い防護を確保するルールを採用することを認める一方で、本来加盟国に対して義務的な一連の職業曝露限界 (OELs) の採用を規定した。これらのOELsは、獲得した経験や技術的・科学的進歩を考慮できるようにするため、定期的に更新されるべきものとされた。この指令は、9つの化学的因子または因子グループについてのOELsの短期的採用を規定した。すなわち、アクリロニトリル、アスベスト、ヒ素とその化合物、ベンゼン、カドミウムとその化合物、水銀とその化合物、ニッケルとその化合物、鉛とその化合物、塩素化炭化水素 (クロロホルム、パラジクロロベンゼン及び四塩化炭素) である。1980年から1988年の間に、化学的因子について決められたOELsは2つだけだった。鉛 (1982年) とアスベスト (1983年) に関するものだった。ベンゼンに関する指令の提案について合意に至れないことが、プロセス全体に中断をもたらした。1988年に、指令88/642/EECによって1980年の指令が改訂された。それ以降、加盟諸国に対していかなる拘束的影響ももたない、指示的限界値が採用された。指示的OELsの策定は骨の折れることであった。1980年指令を基礎にして、2つのリストが提案された (指令91/322/EEC及び96/94/EC)。化学リスク

に関する指令（指令98/24/EC）の採択を受けて、この新しい法的基礎の上に3つのリストが採択された。第1は2000年、第2は2006年、第3は2009年である。すべてのなかで、指示的共同体OELsが決められたものは121物質あった。

4つの芳香族アミンを禁止する指令88/364/EECが採択されたのも、指令80/1107/EECを基礎にしたものであった。この指令は、その対象において相対的に一般的であった。それは、一定の因子または一定の行動の禁止を規定した。4つの禁止される発がん物質が、漸進的に補完されるように設計されたリストに含められた。実際にはこれは、この立法上の発展期間における最後の作品となった。

幸いなことに、労働条件を改善しようという政治的意思は、単一欧州議定書の諸条項の条件のもとで、条約118a条の採択のなかで反映された。これは、大きな遅れなしに、共同体立法の生産における新たな段階に進むことを可能にした。まず第一に、問題になっているリスクにかかわらず、企業で予防に取り組み際の必須の諸側面、次いで、より特定の文書の策定による様々なリスクの規制の設定をもたらした。このコンセプトが、加盟諸国の大多数において労働衛生法を大々的に更新した、1989年6月の枠組み指令89/391/EECの基礎を形成した。

2.1 1989年の枠組み指令によってもたらされた推進力

1989年の枠組み指令89/391/EECの採択以降、がん予防の問題はより系統的に取り組みられるようになった。1990年に特別の指令（指令90/394/EEC）が採択された。この文書は現在施行されている立法の基礎になっている。1997年と1999年にきわめて部分的に改訂された。

採択された時点では、この指令は、発がん化学物質からの労働者の防護の分野においてきわめて断片的で効果のない規則しかもたなかった加盟諸国の大多数にとって積極的な貢献をした。この指令は、技術的に可能な限りあらゆる発がん因子について代替化の一般的義務を設定することによって、枠組み指令89/391/EECの基本的要求

事項の上をいった。これが可能でない場合には、発がん因子の製造及び使用は、これが技術的に可能な限り密閉したシステムのなかで行われなければならない。そうでなければ、曝露を技術的に可能な最低のレベルにしなければならない。その他の予防措置も想定されている。これらの措置のいずれもリスク評価ではなく、発がん因子によって示される本質的に危険な性質に基づいている。この指令は、OELsによって果たされる役割を明確に示している。その詳説は、たとえ現在の科学的知見では、それより低ければ健康リスクを生じさせないレベルを設定することが可能でないにしろ、発がん因子への曝露の低減はそれでもなおリスクを低減させると明記している。すべての発がん因子についてOELsを設定する必要性を強調し、「限界値及び直接関連するその他の規定は、科学的及び技術的データを含め、入手可能な情報がこれを可能にするすべての発がん因子について確立されなければならない」としている。

しかし、この重要な指令は、問題のある要素も含んでいた。過去24年間に得られた経験は、そうした弱点が予防の有効性を著しく減少させてきたことを示している。

この指令の適用の現在の対象は、発がん及び変異原性の物質及び調剤である。物質がカテゴリ1または2（2008年以降、用語は1A及び2B、2014年2月26日に指令2014/27/EUによってこの点について指令が改訂された）で調和分類の対象であった場合、指令の適用の対象は明確に決まる。それらが可能性のある分類についての基準に合致した場合、法的不確実性は大きい。これは、諸国間及び各国内では企業間における予防慣行の著しい相違に現われている。指令は、分類されているまたは発がん物質と疑われる分類（旧カテゴリ3、現カテゴリ2）に合致する物質の問題は扱っていない。現実には、国際がん研究機関[IARC]とによる評価と共同体分類に用いられる評価の間にしばしば相違がある。これはとりわけホルムアルデヒドの場合に当てはまり、IARCが人に対する確認された発がん物質（グループ1）としているのに対して、共同体分類では疑われる発がん物質（現在クラス2）

とだけされ、それゆえ労働者保護のための指令の適用対象に含まれていない。しかし、重要な相違はそれ以外のところにある。共同体分類の目的が流通の促進であるのに対して、IARC分類は発がん因子の確認に公衆衛生上の目的をもっている。これは、物質の劣化または一般的には産業プロセスの結果生じる発がん物質への曝露が、共同体分類に組み込まれていないことを意味する。

指令は、リスト(指令付録I)に掲げられた特定の物質、調剤またはプロセスにも適用される。このリストは5つの要素に限定されている。科学的知見における不一致は、ここでははるかに多い。一例として、すべての木材粉じんの発がん性に関するデータが存在しているのに、リストでは硬材粉じんにしかふれていない。皮革粉じんまたはゴム粉じんやヒューム等はもちろん、結晶性シリカにもディーゼル排気粒子にもふれていない。付録Iの不十分さは、予防についての大きな不平等も引き起こしている。用いられている用語は、物質や調剤に対するものよりもさらに限定的である。共同体分類が可能そのような物質について起こることとは違って、職業リスクファクターを確認する基準を満たすプロセスの導入に関する規定はない。これが最低要求事項を設定する指令であることから、その他のプロセスの導入は国の立法頼みである。

指令によって決定された義務的OELsは、3つの物質についてだけである。すなわち、塩化ビニル・モノマー、ベンゼン及び硬材粉じん(これに、他の指令によって義務的限界値が設定されているアスベストと鉛を加えるべき)である。このことはふたつの問題を引き起こしている。第1に、これらの限界値は、今日技術的に実行が可能な予防のために必要な条件とかけ離れている。改訂される必要がある。第2に、拘束力の共同体OELsのこの目録は、発がん物質または変異原性物質に曝露する労働者のきわめて小さな割合しかカバーしていない。SUMER2010調査のデータを引用すれば、フランスでもっとも大量の曝露に対応する10の発がん性化学物質のうち、たった2つだけが義務的共同体OELであることがわかる。それは、木材粉じん(共同体OELは硬材についてだけ)及び鉛(共同体

分類では発がん物質とみなされておらず、健康防護の観点からははるかに厳しい限界値が必要である)。事例をもっとも曝露の多い20因子にひろげてみると、共同体OELsリストはほとんど予防に貢献していない。アスベストと鉛がすでに述べた2つのOELsに追加されるかもしれない。SUMERデータに基づいて行われた計算は、義務的共同体OELsは、発がん因子について登録された曝露状況の20%未満しかカバーしていないことを示している。国レベルでは、国のOELの対象とされている発がん物質の数と考慮されている健康保護のレベルとの間に非常に大きな不均衡が存在している。ビルバオの欧州労働安全衛生機関によるCMRsについてのOELsに関する比較調査は、共同体レベルにおける蓄積された行き詰まりが、加盟諸国におけるがん予防方針の大きな不一致をもたらしてきたことを示している。

2.2 立法上の停滞の解決：労働者保護に関する指令の必須の改訂

発がん因子に対する職業曝露に関する指令の改訂は、12年以上課題になっている。この目的は、すでに2002-2006年を対象期間とした労働衛生共同体戦略に含められていた。REACHの漸進的実施の一部として、この改訂が2007-2012年戦略の中心的優先事項とみなすことは論理的であった。

条約に定められた手続にしたがって、労働組合と使用者団体は2004年と2007年の二度の機会に協議を受けた。その一部として、欧州レベルでのOELs決定のための専門委員会(SCOEL)[職業曝露限界に関する専門委員会]が、いくつかの重要な作業を行い、数十のCMRsについて勧告をまとめた。

指令の改訂に対処するための主なポイントは以下のとおりである。

1. その適用対象の生殖毒性物質への拡張。これは、ドイツ、オーストリア、フィンランド、フランス、チェコ共和国の5つの加盟諸国の立法ですで行われている。この状況は、かかる拡張は企業にとって耐えられない負担だというような主張、いかなる妥当性も欠いている。かかる拡張は、労

働者保護に関する立法を、REACHで用いられている高懸念物質という概念と一層整合性のあるものにする。とりわけがんに関して、一定の職業曝露の世代を越えたリスクに関する予防方針知識に統合させることを可能にする。結果的に、指令の適用対象に内分泌攪乱物質を含める理解をつくるだろう。

- すでに共同体レベルで設定されているOELsの改訂。それらの大部分は、15年以上前にさかのぼるものである（鉛の場合は30年以上）。様々な欧州諸国における経験は、予防の観点からはるかに有効なOELsは技術的に可能であり、実業界のコンサルタントらが主張する経済的惨事を引き起こすことはないことを示している。
- もっとも懸念のあるCMRsについて新たな共同体OELsの設定（とりわけ、結晶性シリカ、ディーゼル・ヒューム、ホルムアルデヒド、リフラクトリー・セラミック・ファイバー、六価クロム、トリクロロエチレンなど、多数の労働者が曝露するもの）。遅延が蓄積されてきたことを考慮して、裁定短期目標を、（頻度と健康影響を考慮して）もっとも懸念のある曝露に対応する、少なくとも50のCMRsを対象とすることができよう。2016年3月、欧州労働組合研究所は、義務的欧州OELを設定すべき71の物質及びプロセスを確認した報告書を発行した。国立公衆衛生環境研究所によって実施された調査に基づいて、別のリストがオランダ政府によって提案されている。それは、50の物質及びプロセスの短いリスクとを確認している。ふたつのリストの間には強い収束性がある。
- 共同体立法における義務的OELs決定のより一貫性のある基準の設定。これまで、個々のOELは、健康保護に関する総合的一貫性なしに、ケースバイケースで設定されてきた。その影響評価のなかで欧州委員会は、大きな不平等をもたらす費用対効果アプローチを支持している。現実には、予防措置の現実のまたは予想される費用は、用途に応じてある物質と他のものとは大きく変わらう。したがって、経済的主張は、あるOELについて他のものよりもはるかに高い健康リスクを許してしまうことにつながる。

- 職場曝露終了後の健康監視の拡張。がんは曝露後かなり長期間まで発症しないかもしれませんが、これは、発がん物質に曝露したことのある労働者がその生涯を通じて健康監視を受け続けることを不可欠にしている。がんの早期発見は、大部分のがんを克服するための鍵である。

加盟諸国の大部分は、指令の改訂に賛成している。彼らは、様々な国家経済と労働者の生活保護の損害とを競争させるのは危険であると考えている。彼らはまた、がんに関連した公衆衛生支出の規模及び職業がんからねらいを定めた予防のとりわけの有効性を理解している。

さらに、大部分の使用者は結果的に改訂に対する意見を軟化させている。より進歩的な立法をもつ諸国の使用者団体は、欧州市場で競争上の不利益をこうむっていると考えている。これは、指令の改訂を支持するオランダの使用者の非常に堅固な立場を説明するものである。2013年にオランダの労働大臣は、2013-2022年を対象期間とする新たな共同体戦略が、変異原性物質と発がん物質からの労働者の防護に関する指令の改訂を含めるよう求める書簡を欧州委員会に送った。この書簡は、オランダの政府、使用者団体及び労働組合組織による三者会合で採択された共同の立場を反映したものである。共同の立場はとりわけ、「われわれは、2020年までに、相当数の物質についてより多くより野心的な、欧州レベルでの限界値を確立するためにあらゆる努力をするべきである」と言っている。

2014年3月4日、ドイツ、ベルギー、オーストリア、オランダの労働大臣が、欧州委員会に連名書簡を送るというめざらしいイニシアティブをとった。そのトーンはとりわけ緊急性を帯びていた。書簡は、欧州の3千万をこす労働者が、発がん物質や変異原性物質に、容認できない限界値で曝露していると述べた。それは、指令の迅速な改定を求め、きわめて大部分の曝露状況に対応する50物質について義務的OELsを確立するよう提案した。また、OELsを確立するための基準も提供した。

両方の場合について、委員会は遅らせた返答だけををした。2014-2020年を対象期間として2014年

6月に委員会によって採択された安全衛生戦略行動計画は、職場における不適当な予防のために引き起こされたがんによって毎年10万人の労働者が死んでいると書くことによって、委員会の方針の失敗を暗に指摘しながらも、現行の立法の改訂と欧州レベルでの義務的OELsの設定について沈黙したままだった。

使用者の立場が変わったことから、安全衛生諮問委員会は指令の改訂を支持する立場をとることができるようになった。こうした意見はまた、かかる改訂の具体的内容に関する（とりわけ指令の適用範囲に生殖毒性物質及び結晶性シリカを含める必要性に関する）一定の相違を反映している。採用すべき20のOELsについてはすでに合意ができています。欧州議会は何度も指令改訂への支持を強力に公言している。

驚きを生んだのは委員会であった。2013年10月2日に、任期終了前に指令改訂のためのいかなる提案もするつもりはないと発表したのである。この立場は、「企業に対する規制負担」を増加させないという関心によってきわめて漠然と説明されただけだった。バローソ委員長は、今後のプログラムの一部としてこの決定を行うことが適当だと考えた。彼によれば、「REFITプログラムは、欧州における今後の規制のプラグマティズムの前兆である」。労働条件によって引き起こされたがんを原因とする毎年約10万の死によって示される負担は、けっしてこの欧州委員会通知によって引き起こされたものではない。共同体法は、委員会に立法イニシアティブについて独占権を与えている。つまり、欧州議員の多数でも、加盟国の多数でも、市民の署名でも強制することはできない。政治用語のなかで、議会制民主主義の通常的原理に対するこの例外的状況は、それを単なる特権とみなさず、その責任にふさわしい判断力をもって行動するよう、委員会を促すべきである。

職業がんからの労働者の保護に関する委員会の立法の見通しは不確実である。加盟国の大多数は現行のルールが強化されることを望んでいる。彼らは、労働によって引き起こされるがんが公衆衛生や社会保障に与える莫大な費用に気づいてい

ないわけではない。労働組合組織は、指令の改訂及び職業曝露状況の大部分をカバーする義務的OELsの導入を優先課題としてきた。この要素は、2014年12月に欧州労連執行委員会によって採択された決議のなかで、とりわけ強調して再確認されている。他方で、委員会は、この文書を提出するのを非常に嫌がったままである。指令の改訂は、2015年の新たなユンケル委員会の作業計画のなかでさえふれられている。本稿執筆時点で、委員会はまだ指令改訂の公式な提案を発表していない。

3. 国際的評価の諸要素：加盟諸国における職業がん予防の障害

職業がんの予防は、何らかの予防方針の有効性に影響を及ぼす一連の条件を意味している。これらは、きわめて広がっているのに、社会的によく見えていないわけではないリスクに対して、増強された役割を果たす。予防の分野で得られた経験は、国の慣行の著しい多様性をのりこえて、国際的評価におけるふたつの中心的要素を確認するのを可能にしている。それらは、集団的手続の必要性及び危険な曝露を伴う活動の大きな多様性についてのよりよい理解に関係している。

一貫性のある立法枠組みが、最初の条件である。欧州労働安全衛生機関によって実施された調査は、予防の推進力として、立法の存在が、予防措置の実施を説明するのに使用者によってもっとも多く言及される要因であることを示している。一般的ルールとしては、共同体レベルと異なる諸国の両方において、立法が予防の最初の一連の本質的関心事を制定した。それは、使用者に義務を設定するとともに、企業における予防活動の枠組みを提供する。この一般的範囲をこえて、主として集産化と管理に関して、公的体制の弱点について問題にされなければならない。

様々な加盟諸国から入手したわずかなデータは、代替化は、限られた数の物質について少数の企業によって行われているだけであることを示唆している。製造サイクルの結果としてプロセス生成されるCMRsについてよりも、製造サイクルの一部を校正していることからCMRsと確認された物質に

ついでに、代替化は相対的に多い。代替化の障害のひとつは、導入可能な代替品に関する精密なデータへのアクセスを提供する公的体制の不十分さである。共同体レベルでは、そのような集産化体制によって立法が補完されたことはない。加盟諸国においては、経験は多様であるが、国際的には不適当なままである。公的集産化手続は、代替化の分野におけるまさにひとつの側面である。プロセスに関連したリスクのよりよい知見、OELの有用性と限界、個人用保護具の実際のパフォーマンス、がん予防をリスクの評価に統合する方法、予防サービスの役割ととりわけ労働毒性学を通じた学際的アプローチの寄与など、あらゆる予防措置において役割を果たすことが求められている。

ほとんどすべての共同体諸国における予防サービスの状況も問題を引き起こしている。職業がんに対し立ち向かうのに必要なすべてのスキルを備えた企業内予防専門家集団をもっているのは、非常に大きなわずかな企業だけである。サービスの大部分は、競争の市場で活動している企業内サービスである。彼れらは一般的に、「クライアント [顧客]」とみなされる企業との契約的枠組みのなかで介入を設計する。使用者に対する彼らの独立性及び労働者組織や労働監督双方による彼らの活動の質に対して及ぼす管理は弱い。サービスは、公衆衛生における彼らの役割を無視する傾向がある（あるいはそれより悪く、労働条件を転換するという使命とはまったく無縁な文脈のなかで、個々人の健康の漠然とした増進とこの役割を混同している）。彼らは、毒性警戒または作業活動に関連した現実の曝露のマッピングを伴うかどうか、集団的監視システムの実施にわずかしき貢献していない。また、多くの欧州諸国において、予防サービスのなかで労働医学の著しい弱みがある。

こうした欠点については、公的機関にも責任がある。彼らは、共同体指令によって定められた一連の情報へのアクセスをもっているが、予防を改善するために情報を効果的に収集、分析及び活用するためにはわずかなイニシアティブしかとっていない。職場における予防サービスとがんとの闘いに関わる公的保健体制の間には実際の相互作用が存在

していない。ノルディック諸国以外では、国のがん登録は、患者が生涯を通じて行った職業活動とがんの部位との間の関係性を確立するために系統的に活用されていない。一般的に、退職後の健康の監視がない。

公的情報システムの実施は重要な問題である。慣行は、化学製品を使用している多くの企業が、断片的な情報しかもっていないことがしばしばあり、矛盾した情報をもっていることさえあることを示している。彼らが供給業者から入手するデータは、予防の必要性を部分的にしか満たしていない。不正確なデータもあれば、非特異的な用語ばかりでつくられたものもある。提供される情報の改善は、REACH実施の期待された結果のひとつであるが、これは十分ではない。したがって、職業がんに対するより効果的な闘いは、企業ごとに断片化されたアプローチの欠点を克服することのできる予防戦略も含んでいる。この分野における欧州の戦略が、より大きな有効性を達成できるようにするかもしれないが、現在の政治的状況に照らせばそれはありそうにない。様々な諸国における公的な予防機関の間の協力を伴った国の戦略は、相対的に導入される可能性が大きそうだ。

調査研究の発展も重要な要素である。職業がんの予防はいまなお主として、本質的に1970年代や80年代にさかのぼる知見や説明をモデルとしてつくられている。発がんに関する新しい科学的データ、及び、とりわけ後生的調査や内分泌攪乱物質の果たしている役割や一定の職業曝露の世代を越えた影響についての研究を必ずしも組み入れている。新たな科学的データの統合をこえて、予防慣行の社会的構築やそれらを下支えする説明についても問題にされるべきである。とりわけ、労働条件が女性のがんに対してわずかな役割しか果たしていないとする説明は、批判的分析に値する。労働の性別分担が、曝露が非常に高い一定の活動（とりわけ建設）における男性の高い割合と関係しているとはいえ、これはなお、女性が職業がんのリスクを引き起こす他の種類の曝露から保護されていることを意味してはいない。がんの職業リスクの疫学で男性に優先順位が与えられていること、女性

化された活動における予防システムの弱さ、及びとりわけ女性における職業がんの過少認識の劇的なレベルの間に誤解の輪が存在していそうである。最近の調査は、様々な職業グループの女性における乳がんの重要なリスクを強調するようになっている。いくつかの職業では、化学物質への曝露が重要な説明要素である。例えば、食品や飲料製造労働者におけるのと同様に、理髪及び化粧品部門において乳がんのリスクが5倍高い。ドライクリーニング及びクリーニング労働者では4.5倍高い。製紙・印刷業の労働者及びゴム・プラスチック製品を製造する者では4倍高い。

予防戦略の改善におけるもうひとつの重要な要素は、欧州レベルと様々な諸国の双方において、立法が使用者に課せられる基本的な必須の義務を構成しているという事実を基礎にしなければならない。多くの事例で、リスクの実際はより複雑である。それらは、集中され、また、いかなる場合も請負の連鎖を通じてより系統性の少ない予防の対象となる傾向がある。使用者だけに限定されずに、クライアントに関して予防義務を設定する、拡張されたアプローチは、予防の有効性を著しく改善することができる。SUMER2010調査結果の重要なデータの間で、労働者がかつても多く発がん因子に曝露する職業活動のふたつの分野は、メンテナンス(43%)及び建設・公共事業(32%)であることを指摘できるかもしれない。これらは、リスクの分担が請負と関連している分野である。これを補完するものとして、とりわけ多重曝露の頻度及び一定の活動について比較的典型的な「カクテル」の確認を考慮に入れた予防措置の開発によって、部門別アプローチも有用な貢献をすることができるかもしれない。

4. 結論

このような複雑な分野では、流通ルールは労働衛生ルールと常に相互作用を及ぼしている。規制は様々な多くの分野における公的な調査研究を基礎にしなければならない。予防慣行を改善するためには集産化ツールが不可欠である。共同体方針の追加的価値は明らかなように思える。1990年の

発がん因子への職業曝露に関する指令が導入される前は、各国の立法はばらばらでまったく受動的なものであったことを指摘すれば十分であろう。それらは、まったく全体的な一貫性なしに、わずかな特定のリスク(アスベスト、塩化ビニル、ベンゼンなど)を扱ったものだった。1990年に欧州連合加盟国の大部分は、その諸規定は最小限のものであったにしろ、1974年にILOによって採択された第139号条約[がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約]をまだ批准していなかった。

共同体方針に対する障害は相当なものだ。これが、40年以上の経験の示すところである。挑戦は労働災害よりもはるかに敵対的なものである。職業がんの有効な予防は、社会的健康の不平等の重要な要因を前面に押し出し、大部分の分野で不平等を増す方向にある現在支配的な傾向を逆転させるだろう。社会にとってのこの挑戦をこえて、使用者が予防努力をなすのを促進するいくつかの経済的インセンティブも存在していることを指摘しておくべきかもしれない。職業がんによって引き起こされる疾病率と死亡率は、とりわけ曝露と病理の出現との間の潜伏期間が非常に長いことが多いせいで、企業にとってごくわずかの費用しかもたらしていない。圧倒的多数の事例で、発がん物質への曝露は製造プロセスにおける機能障害はともなっておらず、また、それを混乱させることもない。労働組合運動によって行使される圧力も、他の分野におけるより相対的に強くない。様々な要因がこの状況の原因になっている。すなわち、社会的可視性の少なさ、部門によるリスクレベルの大きな差、適当なレベルのノウハウで集团的介入を支援することの困難さ、予防のもっとも複雑な質問を専門家に委ねる傾向などである。

フランスを含むいくつかの国では、アスベストが職業がん予防の重要性に急速に目覚めるきっかけとなったものの、欧州連合は社会的期待に関してはるかに距離を置かせる制度的文化をもっていることを付け加えることができるかもしれない。この健康惨事は他の欧州諸国においてもやはり深刻であるが、欧州の政治的場面ではアスベスト・スキャンダル

は意味のある追跡が行われていない。いまでも2加盟国（ドイツとスウェーデン）に年数トンのアスベストを輸入することを可能にしている欧州委員会の決定を許してきた相対的無関心さを指摘しておけば十分だろう。関係する企業（主にダウ・ケミカル）による個別のロビー活動は、欧州委員会に当初は2005年に予定されていた全面禁止の期限を無期限に延期させ、ドイツ当局からダウ・ケミカルに与えられた免除の明らかな違法に目をつぶらせるのに十分であった。この措置が健康に及ぼす可能性のある影響は（もちろん、ブラジルにあるアスベスト鉱山の労働者や鉱山から港への輸送作業を除けば）疑いなくマイナーではあるが、その象徴的影響は甚大である。それは、アスベストの世界的禁止をめざした努力を妨害している。

労働衛生の問題は別として、もうひとつの要因がますます関わってきている。共同体の諸機関は、程度は様々であっても、法の最終的妥当性はその経済的有効性にあるというイデオロギーを共有している。これは、委員会から欧州司法裁判所まで様々な機関の信念の共通の基礎である。法の道具的ビジョンは、自由主義的伝統における流通法の擁護者とスターニストの伝統のなかで形成された中東欧の政治的経済的エリートの間の取れんを表している。もちろん、様々な政治的選択肢の間の議論を除外するものではないが、議論を著しく貧しいものにするるとともに、上述したすべてが社会的動員や社会プロジェクトに関する議論を閉ざされたものにする。この傾向は、しばしば風刺画のように、その掛け声が影響評価、「行政負担の削減」や企業の義務の簡素化である規制戦略の実施のなかに見ることができる。職業がんに関する立法の妥当性は、社会的健康不平等の縮小、労働者の生活、身体及び健康を給料と交換される商品の立場ではなくすることを意図したルールの一貫性にある。この

ような妥当性は、企業に従事する自由の著しい制限及び技術の選択や労働の編成における労働者の権利を正当化する。これは、信用が市場の見えざる手に委ねられている限り、個人々のエゴの総和が集団的幸福をもたらすことはないことが明らかな分野のひとつである。

職業がんに関する欧州方針の遅れは、あらゆる予防戦略のこの中心的要因である再国有化〔国別分散化〕の明らかなリスクを意味している。これにはふたつの主要な欠点がある。すなわち、28加盟国における努力の拡散に伴う有効性の損失、及び、過去10年間に最大の進展を遂げた諸国でなされた努力を妨げるであろう競争の否定的なスパイラルである。結局、問題は、1990年代には労働衛生の予防方針において促進要因であった欧州連合が、この分野における新たな進歩にとっての障害となりリスクをおかしつつあるのかどうかということである。



※<http://www.etui.org/Publications2/Working-Papers/Cancer-risks-in-the-workplace-better-regulation-stronger-protection>

欧州労働組合研究所「職場におけるがんリスク：よりよい規制、より強力な防護」目次

2016年5月

- ・ 欧州の職業がんに関する立法と予防（本号）
- ・ 中期的視点：すべての化学物質についての単一のOSH指令（2016年1・2月号）
- ・ 業曝露限界：労働者保護における活用と限界
- ・ 職場における発がん物質の削減：代替化を補完する方法に関するドイツの経験
- ・ 発がん・変異原性物質指令の対象を生殖毒性物質に拡張しなければならない理由
- ・ CMRリスクの予防に対するREACH及びCMR規則の貢献

第3回職業がんをなくそう集会 in 東京

2017年2月19日(日)午後1時～5時 品川区中小企業センター大講義室 参加費1,000円
主催 職業がんをなくす患者と家族の会 連絡先 化学一般関西地本(06-6647-3481)

やっぱり無理！絶対無理！

関西●建設業の外国人技能実習生受け入れ

はじめて建設業の技能実習生から相談を受けたのは2010年、大阪の鋼管ビルトという会社の中国人技能実習生が解雇されたときだった。彼らは職務怠慢を理由に解雇されたのだが、団体交渉に出席した鋼管ビルトの現場担当者たちが口々に技能実習生に関する不満を言ったことを覚えている。一番目立った不満は、技能実習生が、残業代ほしさに作業の手を抜き、また遅延行為に出るということだった。続けて、「こいつら実習生の賃金は、僕らの日当から引かれるんです。こっちは早く終わりたいのにわざと仕事を遅らされるんだから、たまったものじゃない」と言う。ん？変じゃないか。なぜ同僚の賃金をあんたらの賃金から引くのかと尋ねると、「だって僕ら、社員じゃなくてサービスマン（請負）やし」と言う。他の面々も、そうだ、そうだと言をあわせて抗議してきた。

鋼管ビルトの採用情報をウェブサイトで見ると、「施工スタッフ（請負サービスマン）随時募集中」となっており、「独立後は完全出来高制（一人親方として請負契約を結ぶ）」と書かれている。この会社は高卒新卒者も募集しているが、残業40時間を含めて22万円の賃金である一方、請負

の場合は「二人一班で月額100万円以上が可能」とうたわれているのだから、当然こちらの方に応募は流れる。また、二人一班であるから、現場ではもうひとり人員が必要になる。このときに使われる相棒が外国人技能実習生であった。鋼管ビルトから親方に日額で支払われる請負賃から技能実習生の賃金（時間給）が控除されるのであれば、親方にとっては短時間で作業が終了するに越したことはなく、逆に技能実習生からすれば一時間でも長く働いて収入を確保したい。

技能実習生の賃金は鋼管ビルトから支払われるが、現場で指揮命令を発するのは仕事を請け負った親方になるため、建設業にもかわからず、外国人技能実習生は鋼管ビルトから親方に派遣されたことになる。鋼管ビルトの社長は、当時監理団体であるビケ足場仮設事業協同組合の理事も務めていたらしいが、業界をあげて法律を無視しようという姿勢がよくわかった事件であった。重層下請構造という特徴以外にも、その日の仕事がなければ他の会社に応援に行くことや、天候で仕事ができないことなどから、技能実習計画どおりに「実習」ができるとは限らないことから、この

ような業種で外国人技能実習制度を導入すること自体が無理だと強く感じたものである。

この事件からずいぶんと時間が経ち、外国人建設就労者の受け入れが認められるようになった。また、外国人技能実習生適正法の公布により、近い将来、いままでも3年だった技能実習期間が5年に延長されることになっている。おそらく建設業の技能実習環境が劇的に改善され、違法派遣など撲滅されたのであろう。そのように安堵していた矢先、建設業に従事する技能実習生の労災隠し事件が発生した。被災者のアルディ君は、木造住宅の建前工事中に屋根部分から転落し、右足と右肩を骨折するという重傷を負った。すぐに病院に搬送され、医師からは入院を勧められたが、事業主が有無を言わず家に連れて帰ってしまった。最初に搬送された病院では、被災者の氏名以外には、住所も連絡先もわからない状態で、さらに治療費を一切支払わずにいなくなってしまうことによりずいぶんと気を揉んでいた。

さらに調べてみると、アルディ君は社会保険すら加入していない。雇用契約書も持ち合わせず、賃金明細もなく、毎月11万円程度の固定額が口座に振り込まれるだけである。監理団体も労災隠しに一役買って出て、ご丁寧にもアルディ君の母語で「労災保険を使わなければ、仕事をしなくても給料を支払う」と説明し、「どうしてケガをしたのか、と聞かれたら、遊んでいたと答えな



適正化するためには、受け入れ企業の業務にあわせて技能実習生を受け入れるようにしなくてはならないが、技能実習生を適正に受け入れることが可能な企業となると、ゼネコンやサブコンになるのではないだろうか。そうなれば、現場監督に付いて監督に関する実習をするということになるが、技能実習生が現場で作業をしている下請けに指示をしたり、足りない資材を発注したり、明日の予定を組んだりできるようになるには実習期間が3年ではやや時間が足りないと思う。となれば、現在の実態に合わせて一人親方が技能実習生を受け入れるということになるが、こうなるとはや一人親方ではなくなってしまいうえに、彼らに余分なコストや受け入れのための労力をかける余力はない。結局は現在の制度の悪用を継続する以外にないのである。

人を雇わずに仕事を下請けに回すだけの企業に受け入れられて、ケガと弁当は自分持ちという一人親方に使われるのが建設現場における外国人技能実習生の一般的な姿であり、書類の偽造に長けた監理団体がこの実態を巧みに隠すことで優良監理団体として認定される。このような環境で、最長3年だった在留期間が5年に延長されれば、労災事故が多発するだけではないだろうか。

(関西労働者安全センター)



い」と指示をしている。インドア派のアルディ君は、足と肩を同時に骨折する遊びを思いつかず、頭を悩ませた挙句「どんな遊びにしたらこんなひどいケガをするだろうか」と外部に相談したことで事件が公けになり、現在は労災保険で療養を続けている(写真)。

この事業場も社員はおらず、親方を数名抱えているだけの会社である。親方に技能実習生を貸し付けて、技能実習生の賃金を請負賃から控除する仕組みは、先に述べた鋼管ビルと同様、違法派遣である。その実態を監理団体も一緒になって隠そうとしている点でも共通する。

「自分たちは苦力の奴隷だった」

愛知●ベトナム人技能実習生の労働災害

昨年の臨時国会で新法が制定され、対象職種の拡大等が行われた外国人技能実習制度。その実態は、アジア各国の若者を低賃金無権利状態で搾取する人身売買制度にほかならない。今回、東京労働安全衛生センターに寄せられたあるベトナム人青年の相談もまた、技能実習

制度の悪質さをあらためて痛感させたケースだった。

22歳のAさんは、ベトナム北部の農村に生まれ育った。彼は、建設機械の操作を覚えたいという希望を持ち、2015年に技能実習生として来日した。しかし、愛知県の小さな建設会社(B社)に派遣された彼を待っていたのは、社

長の息子たちが仲間のベトナム人実習生たちに暴力を振るう職場だった。社長の息子たちは、Aさんにも暴言を浴びせた。毎朝、起きたときに、「今日は何をされるかわからない」という不安と恐怖を感じていたと言う。

建設機械の操作を学べると思っていた会社だったが、そのような機会はまったくなかった。毎日朝6時から夜8時まで、建設現場で資材の運搬や足場の解体などに従事した。賃金は、愛知県の最低賃金とほぼ同額。

Aさんが入った職場にはベトナム人の技能実習生が4~5人いたが、保証金を払って来日しており、会社に抗議をしたら帰国させられてしまうと心配して、この状況に従うしかなかった。

逆らうことのできない状況下での長時間労働、そして、暴力や暴言を受ける日々。Aさんは「自分たちは苦力の奴隷として売られてきた」と思うようになった。

こうした状況の中、Aさんは労災事故に遭ってしまった。建設現場の足場解体の作業中に、上から落とされる建材を受け止める作業をしていて、ほころぎが入って受け止められず、足に建材が直撃したのである。親指の骨折だった。

Aさんは、病院に運ばれて手術を受けたが、会社からはそのときもその後も、労災保険についての説明は一切なかった。数日後、ギプス姿で退院したAさんは、しばらくの間、監理団体事務所の合宿施設に行くよう指示され、そこで日本語研修を受けつつ通院

治療した。

1か月後、ギプスが取れたAさんは会社に戻ったが、まだ足指に強い痛みが残り現場に出ることはできなかった。会社の敷地内の掃除を指示された。Aさんはその作業中に、誤ってボヤ騒ぎを起こしてしまった。そもそも、足の怪我の影響で思うように動けないAさんにそうした作業をやらせたB社に問題があるが、社長たちはAさんに「ベトナムに帰れ!」と怒鳴りつけ、帰国を迫った。怖くなったAさんは、会社から逃れるしかなかった。

その後、Aさんはベトナムに帰国することを考え、周囲に相談するなかで、足の怪我は労災事故だとアドバイスを受けて、2016年8月に東京労働安全衛生センターに相談に来た。センターでは、カトリック東京国際センターや、ベトナム入信徒の多い川口市のカトリック教会などと協力し対応にあたった。

労災事故の経緯を病院や労働基準監督署に確認したところ、療養補償の手続きのみが行われており、足指の障害に関する障害補償や休業補償の請求手続きは行われていないことが判明した。また、在日外国人の医療に取り組む都内の病院に、彼の足に残った痛みや可動域の障害について丁寧に診察してもらった。さらに、Aさんの在留期限が迫っていたため、出入国管理局に労災手続きのための短期滞在を認めるよう要請した。

その後、労災事故の元請会社であるC社に連絡を取り、障害

補償と休業補償の事業主証明を認めさせた。また、労災に関する調査の過程で、研修先のB社が残業代の一部を支払っていないことや休日出勤の割増賃金を低く計算していたことなども判明した。しかし、B社は休業補償に関して、「Aは退院後すぐに業務の一環としての日本語研修に入り、休業はしていない。研修中の給与も支払うつもりだった」と主張した。労基署は、東京に出張して迅速な障害認定を行い、残業代や割増賃金を支払うようB社に指導するなど適切な対応もしたものの、一方で、休業補償については会社側の主張を受け入れた。その結果、Aさんの労災については障害等級12級のみが認められ、休業補償は認められなかった。

Aさんは相談に来た当初、前途への不安と怪我の痛みで、沈んだ様子だったが、周囲のサポートや労災認定などを経て将来への希望を取り戻し、またあらためて日本へ留学したいと言いながら帰国していった。

暴言や暴力にあふれた職場環境。労災保険の説明はなく、長時間労働や残業代未払い、割増賃金の違反などが積み重なる雇用状況…。Aさんのケースには、技能実習生制度の抱える問題が如実に現われていた。このような非人道的な制度は廃止させねばならない。帰国していきAさんの笑顔を見ながら、その思いをあらためて強くした。



(東京労働安全衛生センター)

パワハラ・過重労働で精神疾患

神奈川●過労死シンポジウムで体験談①

2016年11月1日、過労死等防止対策推進シンポジウムが日石横浜ホールで開催された。このシンポジウムは厚生労働省主催で、過労死等防止啓発月間である11月に全国各地で開催される。「全国過労死を考える家族の会」や「過労死弁護団全国連絡会議」などが協力団体になっており、神奈川労災職業病センターも企画段階から参画させていただいた。シンポジウムの講演の一部と、被災者の発言と彼らの感想を紹介する。

(神奈川労災職業病センター)

1. はじめに

近年、日本における過労死や過労に伴う疾患等が大きな社会問題となっている。また、過労死等は、本人だけでなく、その家族のみならず社会にとっても大きな損失であることから、厚生労働省は過労死等の防止のための対策を推進し、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることができる社会の実現を目指している。そのため2014年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立し、11月より施行された[1]。ところが、同法は社会に浸透しておらず、いまだに過重労働やパワハラ・セクハラが蔓延し、過労死等が出続けているのが日本の労働環境の現実である。

今回、過重労働・パワハラによる精神疾患の具体例のひとつとして、自身における過重労働とパワハラ被害の体験を語り、現在の労務管理における問題を指摘

したい。

2. うつ病になった経緯と解雇

まず、自身の事例を報告する。入社1年でパワハラと過重労働により、うつ病を患う。その後、ユニオンを通して会社に労働環境の改善を求めるも拒否され、更に休職期間満了により解雇された。現在、労災を申請中である。以下に詳細を述べる。

<入社当時について>

私は27歳のとき、大学院博士課程修了後、2013年4月に三菱電機株式会社に入社した。同7月に神奈川県にある情報総合研究所、光・マイクロ波回路技術部、レーザ・光制御グループ(情報総研、マ光部、レーザG)に配属され、研究開発職員として働いていた。マ光部では長時間残業や休日出勤が常態化しており、さらに過重労働を強要するため上司によるパワハラが頻繁に行われる職場であった。

<疾病>

配属当初は定時に退社していたが、同12月頃から残業が増えはじめ、月80時間の残業が当たり前となった。とくに2014年2月の残業時間は160時間を超えている。さらに、長時間労働を隠蔽するため基本的に40時間以上の残業はサービス残業にされた。

また、残業時間が増えると同時に、上司からパワハラを受けるようになった。具体例として、毎日朝から怒鳴られ、人格を否定された。何度も狭い会議室に閉じ込められて、2時間近く叱責を受けた。

2014年3月に会社で実施されているメンタルヘルス診断を受けたところ、心療内科を受診するよう勧められ、同4月より通院を始める。薬を飲みつつ仕事をしていたが、仕事の量は以前と変わらなかった。同4月に教育担当者が異動となり、さらに上司からのパワハラがエスカレートした。叱責の回数が増えるだけでなく、恫喝や、深夜に仕事の電話がかかってくることもあった。それに伴い病状も悪化し、ついに同7月には休職した。

<会社からの解雇>

休職当時の2013年7月に人事より「休職期間は2017年6月まで」と説明されていたが、2016年2月に急遽、「社内規則を読み間違えていた、実際は2016年6月までが休職期間である。それまでに復職できない場合は解雇する」と通知された。うつ病が完治していなかったことに加え、職場に過重労働とパワハラが改善が

見られなかったため、2016年6月までの復職は不可能であった。

そこで、労災申請で協力いただいている弁護士に相談したところ、地域の労働組合である「よこはまシティユニオン」を紹介された。ユニオンの勧めで、まずは三菱電機労働組合東部研究所支部の執行委員長に対し、会社と交渉するよう求めた。しかし、委員長は、「規則は規則である。休職期間の延長は難しい。がんばって元気になって職場に復帰して下さい」と言い、会社との交渉を拒否した。そのため私は三菱電機労働組合を脱退し、以後、よこはまシティユニオンを通じて行動している。

三菱電機に対して、「会社が提示する期間までの復帰は無理である。また、現在申請中の労災が認定されればとなれば、解雇はできないはずである」と伝えたが、「過重労働もパワハラも存在しなかった。労災ではなく私病による休職である」として、労災申請結果を待たず解雇された。

3. 自己申告制について

20世紀末、過労死が世間に注目され始め[2]、厚生労働省は、過労が原因の労災に対する意識を改める事になった。1995年には脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準を改正した（2001年にさらに改正）[3]。

精神疾患においては、1991年に起きた電通過労自殺事件等の反省より、厚生労働省は「労働時間の適正な把握のために使用

者が講ずべき措置に関する基準について」という通達（通称4・6通達）を2001年に作成した[4][5]。ところがこの通達は社会に浸透せず、無視されている。三菱電機においても4・6通達に反した労務管理が行われていた。以下、その具体例を説明する。

三菱電機においては、セキュリティチェックのため、入退館をICカードによって行い、誰が・何時・何処にいたのかを管理していた。ところが、労働時間の把握は自己申告制を採用していた。具体的には、社内ネットワーク上で、ICカードにより記録された前日の出社時間及び退社時間を確認し、自分自身で勤務時間を入力するシステムであった。

基本的に残業時間は月40時間未満で済ませるように指導されていたが、とても終わるような仕事量ではなく、前述のとおり月80時間の残業が当然となった。しかし、上司から残業時間の申請を月40時間未満に過少申告するよう強要された。団体交渉の際、このことを人事に訴えたが、「会社に長時間居たことは認めるが、『業務』ではなく『自己啓発』のために会社に残っていたので問題はない」とされた。

4・6通達においては、ICカード等による労働時間把握を原則としている。やむなく自己申告制を採る場合、「2(3)イ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて実態調査を実施すること」とある。しかし、自己申告時間と在室時間に最も大きな差があ

る部のひとつである私の職場ですら、A社は正確な実態調査を行わず、『自己啓発』としてサービスマン残業を隠蔽した。さらに、「2(3)ウ 労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定する等の措置を講じないこと」とあるにも関わらず、月の残業時間を少なく自己申告することを強要された。

また、入社した2013年4月からの労働時間の記録の提出を求めたが、最も残業が多かった2013年4月～14年3月の記録は自己申告時間のみを提出し、入退館記録の提出は「残っていない」として拒否された。

4・6通達において「2(4) 労働時間の記録に関する書類に基づき、3年間保存すること」とある。記録の提出を求めたのは2016年5月だったので、2013年5月以降の入退館記録を保存しておかなければならない。本当に残っていないのなら、実際の労働時間を把握する上できわめて重要なデータである入退館記録を紛失するという、杜撰過ぎる労務管理である。

電通社員の過労死事件では70時間未満にさせていたそうだが[6]、三菱電機では40時間未満にしろと言われていた。したがって、安倍政権が掲げている時間外労働の上限規制[7]も、労働時間の客観的な把握を義務付けなければ意味がない。ICカード等ですべての労働時間を管理することを勧める。

4. 上司の管理について

三菱電機において、パワハラは「熱心な指導」として見逃されていた。以下にその詳細を説明し、現場責任者の労務管理について意見を述べる。

団体交渉の際、会社に対し、パワハラの事実関係を調査するよう求めた。しかし、被害者からパワハラの具体例を聞かずに、加害者とその周りに聞き取り調査を行い、その結果パワハラは無いものとして、処理されている。

加害者が、自分を守るために「パワハラはしていません、熱心な指導です」というのは当たり前である。また、加害者の周りの人間は完全な第三者の聞き取りではないので、真相を話すことが難しい。人事査定に関わるのではないかと、復讐されるのではないかと心配してしまう。さらに、聞き取り調査自体の内容を会社が好き勝手に解釈できることも問題である。団体交渉において、人事に対し調査内容の開示を求めたが、「プライバシーに関わることなので」と拒否された。団体交渉後、聞き取り調査を受けた方と個別に会った際、「私はパワハラを見た人事に証言した」と、その勇気ある人物は話してくれた。私は会社の聞き取り調査に対して不満がある。

このようにパワハラ発生後の聞き取り調査でパワハラを立証することは難しい。パワハラが発生した時点で、現場責任者が行動することが望ましい。

そもそも、人事だけでなく、管

理職の立場にある者は現場においてパワハラを防止しなければならない。しかし、部内においてはその責任を放棄していた。

休職の際、部長と面談があった。部長の席は、パワハラ上司の席に近いので、パワハラの現場を何度か目撃しているはずである。しかし、「彼のキャラクターだから」と言われた。また、休職して一週間後のグループミーティングにおいて、「傷病欠勤者が出たが、自分はやり方を変えない」とパワハラ上司が宣言した、と聞いた。このことから部長から特に指導された様子はなかった。

また、現場責任者はパワハラのみならず過重労働に対しても注意することが望ましい。なぜなら、人事だけでなく場合によって彼らも労働時間管理に責任を負うからである。以下、その事例について説明する。

団体交渉の際、三菱電機の人事に対して、自己申告した労働時間と入退館記録が大きく食い違っている場合は、人事が事実関係を確認すべきではないか？「自己啓発」時間と仕事時間の見極めや管理は誰が行うのかと尋ねたところ、「それは現場の管理職の判断で構わない」と回答があった。以上より、三菱電機の管理職には労働時間管理に対する責任を持つことが分かる。ところが、不誠実な対応が多くあった。以下に一例を挙げる。

三菱電機では、22時30分以降の残業は「深夜残業届」と呼ばれる書類を提出しなければならない。深夜残業手当は何時まで

どのような理由で深夜残業をするのかを記述し上司と部長の認印が必要である。しかし、22時30分を過ぎて実験室から居室に戻ると、上司と部長の認印が既に押された、氏名や理由欄が白紙の深夜残業届が机に置かれていることが幾度もあった。

4・6通達において、「2(5) 事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること」とある。上記の振る舞いは労働時間を管理する者の職務を放棄した行動である。

会社は、過重労働もパワハラも無かったことにしたいかもしれないが、結局は、労働基準監督署が動くことになる。もし、労働基準法違反と判断されたら、会社は社会通念上の常識を欠いた組織と判断され、隠蔽の責任を追究される。労務管理者はその場しのぎで対応するのではなく、早い段階で誠意ある行動に努めることを推奨する。ここで、人事だけでなく、現場における責任者も労務管理の責任を負うことを強く意識すべきである。

5. まとめ・今後の課題

過重労働・パワハラによる精神疾患、及び労務管理の実例として自身の経験を報告した。労務管理について、すでに行政より通達が出ているが、指摘されずとも正しい倫理感に従い行動すれば問題はないはずである。労

務管理者には上司の圧力や周りの空気に流されることなく良識に従った行動を求める。

三菱電機においては、過重労働やパワハラが蔓延しており、何人もの労働者が今も苦しんでいる。私と同様に、残業時間を過少申告するよう強要され、酷いときは40日連続勤務や3か月ほぼ休み無しだと聞いている。また、過重労働をさせるため常に怒号が飛び、雰囲気は最悪のままだとも聞いている。一刻も早く過重労働とパワハラを認め、再発防止に努めることを強く要求する。

(よこはまシティユニオンAさん)

【参考文献】

- [1] 厚生労働省、過労死等防止対策推進法、<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000061009.pdf>、2014年6月
- [2] 服部真、労働現場の過労死過労自殺の実態、「医療・福祉研究」第14号、pp.30-36、

- <http://ihmk.sakura.ne.jp/dai14gou30p-36p.html>、2004年3月
- [3] 厚生労働省、脳心臓疾患の認定基準の改正について、<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0112/h1212-1.html>、2001年12月
- [4] 渡辺輝人、一ついに電通に立ち入り調査－人はなぜ過労で死ぬのか、<http://bylines.news.yahoo.co.jp/watanabeteruhito/20161015-00063270/>、2016年10月
- [5] 厚生労働省、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について、<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0104/h0406-6.html>、2001年4月
- [6] 毎日新聞、2016年10月8日朝刊
- [7] 毎日新聞、労基法改正を検討長時間労働を是正で、<http://mainichi.jp/articles/20160326/k00/00m/010/098000c>、2016年3月

深夜残業で終電が間に合わなくなるとタクシーを使って寮に帰っていました。残業代がタクシー代で消え、その残業代すら「自己啓発」ということで、出ない。頑張っても深夜残業すればするほど貧乏になる。とても惨めな思いを味わいました。

渡辺さんが「息子を返して下さい」と泣きながら話すのを聞いて、自分も涙を流しました。母や父、兄妹にも辛い思いをさせてしまったと自責の念に駆られるとともに、本人だけでなく家族すら不幸にする会社に対する怒りが収まりませんでした。

山下さんは、月平均160時間、最高190時間の残業を7年間続け、くも膜下出血により全盲になられたと聞きました。そのことを会社に訴えると、「会社を売った裏切り者」と吐き捨てられたそうです。会社のために、まさに命を削って尽くした人間に対して、決して言ってよい言葉ではありません。社員のことを奴隷か家畜のようにしか考えていない証拠でしょう。また、想像力がまったく足りていません。このままではいつか自分も同じようなことになるし、その際は上から捨てられるという危機感を覚えるべきです。

私の発表は4番目でした。3人のお話を聞いてつい、この場で自分の話をしているのかなと思ってしまう。うつ病を患っているものの最近回復しつつあるし、月平均80時間、最高160時間の残業を半年続けた程度だ。と、要らない劣等感を覚え、発表前に怖気ついでしまいました。

●シンポジウムに参加して

シンポジウムで自分の体験談を発表することになっていました。特に緊張はしていませんでした。しかし、他の被災者の方の話聞いて動揺し、とても話ができる状態ではなくなりました。

矢島さんは、母親が過労で半身まひになったと聞き、自分も同じ立場なら息子として絶対に会社を許すことはできません。さらに、労災は取れていながら裁判で敗北したと聞き驚きました。これで

は過重労働をやらせたもの勝ちだとお墨付きを出したようなものです。このままでは介護業界のみならず、今後も過労死等が頻発するのは当たり前になるでしょう。

渡辺さんは、過労で息子を亡くされたと訴えていました。正社員のポストをちらつかせ、過労死するまで使い潰すなんて卑劣極まる行為です。息子さんは終電を毎度逃すので原付バイクで移動されていたと聞きました。自分も

た。その結果、発表内容はボロボロで、公聴者に言いたいことが伝わったかは分かりません。

しかし、そもそもあのシンポジウムの場において、被害の軽さ重さを考えてはいけなかったのです。自分には大勢に対して話す理由があって来たのだから堂々と話すべきでした。自分の評価を他人に求めることは悪癖です。自立した人間となるため精進していきたいと反省しました。また、自分一人の力ではなく、たくさんの人達の力添えにより壇上に立てたことを忘れていました。恩人に対して失礼なことをしてしまい情けないです。

以上のように反省すべきことは多くありましたが、一方で良い成果もありました。とにかく大勢の前でまた発表できるようになったことは自分にとって非常に大きな一歩です。病気が酷かった1～2年前ならとても考えられませんでした。よこはまシティユニオンの皆様や嶋崎先生、恩師、医師やカウンセラー、親兄妹、友人達のおかげでここまで立ち直ることができました。とても感謝しております。また、会社や社会を良くしようと考える経営者や管理職の人たちに、長時間労働の問題、御用組合の存在、法規制の在り方、被害者の思い等を発表したことは、大いに意味のあることだと考えております。

今後も自身の意見を表明することが、自分だけでなく、世の中のためになると信じて活動していければと思っています。

シンポジウム終了後、三菱電

機で働いて過労死された方のご遺族とお会いしました。とうとう取り返しのつかないことをされたと社員の一人として強い憤りを感じます。あのやり方を続けていてはいつか過労死が起きることは想像できたはずですし、団体交渉でもずっとそのことを指摘していました。重大な反省と共に、有効な再発防止策の制定が三菱電機にとって急務であると確信して

います。また、ご遺族に対して自分ができる限りの協力をしていきたいと思います。



(よこはまシティユニオンAさん)
※Aさんは、2016年11月末に労災認定され、12月末に解雇を撤回させました。2017年1月には、三菱電機と当時の上司は労基法違反(長時間労働)容疑で横浜地検に書類送検されました。

長時間労働により倒れた母

神奈川●過労死シンポジウムで体験談②

私の母、矢島香苗は、介護の現場でケアマネージャーという、介護が必要な利用者さんと相談していろいろと調整しながら、利用者さんにより良い生活を提供することを天職として働いておりました。母は、「この仕事をするために生まれてきた」とまで言っていました。

母は、倒れる約6か月前、課長補佐という「名ばかり管理職」にされてしまいました。以前から深夜に帰宅し、朝早くに出勤するような生活を続けておりました。しかし、課長補佐という役職にされてからは、わずかな手当て、どれだけ残業しても賃金が変わらず、労務管理から完全に外れてしまいました。なお、会社にタイムカードは導入されていません。

その結果、残業中の夜に自分のデスクの側で倒れ、警備員に

朝方発見されました。脳出血でした。2007年9月25日の朝5時半頃のことです。発見までに時間がかかったらしく、命の覚悟をしておくようにと医師から言われました。手術の結果、幸いにも命は取りとめましたが、重度の右半身麻痺となり、倒れるまでの直近3か月80時間以上の残業が認められて労災認定を受けて現在に至ります。労災、障害ともに一番重い一級認定です。車椅子での生活となり、言葉にも重い障害を残しています。

私は、朝6時前に病院から電話がかかってきた時のことはいまでも忘れません。もう少し家族の私が働きかけていれば何か出来たのでは、といまだに思います。この思いは一生消えません。

その後、労組の方から神奈川労災職業病センターを紹介して

いただき、さらに弁護士を紹介していただき、会社に対して訴えを起こしました。

法廷で、当時の直属の上司は、どのくらい母が働いていたのか知らない、と語っていました。正しい労働時間の記録を付けさせず、名ばかり管理職としてサービス残業をさせ、いざ事件が起きれば、知らなかった→勝手にやった→やれとはいっていない→仕事をしていたとは限らないなど、会社の主張は二転三転しました。働く以上少しでも人の役に立ちたいという母の思いを逆手にとって（顧客を人質に取るように!）長時間働かせておいて、いざ露見すると、仕事場にいたからといって働いていたとは限らない、遊んでたんだろ?と言い逃れをする。

こんな会社の主張が通るわけがないと思っていましたが、通ってしまいました。

結審後の和解の席でも、地裁は、「事実関係は争わない」「会社に責任がある」「損害賠償の額をどうするかだ」とずっと言ってきましたが、判決日の一週間位前に急に、「脳出血と長時間労働の因果関係は認めない」、つまり、お前の負けだという連絡してきました。

その後、高裁、最高裁でも会社の主張が通ってしまいました。つまり、裁判所の判断では、タイムカードがないので80時間を越える残業していたとは認められない。会社の主張通り、仕事に関係なく、勝手に脳出血を起こして障害者になったんだということ

です。高裁で、電車のICカード記録や終電時間に会社の最寄駅にいたレシートを証拠として提出しましたが、認められませんでした。たとえ会社にいたとしても遊んでいた、という会社の主張をまる飲みでした。労基署では3か月80時間以上の残業が認められていたとしてもです。信じられなかったし、いまでも信じたくありません。


事実関係を争わないと言ってきたのに、最期に証拠も出ささないでひっくり返した地裁。裁判官まで嘘をつくのか!これではこちらに出来ることは何もあります。働かせるだけ働かせて、何か起こっても自己管理のせいにして、会社は何の責任も持たない。悪夢のような環境にお墨付きを与えるだけです。労務管理を放棄すれば、裁判所は残業時間を大幅に削って認定し、会社に責任はないと認めてくれる。これでいいのか?これから先、母に対して下された判決は永遠に代わらない。それがくやしいです。

どうしたらいいのかはわからないけれど、同じような人は今後、

絶対に増えて欲しくありません。母に対しての裁判所の判断は、ブラック企業にたいして、賃金を払わず長時間労働を限界までさせてどんどん死人や障害者を生産しても、気にせず利益をじゃんじゃん上げなさいという後押しをしているとしか思えません。

人を使い潰して利益を上げることを社会で支援するようなことがないようにしてほしい。決まりを作る側の人があるなら、現状を何とかしてほしい。また、使用者側の人があるなら、本人とその周りの人間の人生をどうしようもなく破壊してしまうことと、会社の利益を天秤にかけるとはしないで欲しい。そう思います。

働いて生活の糧を得て、その結果として自分の仕事にかかわった人に幸せになって欲しい。そうした志を持って社会に出た人が会社に殺されてしまうような社会を受け入れることは出来ません。

母の様な目にあう人間はこれから一人だっただけでなく、ない。そう思うばかりです。

(矢島洋佑)

●シンポジウムに参加して

シンポジウムでは、労働問題に取り組んでいる先生や、実際の被災者や家族の方の話など、あらためて感じるところの多いお話ばかりでした。

ご家族の、涙ながらに語られる、亡くなった息子さんや若者の境遇に対する言及には、言葉にできないものがありました。

被害者の実体験として、記録できる残業時間に上限が設けられていたこと、会社に残っていても仕事でなく自己啓発に使ってたんだろ?というのは、母の裁判での会社のでたらめな主張と同じでした。

また、別の方のお話で、労災を申請したら、会社から、裏切り者、

出張にかこつけて不倫旅行していたんだろうと言われたというのも、母の会社内で、矢島の裁判のせいで給料が上げられないなど、母に対する印象を悪くしようとされたことと同じでした。

どこもそんな言い逃れや嘘を吹聴するのだな、と。目先の利益に反すると判断すると、途端に攻撃的になるのはどこも同じなのか、と。そして、そのでたらめな言い逃れが、裁判所である程度通ってしまう現状。話を聞きながら、母の裁判のことを思い出して、暗い気持ちになってしまいました。


岡田(邦夫)先生のあげていた、会社の責任が認められた真っ当な判例がうらやましくないとはいえ嘘になります。何故、裁判官によってそうした差異がでてしまうのか。どうしたらなくせるのか。お話にあった、従業員は未来の顧客であるというその視点は何故抜け落ちてしまうのか。

人間は利益のために使い捨てていい部品ではないのだと。比べることすらしていいはずがない。特に、母が勤めていたのは、社会の安心や安全をうたう社会福祉法人です。その業界でこんなことがまかり通る現状。

被災した御本人や御家族の話は、やはり傷を穿り返すようでつらい部分もあります。が、どれだけ時間が経っても、どこにぶついたらいいのかわからない、やり場のない怒りが渦巻いているのも事実です。

こうして、話す機会をもらう度、ああすればよかったのでは、何故

こんな結果に、という当時からの形容しがたい思いが沸くと同時に、こんな理不尽が許されるか、と叫びたい、知って欲しい、という思いが多少は満たされる部分もあります。

どうにかしたい。こんな思いを誰にも味わって欲しくない。当事者として発言することが、微力ながら、悲劇を未然に防ごうという運動の一部となっていれば  と思います。

「肺炎で死亡」も労災認定 神奈川●くも膜下出血で倒れ闘病18年後

神奈川県厚木市の小さな町工場で働いていた小笠原さんが、55歳で「くも膜下出血」で倒れたのは1998年7月のこと。長時間労働は明らかだったが、当時の労災認定基準では不支給となった。労災認定基準が改正された2002年、再審査請求中に処分変更となり、労災認定された。

18年に及ぶ長い闘病生活の末、2016年3月に亡くなられた。死亡診断書では「直接死因」は「肺炎」で、「直接には原因に関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病名」として「くも膜下出血後遺症」と記されていた。

お連れ合いが労働基準監督署に連絡したところ、この病名では労災の遺族補償は難しいような話をされたが、到底納得できない。小笠原さんは、被災当時からずっと神奈川労災職業病センターの会員であり、よこはまシティユニオンの組合員でもあったため、さっそく事務所の連絡をして、5月には労災請求に至った。

10年以上前に障害認定され

ているので、実は労基署は小笠原さんのその後の治療経過をまったく把握していない。また、医療機関も必ずしも身体の状態を把握しているわけではない。例えば、発症直後の頃に、病院のスタッフは「自宅で介護するのは難しい」と言っていた。しかし、お連れ合いは、小笠原さんを家に連れて帰り、介護しながらリハビリに通わせた結果、病院スタッフが驚くほどに回復した経過がある。

センターとユニオンも同行して、適切な調査と早期認定を求めた結果、厚木労基署は、業務上の死亡として労災認定した。

「夫が倒れた時もそうでしたが、やっぱり諦めてはいけなくてすよね」と小笠原さんは語る。認定の事実のみならず、小笠原さんの長い経験は、他の被災者にとっても貴重な財産。小笠原さんは現在、メンタル労災・パワーハラスメント・過労疾患の被災者の集まりにも積極的に参加して、会合を盛り上げてくださっている。

(神奈川労災職業病センター)

「廃用症候群で死亡」認定

神奈川●脳出血で倒れ闘病13年後

三洋電機の業務用電化製品の訪問修理業務に従事していた河野さんは、2001年10月、55歳のときに過労のため脳出血で倒れた。不当にも労働基準監督署が労災と認めなかったため、行政訴訟を経て、2009年によく業務上認定を勝ち取った。そして約13年に及ぶ闘病生活の末、2014年7月に亡くなられた。死亡診断書の病名は「廃用症候群」であった。

河野さんが長い療養生活の中で脳出血を再発したり、脳膿瘍や様々な病気になったのは事実である。結果として死亡診断書の病名が廃用症候群であろうが何であろうが、脳出血と因果関係があれば問題なく労災遺族年金も支給されるが、仮に因果関係がない別の病気や事故で亡くなった場合は、支給されない。

ちなみに廃用症候群とは、寝たきりや過度の安静状態が続くことで体や脳の機能が低下する状態を指す。河野さんは脳出血にならなければ、68歳でそんな状態にはならなかったのだから当然、労災と認められるべきだ。

行政訴訟で勝訴を勝ち取った小宮弁護士とも相談しながら、お連れ合いが病院のカルテを取り寄せるなどの準備も経て、遺族

補償の請求をしたのは2015年4月。労基署は、すでに障害年金を支給していたので、河野さんが

どのような治療を受けていたのかについてはまったく何の資料も持っていない。そこで最近の医療記録などを取り寄せて、医師に意見書を依頼したり、その検討をするのに一定の時間が必要だったようだ。ちょうど一年後の2016年4月によく業務上認定の知らせが届いた。



(神奈川労災職業病センター)

住民被害補償で要請書提出

岐阜●ニチアス羽島工場は救済金拒否

ニチアス羽島工場に近接する場所に居住し、アスベスト関連疾患で亡くなったにもかかわらず、ニチアスから補償の支払いを拒否された故田中和夫さん(中皮腫で2008年8月27日に死亡。享年62歳)と故小森龍三郎さん(肺がんで2014年11月2日に死亡。享年77歳)の遺族、林三統さんや小川真澄さんら羽島市の地域住民、患者と家族の会古川和子会長、宇田川かほるさんは2016年9月26日、ニチアス羽島工場に石綿を飛散させていた企業として責任ある、誠意ある対応をするよう求める要請書を提出した。

羽島工場の担当者には前もって、この日要請書を持っていくことを伝えてあったが、直接の受け取りを拒否されたため、正門前守衛室の守衛さんに要請書を渡さ

ざるを得なかった。要請時、守衛室前から羽島工場担当者に直接受け取れないのかと筆者が携帯電話をかけたが、「守衛に渡しておいて下さい。後で見てください」という対応だった。今回の要請行動をNHK岐阜放送局が取材し、夕方の岐阜県ニュースで要請団が守衛さんに要請書を渡すところが映し出された。

故田中和夫さんは、1959年から1963年まで、中学2年生から4年間、羽島工場から150mのところに居住し、古賀小森龍三郎さんは、1956年から1966年まで、高卒後10年間、羽島工場の真横で生糸を生産していた南濃紡績側で働き羽島工場からのアスベストにばく露した。お二人は国の石綿健康被害救済法による認定を受けている。

要請後の記者会見で古川和

子会長は、「ニチアスは自社工場近隣に住み、国の石綿健康被害救済法による認定を受けた被害者には救済金を支払うことを表明しているが、交渉になると細かい条件を持ち出す。支払いの条件を公明正大にすべき。ボールに包まれたやり方は被害者の心情を逆なでにし、人権を踏みこじる」とニチアスを批判した。

この要請書に対して、10月3日付けでニチアスの顧問弁護士から回答が届いた。

ニチアスは、石綿製品を製造していた同社工場近隣における1971年以前の1年以上の居住の事実や石綿の職業ばく露がないこと等を、近隣被害者への救済金支払いの要件としている。今回の回答は、田中さんについては、「[羽島工場近隣に]1年以上の居住歴があると認めるに足る確かな証拠がなく、支払い要件を満たさないものと判断する」。小森さんについては、小森さんがニチアス退職後の一時期、7年間ほど住宅の水道工事会社を経営したことから、「職業上、石綿含有製品の取り扱いをされた可能性がある」として、支払いを拒否した。

田中さんは、羽島市立竹鼻中学校在学中より最初の就職先のガソリンスタンドに自宅から通っていた2年間の居住を証明する羽島市の住民票や、卒業した竹鼻中学校の担任や同級生たちによる「たしかに在学していた」という証明が修学旅行の写真等とともに残っており、これらの資料はニチアスにも提出してあるにもか

かわらず、このような不誠実な対応に終始している。

小森さんに関しては、水道工事会社の従業員や関係者は一人も生存しておらず、ニチアス自体できちんと調査したこともない。一方でニチアスは、小森さんよりも南濃紡績在籍年数の短い3人の被害者に救済金の支払いを行っていることから、この対応は不公平であるし、不当だ。

11月16日、ニチアスからの回答についての記者会見を羽島市民会館で行った。出席した田中さんのお連れ合いの美智子さんは、「ニチアスから何度も求めら

れてたくさん書類を提出しましたが、居住歴を認めてもらえません。夫が竹鼻に住んでいたのに、住んでいなかったような気がして残念です」と話し、小森さんのお連れ合いの百合さんは、「南濃紡績に10年おってもニチアスは認めてくれません。情けなくてしょうがないです。もう少し考えてほしい」と話した。

この問題についてはニチアスとの直接交渉の機会を得ることがとても重要と考えているので、粘り強く活動していきたい。



(名古屋労災職業病研究会)

3人の被害で泉南型国賠提訴 岐阜●ニチアス羽島工場の元労働者

ニチアス羽島工場では石綿製品の製造に従事しそれぞれ、中皮腫、肺がん、石綿肺に罹患し、お亡くなりになった元労働者3人の遺族7人が、国に計4,290万円の損害賠償を求める訴訟を2016年9月15日、岐阜地裁に提起した。泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決を受けた国の和解解決方針を踏まえたものである。

胸膜中皮腫を発症して69歳で亡くなった女性は、1958年、15歳の時に1か月間、臨時工として羽島工場では石綿を袋詰めする作業に従事した。従事期間は1か月間だったが、医学的所見において乾燥肺重量1g当たり51,078

本の石綿小体が計測されたため、高濃度の曝露作業に従事したものと認められて労災認定された。女性の死亡後、お連れ合いが全造船アスベストユニオンに加入し、ニチアスと団体交渉を行ったものの、補償を拒否されたため、やむを得ず国賠の提訴に踏み切った。

他の2名の被害者は、肺がんのため74歳で亡くなった男性と石綿肺のため77歳で亡くなった女性で、男性は1954年から1984年まで石綿吹き付け材や石綿保温材の製造に従事し、女性は1957年から1963年まで石綿保温材の製造に従事した。女性の二

チアスでの従事期間は6年間ほどで、その後はアスベストに曝露しない仕事をしていましたが、2006年頃より石綿肺が徐々に悪化しはじめ、最終的に時吸不全により亡くなった。男性は、労災の時効救済制度で認定され、女性は生前に労災認定された。石綿肺で亡くなった女性の遺族は、「石綿の有害性は戦前から知られていたと聞きます。国が適切な規制をしていたら、こんなことにはならなかったのではないかと思うと、本当に悔しくてなりません」と記者団にコメントを発表した。

岐阜地裁での国賠提訴翌日、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会とアスベストユニオンは、羽島市内でアスベスト被害相談会・ホットラインを開催した。

新聞に折り込みチラシを入れたのと、岐阜、中日、毎日新聞各紙が前日の国賠訴訟提訴の記事とともに今回のアスベスト相談会開催の記事を掲載してくれた効果で、市民会館の会場には羽島工場で吹き付け材や石綿建材の製造に従事した方々が相談に訪れた。石綿建材の製造に従事していた男性は、「今年に入って胞水が溜まるようになり、息苦しく、行動が制限されるようになった。どうしたらよいか」と相談していた。電話相談には羽島工場元従業員で、中皮腫でお亡くなりになった男性のお連れ合いから、定年後にパートで働いたため、労災保障の給付基礎日額が低くされてしまったという相談も寄せられた。

(名古屋労災職業病研究会)

にかけ粉碎する。③綿状になった原料石綿にタルクを混入する。④ホッパーから原料石綿を麻袋に詰め込むというものだった。

同社で製造された石綿材料はスレートや耐火ボード等の建築資材、自動車のブレーキライニング、建築物の耐火吹付け材として使用された。また、ボイラーの断熱材に使われた石綿や酸素ポンベの容器に充填されていた廃石綿を回収し、再利用もしていたと言う。

辰夫さんは、工場内で②解綿作業→③ブレンド作業→④袋詰め作業に従事した。当時の工場内を知る元同僚は、「工場内はいつも白い石綿の綿がもうもうと舞っていて非常に埃っぽかった。床上には石綿が3センチほど積もっていた」と証言している。

辰夫さんは、1978年10月に同社を退職後他の仕事に就いていた。1989年、職場の健康診断で胸部の異常影を指摘され、精密検査を受けた。

当初、自覚症状はなかったが、4～5年経つうちにカゼでもないのに咳をするようになり、呼吸が苦しくなってきた。1996年6月、主治医の勧めで1週間ほど入院した。同年9月、埼玉労基局(当時)にじん肺管理区分申請を行い、10月にじん肺管理3口(Pr3、F+)の決定を受けた。呼吸困難が激しくなり2度目の入院となったが、1996年12月、他界された。享年50歳。死因は石綿肺による間質性肺炎、肺線がんだった。

遺族の久枝さんから当会に相談があったのは辰夫さんが亡

東京地裁にも泉南型国賠

埼玉●建材やブレーキ等の石綿材を製造

2016年9月28日、東京地裁に鷺谷久枝さんら原告4名は、亡夫・鷺谷辰夫さんが石綿工場で働き肺がんで死亡したことへの賠償を求めて国を被告に国家賠償請求の裁判を提訴した。鷺谷さんは中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会関東支部の会員。

提訴当日は、副会長の小菅千恵子さんと関東支部世話人の松島恵一さんが駆けつけ、鷺谷さんを激励した。提訴後、鷺谷さんは菅野典浩弁護士とともに

記者会見を行い、当夜のNHKニュースが報じた。

鷺谷辰夫さんは、1968年7月から1978年10月までの間、埼玉県吉川市内の明興産業(株)に勤務した。同社では当時、建築資材やブレーキライニング等で使用する石綿材料を製造していた。その製造工程は、①商社が輸入した原料石綿を横浜港の倉庫から工場に搬入する。②繊維状の原料石綿を綿状に加工(解綿)するためにクラッシャー機械

くなくて5年目になる時効直前のこと。久枝さんは遺族補償請求の手續を春日部労基署にとり、翌2002年2月に認定を受けるとができた。

故鷺谷辰夫さんは1968～78年まで石綿工場で働いていた。泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決を受けた国の和解解決方針の、国が局所排気装置の設置を義務づけなかった期間に一部該当しており提訴の要件を満たしていた。

遺族の鷺谷久枝さんに国賠による和解手續を説明し、アスベスト訴訟弁護団とも協議しながら、菅野典弘弁護士に閣賠訴訟を担当していただくことになった。

鷺谷さんの国賠裁判を全力で

支援するとともに、国に早期の和解を強く求めていきたいと思う。また、国に国賠和解手續の要件を満たす労災認定者、じん肺管理区分決定者に対して個別の周知を行うよう要請している。

これまで全国で被害者約50名がこの国賠和解手續で救済されているが、まだ圧倒的に少ないと言わざるを得ない。患者と家族の会の推計では、約400事業所、約1,200人の被害者が権利救済の対象であると見込んでいる。

今後もアスベスト被害根絶に向けて、大阪泉南アスベスト国賠訴訟が勝ち取った最高裁判決の救済の地平をさらに拡大するよう努めていきたいと思う。

(東京労働安全衛生センター)

議室を無償でお借りし、また建設業の被災者が多いので建設組合には賛同団体として会に入会してもらい、相談会にはアドバイザーとして参加していただいた。

これまでの相談者は合計27人で、「業種別」では建設業12、製造業4、公務員3、ばく露不明4、ビルメンテナンス1、自動車整備業1、環境ばく露1。「職種別」では大工6、電気工事関連3、タイル・給排水・解体工事2、内装・軽天工2、吹付工1、工場配管関連1、ビルメンテナンス1、自動車関連2、石綿製品製造2、教員1、ばく露不明4、環境ばく露1。「疾病別」では中皮腫10、肺がん6、胸膜プラーク4、びまん性胸膜肥厚1、間質性肺炎2、その他4です。そのうち労災業務上決定が3件(大工・タイル工・配管製造業)で、公務災害請求中が1件である(教員電気工事関連)。

これからの山梨支部の活動として、①被害者救済の相談活動、②講演会等の啓発活動、③医療機関への訪問、④厚生労働省、山梨労働局、県内労働基準監督署への要請活動、⑤会の本部や他支部との交流等を行っていく。今後ともどうぞよろしく願いいたします。



(山梨支部事務局/鈴木江郎)
中皮腫・アスベスト疾患患者と家族の会山梨支部
住所／山梨県甲府市下石田
2-10-24山梨県建設組合連合会内
電話／055-232-8845
FAX／055-226-4014

患者・家族の会山梨支部設立

山梨●2年間で10回の相談会を開催

2016年12月3日に山梨県建設組合連合会館にて「山梨支部」の設立の集いを開催した。あわせて永倉冬史さん(中皮腫・じん肺・アスベストセンター事務局長)の「あなたの身近なアスベスト問題」と題した記念講演会も行った。患者と家族の会10人、山梨県建設組合14人、一般1人(石綿除去業者)の合計25人の参加となった。

山梨支部の会員数は、本人4人、家族2人、賛同団体1団体の7会員で、支部世話人には有

泉氏が就任された。会員の「疾病別」では、中皮腫3人、肺がん1人、胸膜プラーク2人。「業種別」では、建設業2人、製造業2人、公務員2人。支部の窓口は山梨県建設組合連合会内に置き、相談対応は鈴木江郎(支部事務局)が行う。

山梨県内での患者と家族の会としての相談活動は2014年度から開始し、これまでに計10回の相談会を開いた。2015年度から相談会は地元の建設組合である山梨県建設組合連合会の会

サムソン座り込み1年超す

韓国●対話求め続ける職業病被害者

■「話し合おう」道路で1年間叫んだサムソン職業病被害者

サムソン職業病問題の正しい解決を求めて昨年10月に街頭に出た「半導体労働者の健康と人権守り」(パノリム)の座り込みが、いつの間にか1年を迎えた。これらは江南(カンナム)駅8番出口の前のサムソン電子広報館の前で、1年間対話を要求しているが、サムソンは[2016年]1月に再発防止対策に合意した以降は、一切の対話に応じていない。

サムソンとの対話を要求して街頭で座り込みを始めたパノリムは、いろいろな活動によってサムソン職業病問題がいまも終わっていないことを知らせた。この1年間、市民社会各界の要人をはじめ、サムソン職業病問題の解決を応援する市民がパノリムの座り込み場を訪ね、連帯の発言を一日も途切れることなく続けた。こうしてたまった連帯のメッセージは「今、サムソンが答えろ」という題の400ページを越える本として出版された。

◆故ファン・ユミさんのお父さん ファン・サンギさん

2007年にサムソンの半導体器興工場で働いていて白血病で死亡したファン・ユミさんのお父さんのファン・サンギさんは、街頭で

の座り込み1年を迎えた所感を、複雑で、息苦しい表情で話した。「話し合いをしようと座り込みを始めたが…、サムソンが1年もこの問題について拒否するとは思わなかった」サムソンはただの一度も座り込み場に来なかった。

「座り込みを続けた1年間で何が最も記憶に残っていますか」に、ファンさんは座り込み場の前に展示された76個の草花を指差した。白いゴム靴に植えられた76の草花は、パノリムに申告されたサムソン半導体・LCD工場の労災死亡労働者を象徴する。

ファンさんは「通り過ぎる市民が、時々『とても美しい』と言い、売り物かと尋ねる」、「そんなときに被害者の話をする『サムソンで働いて死んだ人がこんなに多いとは知らなかった』と言って、花を買う金でパノリムに寄付をして行く。そんなときは本当に胸が熱くなる」と話した。

彼は「最も重要なことはサムソンとの対話」と言いながらも、「政府も積極的に出てきてこの問題を解決すれば、職業病による国民医療保険や労災保険も節約でき、社会も安定に戻るのではないか」と言って、口惜しさも表した。

◆サムソン職業病問題、まだ終わっていない

サムソンの職業病問題は依然として現在進行形だ。今(2016)年7月までにパノリムに情報提供された職業病の被害申告だけでも224件で、勤労福祉公団で進行中の審査は20件、裁判所で訴訟中のものも8件になる。

また今年も、この間に半導体関連の職業病と認定されなかった疾病に、労災を認める初めての事例も次々と出てきた。

今年1月、裁判所はサムソン半導体工場に働いて2012年に卵巣がんで死亡したイ某さんに勝訴判決を出すことによって、初めて「卵巣がん」を産業災害と認定した。また、勤労福祉公団も6月と8月に「悪性リンパ種」と「肺がん」による死亡についても、それぞれ産業災害と認定した。これで現在まで裁判所と勤労福祉公団から労災を認められたサムソン職業病被害者は合計13人で、疾病は白血病、リンパ種、再生不良性貧血、乳がん、多発性神経病変、脳腫瘍、卵巣がん、肺がんなど、合計8種になる。

2016年10月7日 民衆の声

■労災保険料割引特典の1位はサムソン

上位30の大企業集団が昨年(2015年)に割引された労災保険料は4981億ウォンで、全体の34%を占めたことが分かった。このうちサムソンが1,009億ウォンを割引されて1位となった。

国会・環境労働委員会のカン・ピョンウォン(トプロ民主党)議員が9月18日に雇用労働部から提出させた「個別実績料率制適

用による労災保険料減免現況」によれば、昨年個別実績料率制を適用された事業、合計8万971か所が保険料1兆4,447億ウォンを減免された。このうち30大企業集団(1,722事業場)は全体の34%に当たる4,981億ウォンを節減できた。

大企業集団別に見ると、白血病の問題を抱えているサムソン電子を含むサムソンが1,009億ウォンを割引されて1位を占め、現代自動車(785億ウォン)、SK(379億7千万ウォン)、LG(379億1千万ウォン)、ロッテ(265億ウォン)が続いた。今年9人(下請け労働者6人)の労災死亡者が発生した現代重工業は、228億ウォンを減免されて7位を占めた。

このように大企業集団が労災保険料の大幅な割引を受けることができた背景には、個別実績料率制がある。個別実績料率制は事業場の災害発生レベルによって、事業規模別に保険料率を上げたり下げたりする制度だ。労災が少なければ保険料率を一定比率で割引いて、多ければ高めることだ。保険料の割引を受けるために、労災を公傷で処理して隠したり、危険な業務を外注化する副作用を産んでいる、という指摘を受けている。

◆事業場規模上位0.78%が全体割引額の48%を獲得

このような憂慮にもかかわらず、今年からは、個別実績料率制の適用対象を常時勤務者数20人以上から10人以上、総工事実績40億ウォン以上の事業場から20億ウォン以上に拡大施行さ

れている。

個別実績料率制の適用で2003年に2,980億ウォンだった割引額は、2015年に1兆4,447億ウォンに、5倍程増加した状態だ。また、昨年の個別実績料率制適用事業場のうち0.7%に過ぎない1千人以上の事業場(577か所)が割引された保険料は4,505億9千万ウォン、工事実績2千億ウォン以上の事業場(65か所、0.08%)で、2,386億6千万ウォンを割引された。0.78%に過ぎない事業場が、半分に近い6,892億ウォン(47.7%)を減免されたのだ。

カン・ビョンウォン議員は「個別実績料率制の割引幅があまり大きく、保険料率に負担になっているのが実情」とし、「割引幅を企業規模に関係なく20%以下に減らすなど、不公正な個別実績料率制の調整を急がなければならない」と強調した。

2016年9月19日
毎日労働ニュース

■サムソン電子、職業病調停勧告案を廃棄しようと崔順実母娘にわいろ?

サムソン電子が白血病など職業病問題を有利な方向で解決するために、ミル財団とKスポーツ財団、崔順実(チェ・スンシル)母娘に金を渡したという疑惑が提起された。

キム・ヒョンゴン(トプロ民主党)議員は11月17日に国会で記者会見を行い、「サムソン電子が各種財団に基金を納付した対価として、政府が職業病の問題でどんな支援をしたのか捜査しな

ければならない」と話した。この日の記者会見には、サムソン電子で働いて職業病に罹った被害者と被害家族が参加した。

半導体労働者健康と人権守り(パノリム)とキム・ヒョンゴン議員は、サムソン電子が職業病問題を解決する公益法人の設立を無力化するために、政府にロビー活動をしたと主張した。サムソン電子が、チェ・スンシル、チョン・ユラ母娘がドイツに設立したコレ・スポーツに280万ユーロ(約35億ウォン)も送ったことが明らかになった。

コレ・スポーツに280万ユーロを送ったのは、昨年9月と10月の間だ。この時期はサムソンが、「サムソン電子半導体など、事業場での白血病など疾患発病に関する問題解決のための調停委員会」の公益法人の設立を核心内容とする調停勧告案を拒否して、サムソンが運営する独自の補償委員会を発足させた時期と一致する。その後、調停勧告案は無力化され、パノリムと労働界はサムソン電子に激しく抗議した。

イム・チャウン弁護士(パノリム活動家)は、「サムソンが調停勧告案を廃棄した時期は、チェ・スンシル母娘に数億ウォンを与えた時期と正確に一致しているので、徹底して捜査しなければならない」と主張した。

2016年11月18日
毎日労働ニュース

■国会提出の報告書を書き直したサムソン、何の措置もしない雇用部

10月に国会の国政監査で、サムソンが自らの工場に関する安全保健診断機関の「安全診断報告書」の内容を、営業秘密に当たるという理由で、内容を書き直したという論議が起きている中で、サムソンからこれを提出させて裁判所と国会に提出した雇用労働部が、国政監査によってサムソンの報告書変造の事実が分かった後も、1か月以上、サムソンに何の措置もしていないことが分かった。

10月に国政監査に提出された資料と11月29日にカン・ピョンウォン議員と「半導体労働者の健康と人権守り」(パノリム)が主催した国会討論会の資料を見ると、雇用部が2014年に国政監査と訴訟のためにウン・スミ前議員とソウル行政法院に提出した「2013年サムソン・ディスプレイ牙山工場に対する安全診断報告書」の一部が変造された事実が確認される。この報告書は、大韓産業安全協会がサムソンの事業場に対する安全保健診断を行った結果を記した報告書だ。雇用部はサムソン電子に「営業秘密に該当すると判断した内容を別にしろ」と伝えた後、これを受け取って国会と裁判所に提出したが、雇用部は自らが持っている原本と対照せずに提出したため、今年の国政監査で報告書の原本が提出されて論議になった。

例を挙げれば、原本には「L8工場」の11種の危険要因に対する問題点と改善対策を提言する11行の表記があるが、提出本では7行が削除され、原本に「危

険要因:11件」と書かれた部分は「危険要因:4件」と直している。また、原本の結論の部分には「次の事項について建議します」と建議事項4件を指摘した部分があるが、提出本には「次の事項について」が削除された後、建議事項4つがなくなった。

国政監査の前まで、サムソンが報告書を書き直したという事実さえ把握できなかった雇用部は、サムソンの報告書変造に対して何の措置も執っていない。カン・ピョンウォン議員は「犯罪行為である私文書偽造をしたサムソンの間違いは大きいですが、サムソンにだまされて国会・裁判所に文書を提出した雇用部の間違いはもっと大きい」とし、「雇用部はサムソンに対する捜査を依頼し、業務を怠った関連公務員たちを懲戒しなければならぬ」と主張した。

2016年11月30日
ハンギョレ新聞

■李在鎔副会長「サムソン電子・下請け業者の事故に重大な責任を感じる」

李在鎔(イ・ジェヨン)サムソン電子副会長がサムソン電子と協力業者で働く労働者の産業安全問題を認めると発言した。サムソン電子の白血病問題だけでなく、携帯電話の部品を生産する協力業者労働者の産業災害問題解決に元請けが取り組むという約束なので、実際に実行されるかが注目される。

イ副会長は12月6日に国会で行われた、朴槿恵(パク・クネ)政府の崔順実(チェ・スンシル)など

民間人による国政壟断疑惑事件真相究明の国政調査に参加して話した。ユン・正義党議員がサムソン電子LCD・半導体事業場の職業病集団被害の事例と、協力業者の労働者死亡・災害事故に関して質問し、これに答える過程で出た話だ。2007年に器興の半導体工場で働いて白血病で死亡した故ファン・ユミさんと、今年6月にエアコンの室外機作業中に墜落して死亡したサムソン電子サービスセンターの協力業者の設置・修理技士の事故がその事例だ。

イ副会長は「すべてのことに重大な責任を感じ、今後は私どもの事業場以外の協力会社の作業環境も整備する」と答えた。この前にユン議員は「ファン・ユミさんは24歳で亡くなった。サムソン電子は(ファンさんの闘病治療中に)補償金500万ウォンを出した。この事実を知っているか」と尋ねた。イ副会長は「子供を二人持つ父親として胸が痛い」と答えた。

イ副会長のこの日の発言に、パノリムのイ・ジョンラン労務士は「9年間も(パノリムの要求を)無視してきたのに、どうして信じられるか」、「イ副会長は今からでもパノリムとの対話を再開し、被害補償などの争点について議論すべきだ」と話した。パノリムはサムソン電子が主導する職業病の被害補償の中止を求めてサムソン電子の社屋の前で427日目の



座り込みを続けている。
2016年12月7日
日毎日労働ニュース
(翻訳:中村猛)

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: <http://joshrc.info/> <http://www.joshrc.org/~open/> <http://ameblo.jp/joshrc/>

- 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目ほくろビル4階
E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp
TEL (011)272-8855 / FAX (011)272-8880
- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
E-mail center@toshc.org
TEL (03)3683-9765 / FAX (03)3683-9766
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5
TEL (042)324-1024 / FAX (042)324-1024
- 東京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内
TEL (042)324-1922 / FAX (042)325-2663
- 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505
E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045)573-4289 / FAX (045)575-1948
- 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F
E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL (027)322-4545 / FAX (027)322-4540
- 長野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター
〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階
E-mail ape03602@go.tvm.ne.jp
TEL (0263)39-0021 / FAX (0263)33-6000
- 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟
〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16
E-mail KFR00474@nifty.com
TEL (025)265-5446 / FAX (025)230-6680
- 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1
E-mail roushokuken@be.to
TEL (052)837-7420 / FAX (052)837-7420
- 三重 ● みえ労災職業病センター
〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル
E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059)228-7977 / FAX (059)225-4402
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビジャス梅垣ビル1F
E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075)691-6191 / FAX (075)691-6145
- 大阪 ● 関西労働者安全センター
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
TEL (06)6943-1527 / FAX (06)6942-0278
- 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6
E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp
TEL (06)4950-6653 / FAX (06)4950-6653
- 兵庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付
TEL (06)6488-9952 / FAX (06)6488-2762
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階
E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp
TEL (078)382-2118 / FAX (078)382-2124
- 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター
〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内
E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp
TEL (086)232-3741 / FAX (086)232-3714
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0825 広島市南区金星町8-20 カナヤビル201号
E-mail hirosshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082)264-4110 / FAX (082)264-4123
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内
TEL (0857)22-6110 / FAX (0857)37-0090
〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり
/ FAX (0858)23-0155
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
E-mail info@tokushimajtuc-rengo.jp
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内
TEL (088)623-6362 / FAX (088)655-4113
- 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp
〒793-0051 西条市安知生138-5
TEL (0897)47-0307 / FAX (0897)47-0307
- 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28
TEL (088)845-3953 / FAX (088)845-3953
- 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック
TEL (096)360-1991 / FAX (096)368-6177
- 大分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター
E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
〒870-1133 大分市宮崎953-1(大分協和病院3階)
TEL (097)567-5177 / FAX (097)568-2317
- 宮崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会
E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
〒883-0021 日向市財光寺283番地25
TEL (0982)53-9400 / FAX (0982)53-3404
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会
E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
〒899-5215 始良郡加治木町本町403有明ビル2F
TEL (0995)63-1700 / FAX (0995)63-1701
- 沖縄 ● 沖縄労働安全衛生センター
〒902-0061 那覇市古島1-14-6
TEL (098)882-3990 / FAX (098)882-3990
- 自治体 ● 自治労安全衛生対策室
E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階
TEL (03)3239-9470 / FAX (03)3264-1432

